

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(6)親等による子どもの権利保障の支援	19 親等の子どもの権利への理解と関心が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場面で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。	17条		105		保育園だより	<p>■目的・目標：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育園を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての意識の向上を図るため、各種情報提供を行います。</p>	<p>入所時の保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に市民文化局人権・男女共同参画室が作成するパンフレット等の配布・説明を行うなどし、子どもを養育する保護者らの「子どもの権利」に対する意識づけや理解の促進を行いました。</p>	<p>年度初めの保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に市民文化局人権・男女共同参画室が作成するパンフレット等の配布・説明を行うなどし、子どもを養育する保護者らの「子どもの権利」に対する意識づけや理解の促進を行いました。</p>	<p>年度初めの保育内容説明会や懇談会等の場で、保護者等に市民文化局人権・男女共同参画室が作成するパンフレット等の配布・説明などを行い、子どもを養育する保護者らの「子どもの権利」に対する意識づけや理解の促進を行いました。</p>	<p>保護者や地域の方に向け、子どもの権利に対する各種情報提供を行い、子どもの権利についての意識の向上や理解の促進を図りました。</p> <p>引き続き、おたよりやパンフレット等を活用した発信を通して情報提供および周知を推進します。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
				106		保育園における子どもの権利の意識を高めるための機会づくり	<p>■目的・目標：利用者（保護者）に対して保育方針や子どもの権利保障への取組等について説明を行い、意見を出せる機会を持ち、利用者の意見を取り入れた保育運営を推進します。</p> <p>■事業概要：保護者に対しては懇談会を通じて、子どもの権利の啓発を行い、保育園職員については、研修を通じて啓発を行います。</p>	<p>入所時等の保育説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。</p> <p>保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。また、定期的に開催される保護者会等において、意見申出の方法を紹介したり、集約した意見の紹介を行うなどしました。</p>	<p>入所時等の保育説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。</p> <p>保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。また、定期的に開催される保護者会等において、意見申出の方法を紹介したり、集約した意見の紹介を行うなどしました。</p>	<p>入所時等の保育内容説明会の際に、保育方針や子どもの権利保障の取組等に関する説明を行いました。</p> <p>保護者からの意見について、口頭によるほか意見箱の設置による書面の受付を行い、意見申出の機会確保に努めました。また、定期的に開催される保護者会等において、意見申出の方法を紹介したり、集約した意見の紹介を行うなどしました。</p>	<p>保護者に対して保育方針および子どもの権利保障への取組等について説明を行い、保護者からの意見を出せる機会を持ち、意見を取り入れた保育運営を行いました。また、保育園職員については、園内研修等を通して身近な事例から学ぶ機会をつくることで、意識啓発へとつながりました。</p> <p>引き続き、運営の柱として子どもの権利保障を位置づけ、保護者からの意見を取り入れながら保育運営を行う必要があります。また、職員の意識啓発にむけた取組みについて継続して実施することが必要です。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
				107	2	子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報（再掲）	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内小中学校の生徒や子育て施設の児童及び職員に川崎市子どもの権利条例を周知し、理解を深めます。</p> <p>■事業概要：条例理解のためのパンフレット等の小学校、中学校、高校を通じた児童生徒への配布や、各種親子向けイベントで条例説明等でのパネルの展覧などにより、子どもやその保護者に子どもの権利についての認識を深めてもらいます。</p>	<p>11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に87,456部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校、高等学校の全学級及び保育園等、市内子育て関連施設に9,501部を配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて子どもの権利について説明しました。</p>	<p>11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校の全児童に142,330部一斉配布しました。市内小学校114校の新しい1年生向け学校説明会の際に17,570部配布しました。また、2種類あった条例パンフレットを統合し、学校及び保育園、子育て関連施設に7,221部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて資料配布し、依頼しました。</p>	<p>11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校の全児童生徒に143,950部一斉配布しました。市内小学校114校の新しい1年生向け学校説明会の際に16,085部配布しました。</p> <p>また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校の全職員及び保育園、子育て関連施設に14,186部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて資料配布し、依頼しました。</p> <p>そのほか、今年度は民生委員の改選に合わせて1,525部一斉配布しました。</p>	<p>毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また小学校就学のタイミングでも配布するようにしたことで保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることにもつながり、認知度が高まっています。</p> <p>子どもだけでなく大人向けにも広く子どもの権利について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
				108	36	子どもの権利に関する学習等への支援（再掲）	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする」と定められた条文を具現化するために、学習等への支援を実施します。</p> <p>■事業概要：市民や市民グループ等による学習会・研修会等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を高めまします。</p>	<p>市民団体が市民企画事業を実施する際のほか、子どもの権利に関心の深い市民や市民団体が自主的に研修等を実施する際に、パンフレット等を提供し、延べ7,972部配布し活用してもらいました。</p>	<p>市民団体が市民企画事業を実施する際や、子どもの権利に関心の深い市民や市民団体が自主的に研修等を実施する際、派遣講師による子どもに関する職員向けの研修等に、パンフレット等を延べ5,276部配布し、活用してもらいました。</p>	<p>市民団体が市民企画事業を実施する際や、子どもの権利に関心の深い市民や市民団体が自主的に研修等を実施する際、派遣講師による子どもに関する職員向けの研修等に、パンフレット等を延べ19,852部配布し、活用してもらいました。</p>	<p>パンフレットを配布することで、各自が子どもの権利を再確認することや、子どもの権利の認知度を高めることに繋がっていると考えられます。また、派遣講師以外にも区の子育てフェスタや関係部署を通じて資料配布したことで学習の機会に繋がりました。</p> <p>今後も市民の学習機会がさらに増えるように市民団体や各区保育総合とも連携し広報していく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
				109	8	家庭・地域教育学級、家庭教育推進事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの健全な成長と子どもの権利の理解促進をめざします。</p> <p>■事業概要：教育文化会館や市民館及び学校において、子どもの理解や親の役割及び家庭環境や社会環境をめぐる諸問題についての学習機会の提供や啓発のためのイベント等を実施します。</p>	<p>子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、54校で開催しました。また、教育文化会館や市民館で「家庭・地域教育学級」を開催しました。更に、企業等との連携による家庭教育事業を実施しました。</p>	<p>子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、85校で開催しました。また、教育文化会館や市民館で「家庭・地域教育学級」を開催しました。更に、企業等との連携による家庭教育事業を実施しました。</p>	<p>子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、111校で開催しました。また、教育文化会館や市民館で「家庭・地域教育学級」を開催しました。更に、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座を実施しました。</p>	<p>子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えるきっかけになりました。子どもを理解するに当たっては、子どもに権利があることを知ってもらうことを心がけました。</p> <p>家庭教育はすべての教育の出発点であることから、既存事業に参加できない家庭へのアプローチを続ける必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				110		PTA活動研修（教育文化会館・市民館）	<p>■目的・目標：子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の活性化をめざします。</p> <p>■事業概要：各学区や行政区の特色を活かしながら、PTA活動の更なる活性化をともに考える研修を行います。</p>	<p>PTA活動における各委員会の役割を考え、他校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ547名が参加しました。</p>	<p>PTA活動における各委員会の役割を考え、他校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ1180名が参加しました。</p>	<p>PTA活動における各委員会の役割を考え、他校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ1,237名が参加しました。</p>	<p>PTA活動への理解を深め、各学校でのPTA活動を支援することができました。題材として取り上げませんでしたが、常に意識して取り組まれました。</p> <p>PTA役員は単年度で交代していくため、継続して支援を行う必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				111	9 103	平和・人権学習（再掲）	<p>■目的・目標：平和や人権の尊重、子どもの権利に関する理解促進をめざします。</p> <p>■事業概要：教育文化会館や市民館において、共に生きる地域社会の創造をめざして、学習事業を実施します。</p>	<p>平和・人権学習は、教育文化会館・市民館（地区館7館）において、各館1事業（複数回の講座）以上を開催するものとしています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度前半の事業実施を見合わせていましたが、バーテーション設置等の対策を講じるとともに、講座規模の縮小（1コマの時間を減等）やICT活用をするなど工夫をしながら、令和2年度については5館で1事業2館で2事業、計9事業（9講座）を開催し、延べ511名が参加しました。</p> <p>事業内容としては、障がい者、環境、戦争、LGBT、平和などのテーマを取り上げました。</p>	<p>平和・人権・男女平等推進学習は、教育文化会館・市民館（地区館7館）において、各館1事業（複数回の講座）以上を開催するものとしています。人権、戦争、性教育、子育て、男女共同参画などのテーマで、教育文化会館・6市民館において、平和・人権・男女平等に関する講座を16講座開催し、延べ659名が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の講座において、オンライン併用で開催しました。</p>	<p>平和・人権・男女平等推進学習は、教育文化会館・市民館（地区館7館）において、各館1事業（複数回の講座）以上を開催するものとしています。人権、戦争、性教育、子育て、男女共同参画などのテーマで、教育文化会館・6市民館において、平和・人権・男女平等に関する講座を14講座開催し、延べ702名が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、1講座が全日程において中止となりました。</p>	<p>子どもを含めた人権の尊重に関する学習を行い、共に生きる地域社会の創造に努めました。子どもの権利条例の存在を知ってもらい、子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。</p> <p>多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				112	11	子どもの権利に関する週間（再掲）	<p>■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めていきます。</p> <p>■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生・共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ670人参加）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生・共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ723人参加）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生・共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生・共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。</p> <p>しかし、各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行い、さらに取組やすくするための検討が必要です。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	19 さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。	18条		113		かわさき子育てガイドブック	<p>■目的・目標：親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。</p> <p>■事業概要：妊産期から子どもが青少年期に至るまでの様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系つけた子育てガイドブックを作成、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図ります。</p>	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系つけた子育てガイドブックを23,000部作成しました。母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系つけた子育てガイドブックを23,000部作成しました。母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。	子ども・若者に関する様々な事業や制度を年齢別、項目別に体系つけた子育てガイドブックを19,000部作成しました。母子手帳交付時等に市民に配布することで、子育てに関する情報を提供し、各事業の利用促進を図りました。	広く市民に子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行い各事業の利用促進につなげました。 市民の方にとってより分かりやすく読みやすい子育てガイドブックの構成や、より多くの方にとってもらうための広報等について今後も検討していきます。	C	こども未来局	企画課	
				114		子育て情報誌の発行（川崎区）	<p>■目的・目標：区内の保護者等に、子育て情報を提供し、安心して子育てをできるような支援を行います。子育て情報誌により、子育て情報を提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>■事業概要：川崎区の子育てに関する情報誌「さんほみち」の発行を行います。</p>	川崎区の子育て情報誌「さんほみち」の掲載内容を見直し、改訂版を4,700部発行して、子育て世帯等に子育てに関する制度等の子育て情報の提供を効果的に行うことができました。	川崎区の子育て情報誌「さんほみち」を、4,000部増刷して、子育て世帯等に子育てに関する制度等の情報提供を効果的に行うことができました。また、子育て情報誌「さんほみち」の広報チラシと広報グッズを作成し、それと同時にかわさき子育てアプリで広報をして、子育て世代やその家族に子育て情報誌「さんほみち」の活用を促しました。	川崎区の子育て情報誌「さんほみち」の掲載内容を見直し、改訂版を4,000部発行し、また「さんほみち」広報のチラシ2,000部、ウェットティッシュ2,000部を作成し、子育て世帯等に子育てに関する制度等の子育て情報の提供を効果的に行うことができました。また、かわさき子育てアプリで広報をして、さんほみちの活用を促しました。	川崎区の子育て情報誌「さんほみち」をR2年度は改訂版を4,700部、R3年度は4,000部を増刷し、R4年度は4,000部を改訂し配架しました。R3年度からは子育て情報誌「さんほみち」のチラシや広報物を作成し、配架や配布を行って子育て情報に関する周知を行いました。 子育て情報誌「さんほみち」を活用してもらうための工夫が必要となります。また、子育て情報誌「さんほみち」をより一層活用してもらうために広報の必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課	
				115		かわさき区子ども子育てページ	<p>■目的・目標：ホームページにより、身近な子育て情報を速やかに発信し、子育て情報入手の利便性を高め、子育てに関する多様な情報を速やかに提供することで、親子の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>■事業概要：相談事業、イベントなど区内の子育て・子育てに関する身近な情報を発信します。</p>	ホームページの更新による情報発信（随時更新）で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページの更新による情報発信（随時更新）で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページの更新による情報発信（随時更新）で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページの更新による情報発信（随時更新）で、事業やイベントなど区内の子育てと子育てに関する身近な情報を速やかに発信し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。	ホームページの更新による情報発信（随時更新）をしました。また、さんほみちのページでは、子育て情報を円滑に入手できるようにホームページに工夫をしました。 子育て情報を入力しやすいように、普段利用しやすいスマートフォンでかわさき子育てアプリやマイページなどにリンクし子育てページにつながるように連携する必要があります。また、子育てページにアクセスしやすく工夫する必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
				116		子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の発行	<p>■目的・目標：子育て中の世帯が孤立することなく、安心して子育てできるよう、幸区内を中心とした地域の子育て情報を掲載した情報誌「おこさまっぷさいわい」を発行します。</p> <p>■事業概要：子育て中の保護者等の区民からなる編集会議を開催し、「こんなあったらいいな」という子育てに役立つ情報をまとめ冊子とし、年1回発行します。</p>	前年度からの編集会議（子育てグループや関係団体（計17名）の委員）での意見を踏まえ、2020年度版を6月に発行しました。2022年度大改訂版の発行に向け、現役子育てママなどが委員となる編集会議を2回開催しました。	編集会議（子育てグループや関係団体（計16名）の委員）での意見を踏まえ、2021年度版を7月に発行しました。2022年度大改訂版の発行に向け、現役子育てママなどが委員となる編集会議を4回開催しました。	3年に1回の大改訂版である子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」を6,800部発行しました。子育てグループや関係団体（計16名）の編集委員の意見を取り入れ、子育て世代におすすめるスポットの記事事項を一新しました。また、約150箇所を配架にご協力いただき、SNSでの積極的な広報も行いました。編集会議については2回開催しました。	子育て世代の市民等から構成される編集会議を経て、子育て世帯にとって必要な情報誌として発行しました。より市民の方が手に取りやすいよう、行政機関のみでなく、書店等様々な場所で配架しました。 区内で大型マンションが建設されることにより子育て世帯の転入者が増加していることから、子育て世帯が地域で孤立することのないよう、区内の子育てスポットの情報を今後も継続的に提供していく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課	
				117		こども情報ネットさいわい	<p>■目的・目標：子育て支援団体が連携し、地域全体で子育てを応援するため、子どもや保護者が地域とのかかわりを持っている場や機会等を提供する「こども情報ネットさいわい」を発行します。</p> <p>■事業概要：子育て支援機関、団体が編集会議を行い、地域でのイベント情報や、取組の紹介等主に学齢期の子どものに関する情報をひとつにまとめ、年3回発行、配布します。</p>	子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持っているイベントや情報等掲載内容を検討し、こども情報ネット7月、10月、12月に発行しました。	子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持っているイベントや情報等掲載内容を検討し、こども情報ネット7月、10月、2月に発行しました。新たに小学生によるキッズリポーターが民生委員児童委員を取材した記事に掲載する企画を展開しました。	子育て支援機関・団体9団体が編集会議を行い、子どもや保護者が地域との関わりを持っているイベントや情報等掲載内容を検討し、こども情報ネット46号、47号、48号を7月、10月、2月に発行しました。また、小学生によるキッズリポーターが民生委員児童委員を取材した記事に掲載する企画を展開しました。	子育て支援機関・団体が連携し、子どもや保護者が地域とのかかわりを持っている場や機会等を提供する「こども情報ネットさいわい」を年3回発行し、学齢児童等に地域に関心を持ってもらうための情報を提供することができました。 子どもを取り巻く環境の変化に応じて、子ども・子育て支援に必要な情報を今後も引き続き提供していく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課	
				118		絵本の読み語りカレンダーの発行	<p>■目的・目標：区内子ども関係施設・保育所を利用して、親子のふれあいの場、学びの場、交流の場として絵本読み語りを実施し、地域の子育てのなかの親子の安全安心な居場所づくりと、健全な親子関係や豊かな心の育成を目指す。</p> <p>■事業概要：「読み語りタイム」を発行し、区内の保育園で実施している絵本の読み聞かせの予定や、認可保育園、園庭開放や行事、相談事業、子育てのアドバイス等、様々な子育て情報を提供します。</p>	「読み語りタイム」については、コロナ禍であるため、単独での発行は中止し、子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」に併せて情報提供を行いました。 絵本の読み聞かせについては、新型コロナウイルスによりほぼ中止していますが、一部保育園では、感染対策をしっかりと行っううえで、完全予約制や人数制限を行い、16施設、親子で593人参加しました。	「読み語りタイム」については、コロナ禍であるため、単独での発行は中止し、子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」に併せて情報提供を行いました。 絵本の読み聞かせについては、新型コロナウイルスによりほぼ中止していますが、一部保育園では、感染対策をしっかりと行っううえで、完全予約制にして実施しました。	「読み語りタイム」については、コロナ禍であるため、単独での発行は中止し、子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」に併せて情報提供を行いました。 絵本の読み聞かせについては、コロナ禍のため、予約制や人数制限など各保育園で色々と工夫をし家庭にいる子どもが絵本に触れる機会をつくりました。	コロナ禍においては、対面となる読み語りを乳幼児が生活する保育所に開催することが難しく、中止とする施設が多かったですが、公立保育園及び公立地域子育て支援センターにおいて、保育士が年齢に合わせて選んだ絵本を貸し出す「ベビーカーズルー」貸出絵本」を実施し、家庭での読み聞かせを通して健全な親子関係や子どもの豊かな心の育成を目指しました。 コロナ禍において、子育て支援から一線を引いてしまった保育施設に対して、地域の子育て支援を担う役割があることを、改めて認識してもらう必要があります。その際には絵本読み語りだけでなく、地域や時代にあった子育て支援をしていくことが望まれています。	D	幸区役所	保育所等・地域連携	
				119		子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」の発行	<p>■目的・目標：区内のイベント情報を定期的にカレンダー形式にして、地域の親子がイベントに参加しやすい情報を提供します。</p> <p>■事業概要：区内の子育て関連施設の情報をまとめて月1回発行する。また、同時にホームページにも掲載し、子育てに関する情報を広く提供します。</p>	幸区内の子育て関連イベントがわかるように毎月800部発行しました。 コロナ禍であるため、「読み語りタイム」についての情報も「お散歩に行こうね！」に併せて発行しました。イベントや情報が少ない月においては、番外編として発行し、川崎市のホームページやスマートフォンから瞬時に情報が得られるよう2次元バーコードの周知に努めました。	幸区内の子育て関連イベントがわかるように毎月500部発行しました。 コロナ禍であるため、「読み語りタイム」についての情報も「お散歩に行こうね！」に併せて発行しました。川崎市のホームページやスマートフォンから瞬時に情報が得られるよう2次元バーコードの周知に努めました。	幸区内の子育て関連イベントがわかるように毎月発行しました。 コロナ禍であるため、「読み語りタイム」についての情報も「お散歩に行こうね！」に併せて発行しました。川崎市のホームページや子育てアプリなどスマートフォンから瞬時に情報が得られるよう登録の促進や2次元バーコードの周知に努め、安心して子育てができる環境の周知を行いました。	コロナ禍では行える支援に限りがあったものの、様々な場所から情報をもらい、できる限りのイベント情報を発信するとともに、その情報提供の仕方を紙媒体からアプリ等を活用する形に変更してきた。 HPやアプリを活用する情報発信については、情報が一歩ききしないよう、内容の精査とともに、古くなった情報を削除するなど、必要な情報が必要な人に届く方法の検討も必要。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
				120		子育て情報誌の作成事業（中原区）	<p>■目的・目標：中原区は子育て世帯の転入が多く、地域に馴染みがない中で子育てしている方が増加しています。こうした方が地域で孤立することなく、子育てを円滑かつ充実したものにしていただくため、子育て中の世帯に向けて多種多様な子育て関連情報を効果的に提供します。</p> <p>■事業概要：子育て情報誌「このゆびと〜まれ！」中原区子育て情報ガイドブック」の発行とそれに連動したホームページの運営を行うほか、子育て関連のタイムリーな情報を掲載した「子ネット通信」を区民協働で作成・発行します。</p>	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびと〜まれ」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを10,000部発行し、出生産受産や新生児訪問等の機会を通して多くの区民に情報を届けました。 その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびと〜まれ」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを10,000部発行し、出生産受産や新生児訪問等の機会を通して多くの区民に情報を届けました。 その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。 また、令和3年度にリニューアルされた「かわさき子育てアプリ」を通じて、乳幼児親子に向けた情報発信を積極的にを行いました。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびと〜まれ」の改訂版を9,000部、子ネット通信を年6回各10,000部発行したほか、子育て情報案内リーフレットを10,000部発行し、出生産受産や新生児訪問等の機会を通して多くの区民に情報を届けました。 その他、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、グランツリー武蔵小杉をはじめとした商業施設や地域の小売店舗等と連携し、店舗の授乳室・おむつ交換スペース等において中原区の子育て支援情報広報コーナーを設置するなどして、様々な媒体での広報を行いました。 また、令和3年度にリニューアルされた「かわさき子育てアプリ」を通じて、乳幼児親子に向けた情報発信を積極的にを行いました。	転入が多く地域に馴染みがないまま出産・子育てを行う区民が多い本区において、区役所や公共施設だけでなく、商業施設や病院などの身近な場所で子育て支援に関する情報にアクセスできるよう広報を行いました。また、紙媒体に加えウェブサイトやスマホアプリなどによる広報を積極的に実施しました。 新型コロナウイルスの影響により、子育て関連施設の利用者や乳幼児親子向けイベントが減少しており、紙媒体の広報物を対象者に届ける機会も減少しています。紙以外の様々な媒体でも情報にアクセスできるよう引き続き取り組んでいきます。	C	中原区役所	地域ケア推進課	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるように、必要な支援を行います。	18条		121		子育て支援情報の提供（中原区）	<p>■目的・目標：区民に向けて子育て支援情報を効果的に発信し、活用してもらうことで子育ての不安の軽減や育児力の向上、地域とのつながりにつなげます。</p> <p>■事業概要：子育て支援事業の案内や情報をチラシ、ホームページ、子育てアプリ等の様々な手段で発信し、転入が多く近隣の交流が少ない親子の孤立化を防ぎ、育児の不安感の軽減、子どもの健やかな育ちを支援します。また子育て世帯以外にも保育園が実施している地域支援事業を広く知ってもらい、地域作りにつなげます。</p>	<p>子どもが安心して過ごせる環境作りを目指し、公立保育所での地域支援事業「ベビーカーズルーで貸出し絵本」「子育てなんでも書いてみよう」の案内チラシや来賓士・看護士による子育てアドバイス、公立保育園の園だよりを定期的にホームページに掲載し、保育園での継続的な子育て支援事業につなげました。チラシの他、子育てに関するワンポイントアドバイスをまとめたリーフレット「たのしく子育て」を多世代が広く利用する区役所、商業施設グランツリーのベビールーム等で配架し、広く情報を提供しました。また、チラシ等の表現は、転入者や外国籍の方等、様々な人に理解しやすくしました。子育て相談では電話の他、メールでの相談も可能にいつでも相談しやすい状況をつくり子育ての負担軽減に努めました。</p>	<p>中原区保育・子育て総合支援センターの活動がわかるように「保育センダより」を作成し、ホームページに定期的に掲載しました。地域の子育て拠点として公立保育所の子育てアドバイザー、園だより、地域向けのたより、オンラインあそびの広場のチラシを作成し、定期的にホームページに掲載し、保育園での継続的な子育て支援事業につなげました。ホームページの他、多世代が広く利用する区役所、商業施設グランツリーのベビールーム、地域子育て支援センターなからはら等で配架し、情報提供をしました。この他、公立保育所・地域子育て支援センターなからはらの子育て支援事業を1枚にわかりやすくまとめチラシにし、赤ちゃん訪問でも配架しました。ホームページに入りやすいよう、2次元バーコードを必ず入れるようにしました。</p>	<p>身近な子育て支援の場としての、公立保育園、地域支援センターでの事業（育児相談・園庭開放・貸出し絵本・保育連続講座等）を2次元バーコード付きチラシにまとめ、地域支援課と連携し「両親学級」「赤ちゃん訪問」で配架しました。育児相談ツールとして、「子育てなんでも聞いてみよう」はこまめに更新し、利用者の目に触れやすいようにしました。また、土曜開所では、父親の利用も多く、子育て情報をまとめた父親向けチラシを作成し、広報しました。</p> <p>地域子育て支援センターでは、他の子育て支援センターや子育てサークル、こども文化センター、民間保育所の子育て情報の掲示するとともにこども文化センターの乳児室の案内チラシを作成し、広報しました。</p>	<p>コロナ禍では、オンライン講座・相談や対面時間の少ない「ベビーカーズルーで貸出し絵本」に取組み、広報しました。コロナが緩和され、withコロナになつてくると、対面でのイベントを求める姿がみられ、インターネットから申し込み、参加するという状況が適量なっています。転入者や出生率の高い区の特徴から、赤ちゃん訪問や両親学級に子育て情報のチラシを配架してきます。すぐに詳細がわかるようチラシに2次元バーコードをつけることで、ホームページの閲覧数も増えています。しかし、全体から見ると十分情報が渡っているとはいえ、必要なら必要な情報を届けるためには、ホームページ以外のインターネットの活用を検討をはじめ、関連機関との連携を強化し、ネットワークの拡充を推進していきます。</p>	C	中原区役所	保育所等・地域連携担当
				122		子育て情報発信事業	<p>■目的・目標：子育てしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>■事業概要：子育て中の親の立場に立った、より身近な子育て情報を発信・提供して、子育てしやすいまちづくりを推進します。「ホットこそだて・たかつ」の発案や、「かわさき子育てアプリ」などSNSを活用した子育て情報の発信を行います。</p>	<p>子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に7,000部発行新しました。高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。</p>	<p>子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に7,000部発行しました。高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。</p>	<p>子育て情報ガイドブック「ホットこそだて・たかつ」の情報を更新し、7月に7,000部発行しました。高津区へ転入する方に対し、「ホットこそだて・たかつ」のお知らせのチラシを区民課で配布しました。</p>	<p>高津区子ども・子育てネットワーク会議において、意見やアイデアを話し合った結果を反映して、身近な子育て情報を発信・提供することができました。区民課でのお知らせのチラシを配布することで、転入した方に子育て情報を届けることができました。情報を収集する手段が、紙媒体だけでなくホームページやSNSなど多様化する中で、必要な情報が必要なら届くよう検討をする余地があります。令和4年度も引き続き、子育て中の親の立場に立った情報を提供します。</p>	C	高津区役所	地域ケア推進課
				123		子育て情報発信事業（宮前区）	<p>■目的・目標：子育て世代の育児の孤立化の防止や育児不安についての軽減を図るために、様々な広報媒体を活用して、必要な情報を分かりやすく提供することにより、安心して子育てができる環境につなげます。</p> <p>■事業概要：子育て当事者が参加して作成する子育て情報誌「みやまえ子育てガイド」とことこ」を発行し、より身近で実用的な子育て情報の提供を実施します。また、ホームページでも同様の情報発信を実施します。</p>	<p>みやまえ子育てガイド「とことこ」について、時点修正を行い、より子育て当事者に必要な情報を提供できる体制づくりとして7000部を作成・配布しました。Facebook及びTwitter等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。</p>	<p>みやまえ子育てガイド「とことこ」について、時点修正を行い、より子育て当事者に必要な情報を提供できる体制づくりとして7000部を作成・配布しました。Facebook及びTwitter等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。</p>	<p>みやまえ子育てガイド「とことこ」について、時点修正を行い、より子育て当事者に必要な情報を提供できる体制づくりとして7000部を作成・配布しました。Facebook及びTwitter等を活用し、随時子ども・子育て情報の発信を行いました。</p>	<p>コロナ禍により活動を縮小する子育てグループ等もある中で、毎年情報の時点修正を行い、子育て世代が必要とする情報をまとめて冊子を発行しました。冊子は市民館・図書館や関係施設に配布を行いました。また、SNSで子育て情報の発信を行うことで、子育て中の地域住民に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供しました。今後も様々な広報媒体を活用し、必要な子育て情報を分かりやすく提供する必要があります。</p>	C	宮前区役所	地域ケア推進課
				124		こども・子育て情報収集・発信事業（多摩区）	<p>■目的・目標：多摩区内で安心して子育てができるよう子育てに係る基本的な情報を提供します。</p> <p>■事業概要：子育て支援情報を掲載した「多摩区地域子育て情報BOOK」を作成・配布するほか、子ども・子育てに係る支援制度や相談窓口、関連団体、催し、地域情報等を体系的に紹介した「多摩区子育てWEBこそだてweb」を運営します。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」を5,500部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供できるように工夫しました。また、「子どもの権利」に関するページを設け、啓発に努めました。</p> <p>「多摩区こそだてweb」の全体更新・随時詳細更新を行い、かわさき子育てアプリへの情報掲載を21件行いました。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」を5,000部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。</p> <p>「多摩区こそだてWeb」を随時更新しました。また「多摩区地域子育て情報BOOK」の発行後、「多摩区こそだてweb」の全体更新を行いました。</p>	<p>「多摩区地域子育て情報BOOK」を5,500部作成し、母子健康手帳交付者や乳幼児期の子育て中の転入者等に配布しました。そのほか、区内子育て支援施設等での配布やホームページへの掲載など、必要な方に広く情報を提供しました。</p> <p>「多摩区こそだてWeb」を随時更新しました。</p>	<p>掲載内容については、委託先と協議しながら地域の実情に応じた情報提供ができるよう検討し決定してきました。多様なライフスタイルがある中で、今後も紙媒体としての利点を生かしながら、継続して地域の実情及び子育て家庭のニーズを考慮した情報提供を検討していく必要があります。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課
				125		子育て支援情報の提供（麻生区）	<p>■目的・目標：区内の保護者等に、子育て支援関連の施設や制度などの情報を提供します。</p> <p>■事業概要：「ちびっこカレンダー」や子育て情報誌「きゅっとハグあさお」「ちびっこおでかけMAP」などの作成・配布、「こども情報コーナー」の設置により、子育て情報の発信を行います。</p>	<p>子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」（5,600部改訂）や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」（11,000部作成）を配布し、子育てに役立つ情報の発信を行いました。</p>	<p>子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」（5,600部）、子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」（11,000部）の内容のリニューアルして発行することで、子育てに役立つ情報の発信を行いました。</p>	<p>子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」（5,600部）や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」（11,000部）を配布し、子育てに役立つ情報の発信を行いました。</p>	<p>区民のニーズに沿った情報を提供を行うことができました。引き続き、最新の情報の発信を行うと共に、ニーズに沿った情報発信を行うために、内容の検証をしながらの改訂を検討します。</p>	C	麻生区役所	地域ケア推進課
				126		公立保育園 遊びの会	<p>■目的：区内公立保育園が、近隣在住の親子に、身近な場所と一緒に遊べる場を提供するとともに、保育園児とともに過ごすことにより、在園児からの刺激や成長の見通しの獲得、不安感・孤立感の解消、地域で子育てを行う親子の仲間づくりにつなげる。</p> <p>■事業概要：園庭開放、水遊び開放・体験保育・ふれあい遊びや体を使った遊び、園庭あそび、音楽に合わせた遊び等を親子で楽しむ「遊びの会」・絵本貸出しを実施します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、絵本貸出しのみ実施しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、絵本貸出しとオンラインを活用した講座を中心に実施しました。なお、感染状況が落ち着いている時期には、白山保育園で「遊びの広場」を実施できました。また、保育園の子どもと接触しない時間帯で、全ての公立保育園において園庭開放も実施しました。</p>	<p>withコロナで地域子育て支援を考慮、保育園児と交流しないよう工夫をして公立保育所で実施できる支援を実施した。園児と交わらない時間の園庭開放、絵本貸出しは区内高率保育所力所で実施、保育所での遊びを家で体験できるように手作り遊具キットをプレゼントした。支援ルームがある白山、上麻生保育園では対面でのあそびの広場も実施、使用していない時には室内開放も実施した。オンラインでもあそびの広場や相談事業を実施した。</p>	<p>コロナ感染症対策のため公立保育所へ地域の方を受け入れることが難しい状況にあったが、実施方法を工夫してできる事を継続した。令和3年からはオンラインも使用できるようになり、講座や相談事業等を実施できるようになった。新型コロナウイルス感染症が5類になることで、支援の対面実施ができるようになるが、感染症は終息してはいないので、状況を見ながら臨機応変な対応が必要になる。対面実施ができるようになるが、支援の枠も広がるのでオンラインを活かした支援も継続して実施していく。</p>	C	こども未来局	麻生区保育組合支援担当
127		教育広報誌「教育だよりかわさき」	<p>■目的・目標：教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、児童生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図ります。</p> <p>■事業概要：児童生徒、保護者及び市民等に対して、本市教育行政施策の紹介、その他教育に関する情報をわかりやすく提供するため、「教育だよりかわさき」を年3回発行します。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」の発行については、年2回の発行としました。なお、11月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載しました。</p>	<p>年3回発行する教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」のうち、7月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載しました。</p>	<p>年3回発行する教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」のうち、11月発行分の中で子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載しました。</p>	<p>毎年11月20日のかわさき子どもの権利の日にあわせ、教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」に子どもの権利についての理解を深めるための記事を掲載することで、児童生徒、保護者、市民活動団体等に対し、効果的に情報を提供することができました。子どもの権利についての理解を深めるため、引き続き、教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」の中で記事を掲載していきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室				
(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		128	72	地域療育センター（再掲）	<p>■目的・目標：0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族について、相談・診察・評価・訓練及び全般的な支援を行います。</p> <p>■事業概要：関係機関と連携をとりながら、相談・診察等の総合的療育サービスを展開し、子どもに沿った援助を総合的にを行います。</p>	<p>指定管理者に運営を委託している中央療育センター、南部・北部地域療育センターの適切な運営を継続するとともに、民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで障害及び障害の疑いのあるお子さんについて適切な評価に基づく、総合的な療育・支援を行いました。</p>	<p>指定管理者に運営を委託している中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の療育センターで適切な運営を継続しました。また、障害及び障害の疑いのあるお子さんについて適切な評価や総合的な療育・支援を実施すると共に、川崎区及び幸区においては子ども発達・相談センターを開設し、お子さんの発達に関する相談窓口を増やすことで、相談までの待機時間を短縮しました。</p>	<p>指定管理者に運営を委託する中央療育センター、南部・北部地域療育センター及び民設の川崎西部地域療育センターと合わせ市内4か所の地域療育センターにおいて、適切な運営を継続するとともに、障害及び障害の疑いのあるお子さんについて適切な評価や総合的な療育・支援を実施しました。また、令和3年度に川崎区・幸区へ設置した子ども発達・相談センターについては、令和4年度は宮前区・多摩区に新たに設置しました。</p>	<p>地域療育センターについては、0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのあるお子さんとその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行いました。一方、社会的な障害に対する認識の高まりにより、地域療育センターへの相談が近年急増し、課題が顕在化したことから、発達に不安のあるお子さんの専門相談窓口として、新たに子ども発達・相談センターの開設を進め、地域療育センターは特に支援が必要な障害児への支援に注力できる体制への移行を開始しました。子ども発達・相談センターは現在市内4区に設置していますが、引き続き設置効果を検証しつつ、未設置区への設置を進め、相談支援体制の強化を図ります。</p>	C	健康福祉局	障害計画課

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		129	69	思春期精神保健相談（再掲）	<p>■目的・目標：思春期の精神保健に関する相談、親支援、関係機関連携を行います。</p> <p>■事業概要：概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談、家族向けセミナー等を行います。また事例検討会、思春期従事者学協会を開催を通して、多くの思春期相談機関との連携強化を図ります。</p>	<p>思春期精神保健に関する電話相談を通年受けました。また、関係機関職員に向けて事例検討および医療相談を年6回、思春期電話相談スーパーバイズ研修を年4回、電話相談従事者研修会を年2回、その他コンサルテーション等を適宜実施しました。子ども本人はもちろんのこと、そのご家族や関係機関にも支援を行うことで、子どもの心の健康の維持促進あるいは回復を行いました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集合研修となる家族向けセミナーは十分な感染予防策をした開催は難しいと判断し、行いませんでした。</p>	<p>令和3年度組織再編に伴い、思春期精神保健に関する電話相談を引継ぎ、通年実施しました。また、思春期精神保健電話相談スーパーバイズを年6回実施しました。</p>	<p>思春期精神保健電話相談を通年で実施しました。思春期精神保健電話相談のスーパーバイズを隔月で年6回開催しました。担当職員の思春期精神保健電話相談のスキルアップとともに、関係機関にも周知し、児童相談所職員にも参加してもらい事例検討を1回実施しました。</p>	<p>思春期精神保健電話相談スーパーバイズを実施し、相談を受ける職員のスキルを向上させながら電話相談を実施することができました。</p> <p>児童相談所以外の思春期の各種相談に対応している区役所、教育機関等も参加できるように、引き続き関係機関に思春期精神保健電話相談スーパーバイズを周知していきたいと考えております。</p>	C	健康福祉局	こころの健康課
				130		地域子育て支援センター事業	<p>■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。</p> <p>■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p>	<p>市内54か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。子育てアプリやSNSを活用した広報を強化し、利用者増につなげました。</p>	<p>子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和につなげました。</p> <p>新型コロナウイルスの影響は回復傾向にあり、利用者数等はコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、より一層の利用者増のため、引き続き、広報等の強化を図っていきます。</p>	C	こども未来局	企画課 運営管理課
				131		体験保育等	<p>■目的・目標：地域の子育て家庭が、保育園の生活や遊びの体験を通して、子育てにゆとりと自信を持ち、子育ての不安感を軽減し、育児力の向上を図ります。支援が必要なケースは、関係機関との連携を図り継続支援に繋がります。</p> <p>■事業概要：同年齢のクラスに入り、交流しながら子どもの育ちの理解や子育ての楽しさを体験します。育児不安や発達支援等が必要な親子には継続的に体験保育を行います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた体験保育は実施できませんでしたが、感染症対策を取りながら簡易な相談対応を実施したり、市民の閲覧可能な本市ホームページにお便りや資料を載せること等により、年齢の子どもの発達・発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることともに、子育てに対する不安軽減や自信に繋げるよう努めました。</p>	<p>昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた体験保育は実施できませんでしたが、感染症対策を取りながら簡易な相談対応を実施したり、オンラインによる相談の実施等により、年齢の子どもの発達・発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることともに、子育てに対する不安軽減や自信に繋げるよう努めました。</p>	<p>一昨年、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた体験保育は実施できませんでしたが、感染症対策を取りながら簡易な相談対応や、オンラインによる相談対応等を実施することで、年齢の子どもの発達・発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることともに、子育てに対する不安軽減や自信に繋げるよう努めました。</p>	<p>予定していた体験保育は実施できませんでしたが、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、簡易な相談対応や、オンラインによる相談対応等の実施により、年齢の子どもの発達・発達の特徴を知り、成長の見通しを持つことができることともに、子育てに対する不安軽減につながりました。</p> <p>実践フィールドでの保育体験とオンライン等を活用した支援を通して、子育てに自信を持ち、不安を軽減できるような支援を推進する必要があります。</p>	D	こども未来局	保育・子育て推進部
				132		父親の子育て体験講座	<p>■目的・目標：男性の子育ての意識の向上を図り、育児参加促進及び、啓発を行います。</p> <p>■事業概要：年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方や親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせ、子育てへの関心、理解を深めます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた事業開催はできませんでしたが、父親が楽しく子育てに参加するための実践動画を配信したり、市民の閲覧可能な本市ホームページにお便りや資料を載せること等により、父親の育児参加を促進しました。</p>	<p>昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた事業開催はできませんでしたが、父親が楽しく子育てに参加するための実践動画を配信したり、オンラインによる相談の実施等により、父親の育児参加を促進しました。</p>	<p>父親が楽しく子育てに参加するための実践動画の配信や、オンラインによる相談の実施等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、参加人数の制限や内容を工夫しながら、対面による講座を実施し、父親の育児参加を促進しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への配慮のもと、年齢の発達に応じた子どもに対する理解と関わり方を、親子で楽しむふれあい遊びなどを知らせながら、男性の子育ての意識の向上を図りました。</p> <p>父親が育児参加に関心を持つよう、実践フィールドでの保育体験とオンライン等を活用した支援を通して、父親の育児参加を促進する必要があります。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
				133		保育連続講座	<p>■目的・目標：同じ保護者が連続して講座に参加することで、保護者間で子育ての楽しさを共有し、交流を深め仲間づくりに繋がります。子どもの育ちや関わり方、健康・食育に関する知識や情報を伝え、育児力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育士による年齢発達に応じた遊びや栄養士・看護師による食育・健康講座を実施し、子育ての悩みや不安を解消し、育児力の向上を図ります。親子の交流と仲間づくりを推進します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた事業開催はできませんでしたが、実践動画の配信や市民の閲覧可能な本市ホームページに専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関するアドバイス掲載することにより、母親の子育ての不安、悩み解消を図りました。</p>	<p>昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた事業開催はできませんでしたが、実践動画の配信やオンラインによる相談の実施等により、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関する助言等をおこない、母親の子育ての不安、悩み解消を図りました。</p>	<p>前半は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、実践動画の配信やオンラインによる相談の実施等により、専門職（保育士・栄養士・看護師）からの子育てに関する助言等をおこない、母親の子育ての不安、悩み解消を図りました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、連続講座参加者同士の交流を深め、保護者間で子育ての楽しさを共有し、仲間づくりにつなげるとともに、子育ての悩みや不安を解消し育児力の向上を図りました。</p> <p>実践フィールドでの保育体験とオンライン等を活用した支援を通して、子育てに自信を持ち、不安を軽減できるような支援を推進する必要があります。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
				134		ひとり親家庭への相談支援事業	<p>■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、生活・就業にかかる相談に応じ、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への繋ぎを行います。</p> <p>■事業概要：ひとり親家庭がその状況に応じた必要な支援を受けることができるよう、児童扶養手当、保育所入所等の受付・相談を通して状況を把握し、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援や関係機関への繋ぎを行います。</p>	<p>「ひとり親家庭サポートガイドブックまなざし」を改訂し、ひとり親家庭の方が来所する窓口で配布することで、丁寧かつ分かりやすく支援策の周知を行い、必要に応じた適切な窓口への案内に繋がりました。</p> <p>また、児童扶養手当の現況届提出時にあわせ、母子父子福祉センターサンライヴによる出張相談を実施しました。</p> <p>さらに、ひとり親家庭の方の初期相談に適切に対応するため、区役所や母子父子福祉センターサンライヴなどの関係機関職員を対象として支援者向け研修を実施しました。</p>	<p>「ひとり親家庭サポートガイドブックまなざし」を改訂し、ひとり親家庭の方が来所する窓口で配布することで、丁寧かつ分かりやすく支援策の周知を行い、必要に応じた適切な窓口への案内に繋がりました。</p> <p>また、児童扶養手当の現況届提出時にあわせ、母子父子福祉センターサンライヴによる出張相談を実施しました。</p> <p>さらに、ひとり親家庭の方の初期相談に適切に対応するため、区役所や母子父子福祉センター サンライヴなどの関係機関職員を対象として支援者向け研修を実施しました。</p>	<p>区役所及び母子父子福祉センターサンライヴにおいて、各種手続き等のため来庁する機会等においても必要に応じて適切な支援につなげるよう取り組みました。</p> <p>特に、区役所における児童扶養手当の現況届において、来庁者のプライバシー等に配慮した受付体制を確保したうえで実施しました。</p> <p>ひとり親家庭の支援者となりうる関係機関や事業者を対象とした研修の実施や、庁内向けのeラーニングの公開等、関係者への制度周知・スキルアップに取り組みしました。</p>	<p>ひとり親家庭の支援者向けの研修や機械をどうした制度周知等を行ってきた結果、関係機関やサポートガイドブック等を活用される等の成果がでてきました。また、区役所における主に現況届の受付についても、来庁者への配慮や必要に応じた相談対応の実施体制等も改善されました。</p> <p>引き続き、ひとり親家庭に寄り添った相談対応を行うとともに、当事者・支援者ともに活用することができるサポートガイドブックについて、さらに使いやすいものにできるよう改善に取り組みします。</p>	B	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（家庭支援）
				135		母子父子福祉センターサンライヴ事業	<p>■目的・目標：ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、ひとり親家庭への支援を総合的にを行い、母子父子福祉センターの増進を図ります。</p> <p>■事業概要：ひとり親家庭が抱えている様々な問題について、各種相談に応じるとともに、情報の提供、生活・就業支援講座等を行います。</p>	<p>ひとり親家庭の親子に対して、法律相談や生活・就業相談に応じるとともに、特に就業のステップアップを目指す家庭に対しては、状況や本人の希望を丁寧に聞き取ったうえで、自立支援プログラムの策定による効果的な就労支援を行いました。また、パソコン講座や看護学校受験対策講座、複数の取組を一度に実施する「ひとり親家庭応援フェスタ」などを、緊急事態宣言等を踏まえて開催時期を変更したり、受講者同士が一定の距離をとれる会場に変更したりするなど、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から必要な措置を講じながら実施するとともに雇用情報や資格取得に向けた支援策を紹介するなど、就業や転職の支援を行いました。</p> <p>さらに、母子父子福祉センターサンライヴへの来所が困難な方向けに、各区役所での出張相談を行いました。</p>	<p>ひとり親家庭の親子に対して、法律相談や生活・就業相談に応じるとともに、各家庭の状況や希望を丁寧に自立支援プログラムを策定しました。また、パソコン講座や看護学校受験対策講座、複数の取組を一度に実施する「ひとり親家庭応援フェスタ」などを、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から必要な措置を講じながら実施するとともに雇用情報や資格取得に向けた支援策を紹介するなど、就業や転職の支援を行いました。</p> <p>また、市民文化局と連携して配布した生理用品、各種の支援制度やその担当窓口の案内チラシを同梱するなど、機を捉えて制度周知を行いました。</p> <p>さらに、母子父子福祉センター サンライヴへの来所が困難な方向けに、各区役所での出張相談を行いました。</p>	<p>サンライヴにおけるひとり親家庭への生活相談延べ1,253件、就労相談延べ3,045件を実施しました。</p> <p>就労に係る講座を拡充し「ファイナンシャルプランナー2級講座」「働き方講座」等を新たに実施したほか、一部はオンラインでの受講にも対応しました。</p> <p>自立支援プログラムの策定により、給付金や貸付制度を活用し、将来の経済的な自立や就労のステップアップのため資格取得を目指すひとり親を支援しました。</p> <p>食料支援を行っているNPO法人と連携し、市内の新たな配布場所としてサンライヴを活用することで、食料品の配布協力とともに、来場者へのサンライヴの周知を図りました。</p>	<p>サンライヴにおける相談対応件数や講座の受講者数は3年間で大きく伸びました。また、コロナ禍以降から様々な法人等と連携し物資や食料の配布などにも積極的に協力しました。</p> <p>生活支援・就労支援とともに、今後もニーズは継続するものと考えられるため、サンライヴ事業の安定した実施に向けて、職員の資質向上等にも取り組み必要があります。</p>	B	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（家庭支援）
				136		発達相談支援教室（再掲）	<p>■目的・目標：精神発達面に課題があると思われる幼児や、親子関係、養育環境等の改善が必要な親子に対し、適切な支援を提供します。</p> <p>■事業概要：集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通して、幼児の健全な発達を促すような働きかけを行い養育を支援します。</p>	<p>臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。</p>	<p>臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。</p>	<p>臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の言葉に関する講話、体育指導員、保育士による親子体操や遊びを通して幼児の健全な発達を促す事業等を展開し必要に応じて他事業とも連携させながら継続的に支援を実施しました。</p>	<p>幼児の健全な発達を促すため、臨床心理士等専門職による事業を展開し、継続的な支援を実施しました。</p> <p>発達に不安を持つ親子が増えていることや対象年齢の幅が広がっているため、参加対象、内容について検討しつつ、今後も遊びや食生活、生活リズム等の大切さを学習する発達相談支援教室の充実を図っていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	18条		137		小児慢性特定疾病医療等給付事業	<p>■目的・目標：慢性的な疾病にかかり、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ることを目的として実施します。</p> <p>■事業概要：児童福祉法第19条の2に規定する、慢性的な疾病にかかり、一定の基準に該当する児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときの費用の一部を市が負担します。</p>	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、対象医療費の一部を市が負担しました。	適切な制度実施及び医療費の助成を行いました。引き続き適正に医療費の給付や適切な周知を行っていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						里親養育相互援助事業	<p>■目的・目標：里親同士が相互に交流、情報を交換することで、里親の資質の向上、養育技術の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：里親同士の相互交流を定期的に行うことにより、情報交換や養育技術の向上を図るなど、子どもが健やかに成長できる環境を整備します。</p>	NPO法人に里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会3回を設けることで、養育技術の向上を図りました。	NPO法人に里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会3回を設けることで、養育技術の向上を図りました。	NPO法人に養育里親の里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会3回、社会福祉法人に養子縁組里親の里親支援機関事業を委託し、目的別の里親同士の相互交流の機会5回設けることで、養育技術の向上を図りました。	目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図りました。今後も、里親のニーズを考えた目的別の相互交流機会を設けることで、広く里親への参加を促す必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（児童福祉）
						家庭的養護の推進	<p>■目的・目標：社会的養護を必要とする子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、社会的養護や里親制度の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：里親制度を紹介したパンフレットの作成など、里親の新規登録、里親への委託の拡充を図るとともに、施設においても良好な家庭的環境での養育を推進します。</p>	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通じて、制度の普及・啓発を行い、18組の里親登録につなげました。また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通じて、制度の普及・啓発を行い、32組の里親登録につなげました。また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親フォスタリング機関が中心となり、広報物の配布や制度説明会の開催などを通じて、制度の普及・啓発を行い、33組の里親登録につなげました。また、施設においても地域における家庭的な生活を推進していくため、本施設と小規模施設の連携を深めるなど、運営面での支援を行いました。	里親登録数については、フォスタリング機関を中心に児童相談所、里親支援機関と連携し、各種説明会の開催、広報啓発を行い、計画のとおり順調に増加しています。今後も包括的な支援を続けていき、家庭養育を受けられる児童が増えよう、各機関が連携していく必要があります。施設においては引き続き本施設と小規模施設の連携を深めていくことが必要です。3年間の中で地域小規模施設については2施設新規開設を行ってきました。家庭的養育の推進に向けて、新規開設については各施設とも協議をしていき、進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（児童福祉）
						健全母性育成事業（再掲）	<p>■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。</p> <p>■事業概要：各区保健福祉センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。市内の学校等に対して集団指導を実施します。</p>	地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	地域のみまもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。	思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図るため、適正に事業を実施しました。今後も各区における電話・面接での相談の周知を図るとともに、集団健康教育を効果的に実施していくことで、地域のみまもり支援センターが思春期の心や体、性に関して相談できる場だということを生徒に向けて周知し、性に関する正しい知識の普及を図る必要があります。また、集団指導においては引き続き実施する対象に合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を綿密に行い実施する必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						母子相談事業、母子訪問指導事業	<p>■目的・目標：乳幼児を持つ保護者に対し、子育ての不安について子どもの成長発達を確認するとともに相談・助言指導を行ったり、地域とのつながりを持つ機会を作ったりすることで育児不安の軽減を図ります。</p> <p>■事業概要：保健師等の専門職により家庭訪問や電話・面接による子育てに関する相談を実施します。生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に新生児・未熟児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問等で訪問し、必要に応じて妊娠高血圧症候群予防訪問、家族計画指導訪問などを実施し、子育てを行う親の支援を行います。</p>	地域のみまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	地域のみまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	地域のみまもり支援センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じました。保健師、助産師等の専門職や、養成研修を受けた地域の方が訪問員として、出生後なるべく早い時期に乳児がいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や相談支援を実施しました。また、地域とのつながりを持つ機会を作ることを目的としたこんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催しました。	乳幼児をもつ保護者に対し、育児不安の軽減を図るために各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等で相談に応じました。また、こんにちは赤ちゃん訪問の安定的推進を図るため、研修等を実施しました。子育ての孤立化を防ぐために、引き続き妊娠期や産後早期から地域及び相談機関とのつながりをつくり、地域で子育てを支える環境づくりを進める必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						母子保健指導事業	<p>■目的・目標：妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図ります。</p> <p>■事業概要：妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を母子ともに健康に過ごし、安心して出産・子育てができる指導を行います。また父親の参加・子どもの権利についての啓発を行います。</p>	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会になりました。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会になりました。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けています。また、母子健康手帳交付の際、全妊婦と面接を行い、初めての出産となる方には、両親の役割や子育てについての学習の場となる両親学級への参加を促しました。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会になりました。	妊娠届出による妊婦を的確に把握し、これにより必要な保健指導等を行い、母子健康手帳を交付し必要な母子保健の正しい知識の周知を図るため、適正に事業を実施しました。妊娠期から必要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊娠を過ごすためや虐待予防の観点からも重要であり、支援関係部署や地域の医療機関・関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						健診未受診者フォロー事業	<p>■目的・目標：健診未受診者家庭への受診勧奨及び養育状況の確認を実施し、子どもの健やかな成長発達の保障を図ります。</p> <p>■事業概要：乳幼児健診未受診の家庭に、受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。</p>	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、養育状況を把握し、対象家庭の状況に応じた適切な情報提供や養育支援を全区で行いました。また、引き続き支援に適切につなげるよう関係部署との調整を図り体制を整えました。	乳幼児健診未受診家庭に電話、文書、家庭訪問等による受診勧奨及び養育状況の把握を行い、必要な支援を実施しました。今後も未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施する必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
乳幼児健康診査事業	<p>■目的・目標：各時期における子どもの養育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会とします。</p> <p>■事業概要：市内協力医療機関での個別健診と各区保健福祉センターでの集団健診を通して、子どもの養育・発達を確認し、保護者への保健指導等を行います。</p>	市内協力医療機関及び各区保健福祉センターで乳幼児健診を実施し、養育支援が必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	市内協力医療機関及び各区地域のみまもり支援センターで乳幼児健診を実施し、養育支援が必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	市内協力医療機関及び各区地域のみまもり支援センターで乳幼児健診を実施し、養育支援が必要な家庭の把握と協力医療機関と地区担当が連携し、継続支援を実施しました。	各時期における子どもの養育・発達を確認し、疾病や障害等の早期発見と適切な医療や療育に繋げる機会として、適正に事業を実施しました。今後も協力医療機関との連携を強化し、要支援家庭の把握と支援を実施する必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要支援を行います。	18条		145		<p>子ども文化センターにおける子育て支援事業</p> <p>■目的・目標：子育てでの不安や悩みを抱えている親等が、気軽に行ける場、幼児と保護者が交流できる場を提供し、地域における子育て支援を行います。</p> <p>■事業概要：子育てでの不安や悩みを抱えている親子等が、気軽に行ける場として、子ども文化センターを提供し、地域の子育て世代への支援を行い、その中で子どもの権利に関する啓発を行います。</p>	<p>幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育てで親子の交流の場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。</p>	<p>幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育てで親子の交流の場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。</p>	<p>幼児と保護者が気軽に利用できる遊び場として、また、子育てで親子の交流の場として、子ども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行うとともに、子育て相談等において子どもの権利について啓発を行いました。</p>	<p>子育て親子を対象とした行事を多く企画・実施するとともに、子育て親子が気軽に利用できる交流の場としての環境づくりがなされました。</p> <p>子育て親子が安心して過ごせる居場所として、多くの子育て親子の声や意見を反映させた環境づくりを継続していく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室	
				146	<p>児童家庭支援センター事業</p> <p>■目的・目標：地域において子育てや家庭の悩みについての相談・支援を行います。</p> <p>■事業概要：児童の福祉に関するさまざまな問題について、子ども、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図ります。</p>	<p>6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・テイスティ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。</p>	<p>6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・テイスティ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。</p>	<p>6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者からの相談に応じ、必要な助言指導等を実施しました。また、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業（ショートステイ・テイスティ）の調整を行うなど、養育支援を実施しました。</p>	<p>3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、二つの高い子育て短期利用事業（ショートステイ・テイスティ）の利用調整を行い、養育支援をすることができただけでなく、施設所在地の地域との二つに合わせた予防的支援を拡充できました。</p> <p>子育て短期利用事業について、多子世帯の負担軽減等、より利用しやすい環境を整える必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）		
				147	<p>児童家庭相談事業</p> <p>■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を築くとともに、その権利を擁護します。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和2年度相談受付件数9,082件）。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和3年度相談受付件数9,463件）。</p>	<p>子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和4年度相談受付件数9,334件）。</p>	<p>3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、多問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談にも対応してきました。</p> <p>他問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増えることと想定されることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）		
				148	<p>保育所等を活用した子育て支援事業</p> <p>■目的・目標：公営保育所の機能をツールとして活用し、区の課題事業やニーズに合わせ、0歳児から就学前の児童の親子を対象に子ども・子育て支援事業を推進します。</p> <p>■事業概要：保育所や地域子育て支援センターを活用し子育ての悩みが解消できるよう、地域子ども・子育て支援事業を推進しました。また、地域の方や関係機関との連携を図り適切な子育て支援を行います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、対面形式での事業実施は人数を制限したり、参加者同士の距離を保てる内容に変更するなど内容を工夫したり、オンラインを活用するなどして実施しました。</p> <p>地域子育て支援センターでは、感染症対策を十分に行っており、安心して遊べる場所として多くの親子の居場所になっています。公立保育所と保育・子育て総合センターを活用して園庭開放や専門職による子育て講座、オンラインでの子育て相談を実施し、地域の親子の安心して過ごせる居場所の提供と子育て不安の解消につながりました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、対面形式での事業実施は人数を制限したり、参加者同士の距離を保てる内容に変更するなど内容を工夫したり、オンラインを活用するなどして実施しました。</p> <p>地域子育て支援センターでは、感染症対策を十分に行っており、安心して遊べる場所として多くの親子の居場所になっています。公立保育所と保育・子育て総合センターを活用して園庭開放や専門職による子育て講座、オンラインでの子育て相談を実施し、地域の親子の安心して過ごせる居場所の提供と子育て不安の解消につながりました。</p>	<p>コロナ禍3年目となり、社会的にも感染対策を講じながらの事業の実施や、感染状況に左右されずに開催できるツールの拡充なども行い、地域の子育て家庭の孤立化と不安軽減を実施しました。</p> <p>「安心して生きること」「ありのままの自分であること」に加え「まず、おとなが幸せにいてください」という子どもから大人へのメッセージも伝え、子どもの人権を守る基盤を地域で支えてきました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、社会に大きな変化がありました。安全や地域コミュニティ、経済など社会的不安により、子育て家庭の孤立・負担・不安などが増加しました。</p> <p>一方、手探りの状況もありましたが「安心して生きること」「ありのままの自分であること」など、子どもの人権を守るための新たな取組も実施しながら地域づくりをしてきました。</p> <p>感染状況の変化にも対応できるツールの拡大や、感染対策を講じた地域の居場所づくりなどは、家内いながら参加できる新たなコミュニティや、人との接点が苦手な家庭への手立てにもつながり、今までの取組ではできなかった支援も拡大することができました。</p>	C	こども未来局	川崎区保育・子育て支援センター		
				149	<p>日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあんだよのつどい</p> <p>■目的・目標：子育て中の親子が地域の人々と出会う場として交流しながら安心して子育てができるよう支援します。また親子が地域の人々、中学生と交流する場として世代間で交流し、互いに育みあい成長できるまちづくりを目指します。</p> <p>■事業概要：日吉地区の町内会・自治会で毎月1回赤ちゃん相談を実施します。また、年に1度、区と地域、日吉中学校で赤ちゃんのつどいを実施し、乳幼児の保護者と近隣・地域住民との交流を図るほか、中学生の地域活動への参加を促進します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、12月4日に、日吉地区で赤ちゃん相談を実施している各地区のボランティアの代表が集まる交流会を実施（約30名参加）しました。活発な意見交換がされ有意義な会となりました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、実行委員会を2回開催しました。5月31日に日吉地区で赤ちゃん相談を実施している各地区のボランティアの代表12人が集まり、中止を決定し、地区の赤ちゃん相談の情報交換を行いました。12月3日は次年度の開催に向けた工夫について、11名の代表ボランティアが活発な意見交換を行い、有意義な会となりました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2年間中止となっていましたが、今年度は感染対策を行い3年ぶりに開催しました。</p> <p>住民を中心とした実行委員会を4回実施し、会場および内容変更を行い、ハイハイあんだよレース、親子あそび、地域の赤ちゃん相談会の運営ボランティアとの多世代交流として、48組の親子が参加しました。</p>	<p>令和4年度は3年ぶりに開催し、地域における住民同士の交流の必要性を再認識できました。次年度以降は日吉中学校を会場に、中学生と親子・地域住民との交流が再開できるよう、中学校や住民ボランティアと一緒に取り組んでいきます。</p>	C	幸区役所	地域支援課		
				150	80	<p>子どもの発達支援事業（幸区）（再掲）</p> <p>■目的・目標：「新しい環境になじみにくい」「乱暴」「しどろしどろ」「こだわりが強い」など、集団への適応に心配のある児童を養育している保護者が集まり、養育上の大変さや悩みを共有するとともに、講座を通して適切な養育の方法について学び、児の健全な成長発達を促します。</p> <p>■事業概要：発達に課題・心配のある子どもを持つ保護者、子どもとの関わりに悩みを抱えている保護者が、子どもの向き合い方や子どもの力を伸ばす関わりを学ぶ講座を開催します。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。</p> <p>こどもの遊びと発達（感覚統合を知ろう）を年4回（9月25日16名、10月23日18名、11月27日14名、1月29日24名参加）開催しました。延べ参加者は、母35人、父2人、児35人の計72人でした。また、講師を依頼し、「ことばの発達について・感覚統合」を年4回実施しました。同室保育も実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも回数を減らし感染対策を行ったうえで実施しました。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。</p> <p>「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月25日6世帯、8月27日8世帯、10月22日9世帯、1月28日5世帯、2月25日7世帯が参加）開催しました。延べ35世帯が参加し、中には父母ともに参加する家庭もありました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも回数を多く実施できました。</p>	<p>以下のテーマで子どもの発達学習会を開催しました。</p> <p>「子どものことばの発達と感覚統合について知ろう！」を年5回（6月24日7世帯、8月26日7世帯、10月28日9世帯、12月2日6世帯、2月24日8世帯が参加）開催し、延べ37世帯が参加しました。また、「イヤイヤ期の対応、子どものかわり方について知ろう！」を年4回（7月11日5世帯、9月12日8世帯、11月25日6世帯、1月27日3世帯が参加）開催し、延べ22世帯が参加しました。中には父母ともに参加する家庭もありました。また、同室保育も実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染対策を徹底し、昨年よりも回数を多く実施できました。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、開催回数の制限を行うこともありましたが、参加希望者も年々増加し、コロナ禍での孤立や育児不安、発達の課題を抱える親子が増加している課題に対して適切な内容を実施し、きょう後のフォローにもつなげられる講座を開催することができました。</p>	C	幸区役所	地域支援課	
				151	<p>講師派遣事業（幸区）</p> <p>■目的・目標：子育てに不安や悩みを抱えている子育て家庭に対して身近にある保育園の保育士、看護師、栄養士などの専門職が講座を開催したり相談に乗ることで子育てでの不安を軽減します。また、保育ボランティアの育成に繋がります。</p> <p>■事業概要：地域子育て支援センター及び市民館で「子育て講座」「食育講座」「健康講座」等の子育て講座、保育ボランティア講座等を実施します。</p>	<p>地域子育て支援センターや日吉分館に看護師や栄養士などの専門職を派遣し、離乳食講座・健康講座・おむつ外しやイヤイヤ期の講座等を開催し、子育て世代に対する各種講座を実施しました。</p> <p>また、古川保育園の支援ルーム（ひまわりルーム）や公立保育園において、「子育てなんでもきいてみよう！」として電話・メール・オンラインで子育てのちょっとしたことなどの相談を受け付け、子育て家庭への相談・支援に対応しました。</p>	<p>地域子育て支援センターや日吉分館に看護師・栄養士・保育士などの専門職を派遣し、離乳食講座・健康講座・おむつ外しやイヤイヤ期の講座等を開催し、子育て世代に対する各種講座を実施しました。</p> <p>また、古川保育園の支援ルーム（ひまわりルーム）や公立保育園において、「子育てなんでもきいてみよう！」として電話・メール・オンラインで子育てのちょっとしたことなどの相談を受け付け、子育て家庭への相談・支援に対応しました。</p>	<p>各講座についてはコロナ禍においても、人数制限などの感染対策を取り、実施しました。また、コロナ禍に直面して不安を感じる人のために、オンラインの講座や自宅においても子育ての相談が受けられる「子育てなんでもきいてみよう！」（メール、電話、オンライン）により、相談・支援を行いました。</p>	<p>コロナ禍において、対面での講座や相談が難しい場合のオンラインを活用しての相談事業など、様々なツールを活用した支援が広がることにより、子育てでの不安を軽減してきました。</p> <p>対面の方が的確な相談ができることも実際に感じることで、外に出ることに課題のある親子等への支援を広げていくことができると思われるため、その支援方法を改めて周知する方法を検討していく必要があると思われます。</p>	C	幸区役所	保育所等・地域連携		
				152	<p>貸出玩具 YOO GOO!!</p> <p>■目的・目標：地域の親子の健やかな成長を支えることを目的・目標に玩具の貸し出しを行います。</p> <p>■事業概要：地域の赤ちゃん相談やフリースペース、自主グループが活発に活動し、また発達障害支援の講座を実施する中で、一般の親子はもとより療育的に使用できる玩具の貸出のニーズが高まっています。区内で活動している子育てグループなど個人・団体を対象に、乳幼児向けの大型玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供します。</p>	<p>コロナ禍なので、玩具の貸出しは一部中止し、布製品も中止しましたが、保健関係の貸出しについては、新型コロナウイルスの感染防止のために、手洗い等を見直す機会となり、コロナ禍における集会や研修のやり方について見直すきっかけとなりました。</p>	<p>コロナ禍なので、玩具の子育て支援団体への貸出しは中止しました。</p>	<p>コロナ禍なので、玩具の子育て支援団体への貸出しは中止しました。</p>	<p>コロナ禍において、玩具の貸し出しは停止しました。</p> <p>貸し出しの再開に向けて、要綱の見直しが必要です。また、貸し出しにあたっての申し込みをLoGoフォームに変更予定です。</p>	D	幸区役所	保育所等・地域連携		

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		153		こどもの外遊び・地域人材育成推進事業	<p>■目的・目標：ケアが必要な子どもへの対応や子どもが主体的に遊べる場づくりに必要な知識を持った地域人材を育成する。</p> <p>■事業概要：乳幼児期の親子及び学齢期の児童を対象とした身近な公園等での交流の場として「おでかけほかほか（おでほか）」や「プレーパーク」を年間幸区内の公園等で開催する。</p>	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けの子育て広場「おでかけほかほか」を36回、プレーパークを4回開催しました。また、既に実施している公園以外に新たな場所での展開として、2カ所実施することとなりました。講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施することはできませんでした。	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けの子育て広場「おでかけほかほか」を41回、プレーパークを7回開催しました。昨年度新たに実施し好評であった諏訪公園の回数を増やすなど工夫して取り組みました。新たに鹿島田ガタンゴトン広場での開催も行い、より幅広い地域で開催することができました。南河原地区での子育て世帯の交流の場が少なくなっていることから、9月と1月にラゾーナ川崎プラザにてイベントを実施しました。区外からの参加者もあり2回とも100名以上の方にご参加いただきました。	区内公園6カ所で、乳幼児の親子向けの子育て広場「おでかけほかほか」を50回程度実施し、プレーパークを8回開催しました。昨年度新たに実施し好評であった諏訪公園の回数を増やすなど工夫して取り組みました。新たに鹿島田ガタンゴトン広場での開催も行い、より幅広い地域で開催することができました。南河原地区での子育て世帯の交流の場が少なくなっていることから、9月と1月にラゾーナ川崎プラザにてイベントを実施しました。区外からの参加者もあり2回とも100名以上の方にご参加いただきました。	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業を継続し、新たな公園での実施やラゾーナ川崎との連携など、事業を中止することなく活動の幅を順次拡大していくことができました。区内での大型マシントーン建設により、子育て世帯の転入者が増加傾向にあることから、子育て世帯が地域で孤立することのないよう、地域の身近な公園で親同士や子ども同士が交流できる場を引き続き確保していく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課
				154		子育て支援推進事業	<p>■目的・目標：転出入が多く、核家族化等で孤立して子育てに不安を抱える母親が増えているため、区内で子育てをする親子の仲間づくりや居場所づくり等の促進を図り、子育てのしやすい地域コミュニティづくりを推進するための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子育てを地域で支えることにより、地域で子育てすることの楽しさや安心感を感じ、仲間づくりや居場所づくり等の促進を図るため、区内7地区15カ所で子育てサロン等を実施します。</p>	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン15カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行いました。また、新型コロナウイルスの影響により、開催中止となっているサロンに対し、再開方法を支援を行い2カ所の子育てサロンと1カ所の自主サロンが、新しい生活様式に則って再開することができました。	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン15カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロン3カ所への支援を行いました。また、各サロンの方と何度も話し合いを重ね、参加者も運営側も安心して開催できる方法を共に考えていきました。	中原区社会福祉協議会・中原区民生委員児童委員協議会主体で組織している中原区子育て支援推進実行委員会が実施する子育てサロン15カ所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロン5カ所への支援を行いました。また、各サロンの方と何度も話し合いを重ね、参加者も運営側も安心して開催できる方法を共に考えていきました。	新型コロナウイルスの影響により、開催中止となっている子育てサロンに対し、再開方法の支援を行い、手法や場所等を工夫し、再開することができました。ただ、支援者となる子育てボランティアスタッフが高齢化、固定化しているため、継続的に新たな担い手の発掘を行う必要があります。また、オンラインや公園等の戸外を利用しているサロンもあるため、安定して開催できるように引き続き支援が必要です。	C	中原区役所	地域ケア推進課
				155		中原区地域子育て支援事業	<p>■目的・目標：地域で安心して子育てができるように、地域のボランティアと共に多胎児の親子の支援及び乳幼児健診の安全な運営を行います。</p> <p>■事業概要：地域のボランティアと共に多胎児の妊婦や育児中の親と子の交流の場の提供及び情報発信として「ヒーナッツ通信」を発行します。また、乳幼児健診において、ボランティアによる見守り、地域情報の提供を行うと共に、待合時間や計測の場の環境整備を図ります。</p>	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を3回開催しました。また地域の会場において、多胎児交流会を1回開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、開催回数・参加者数・ボランティアの数を減らして実施しました。多胎児育児支援ボランティアは、高齢の方が多くいるため、ボランティアの意向により、コロナ禍での定例会はせず、ヒーナッツ通信は発行しませんでした。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を3回開催しました。また地域の会場において、多胎児交流会を1回開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、開催回数・参加者数・ボランティアの数を減らして実施しました。多胎児育児支援ボランティアは、高齢の方が多くいるため、ボランティアの意向により、コロナ禍での定例会は少人数・短時間で実施し、ヒーナッツ通信も発行しました。	多胎児を持つ親子のつどい（ツインキッズ）を7回開催しました。また地域の会場において、多胎児交流会を2回開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催回数・参加者数・ボランティアの数を減らして実施しました。多胎児育児支援ボランティアは、高齢の方が多くいるため、ボランティアの意向により、コロナ禍での定例会は短時間で実施し、ヒーナッツ通信も発行しました。	新型コロナウイルスの影響により、交流の機会が難しい状況となっておりますが、実施した回では感染対策をしながら、保護者同士やボランティアが積極的に交流される機会が継続できました。多胎児を支援しているボランティアと共に運営することで、子どもとその親が地域とのつながりを持つ機会となっています。令和3年度は、ツインキッズと多胎児交流会を統合し、会場を中原区役所に統一します。ツインキッズを12回/年増やし、多胎児交流会のプログラムも組み込みながら実施していきます。	C	中原区役所	地域支援課
				156		働く親世代の子育て支援事業	<p>■目的・目標：シニア世代を対象に現代の育児事情を伝え、子育てのサポートに参加してもらい、地域の子育て支援体制の充実をはかります。</p> <p>■事業概要：働く親世代の子育てを孤立させないため、元気なシニア世代を対象とした孫育て講座を開催します。</p>	シニア世代が現代の育児の手法や育児観の違いを認めながらさりげなく子育て世代のサポートができるよう、今までの子育て事情を学ぶ機会として、「孫育て講座」を企画しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため講座は中止とし、講義形式は取らず広く普及啓発することを目的に「おまごミニBOOK」のパンフレットの配布をしました。	シニア世代を対象に自身の孫や地域の孫育てへの関心を深め、現代の子育て事情を学び子育て世代をサポートできるように、「よく泣く赤ちゃん」「ほめ上手でワンク子育て」のパンフレットを配布しました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「孫育て講座」は企画せず、パンフレットの配布のみとしました。	【廃止】 産後ケアや、産前・産後家庭支援ヘルパー等の民間事業所も増え、働く親を取り巻く社会的支援も充実してきていることから、本事業は令和3年度で終了になりますが、乳幼児を育てる親に向けた支援は継続していきます。		E	中原区役所	地域支援課
				157	81	子どもの発達支援事業（中原区）（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が発達支援に関わる課題を共有・検討し、「切れ目のない支援」の構築を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの発達支援検討会」を設置し、発達に課題のある子どもの課題解決に向けた援助について検討を行います。また、その保護者の子どもへの対応スキルの向上をめざすとともに、保護者相互の力を活用できるよう支援します。</p>	子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援検討会」を書面会議にて実施しました。検討会が発足して10年を迎え、これまでの活動を振り返るとともに、「顔の見える関係」を維持し連携を深めていくために検討会を継続していくことの重要性を再確認しました。また発達に課題をもつ就学前の児の保護者を対象とした講座と就学後の保護者を対象とした講座を各々7回開催しました。参加者からは「気づきが得られた」「励まされた」「悩みが分かち合えた」など感想をいただき、子どもへの理解を深めたり対応を学ぶ場となっています。	子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援検討会」をコロナの蔓延状況を鑑み、オンラインと会場参加のハイブリット方式で実施し、就学についての課題・コロナ禍での発達支援を取り巻く現状の共有などを行いました。また保護者向けの子ども発達支援セミナー、保護者ミーティングを各々7回開催しました。コロナの感染状況に応じてオンラインも取り入れながら実施しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ち楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個性に応じた対応を学ぶ場となっています。	子どもの発達に係る相談や支援、活動を行う関係機関や団体による「発達支援ネットワーク会議」を実施し、就学等について発達支援を取り巻く現状の共有などを行いました。また保護者向けの子ども発達支援セミナー、保護者ミーティングを9回、保護者ミーティングを7回開催しました。参加者からは「同じ悩みを分かち合えた」「困っていることを聞いてもらえて気持ち楽になった」などの感想をいただき、保護者が子どもへの理解を深めたり個性に応じた対応を学ぶ場となっています。	保護者や児童の支援のため、区内関係機関の活動を理解しあい、顔の見える関係を継続し連携の足掛かりとすることができました。また、保護者同士での情報共有や悩みを分かち合える場、専門機関からアドバイスを得られる場として実施し、概ね満足との反応が得られています。保護者の抱える思いや課題は各々違いですが、他の保護者の話を聞くことで多様性を認め合い、悩みながらも関係機関とつながり続ける機会として継続していくことが望ましいと考えます。そのためにも実施内容について広報の機会を増やすことは改善の余地があると思われる、引き続き取り組んでまいります。	C	中原区役所	地域支援課
158		保育士・看護師・栄養士の講師派遣・職員交流	<p>■目的・目標：保育施設の保育の質向上を図るために講座を行います。また、保護者の子育て力の向上を図り、子育て支援者の人材育成を図るために講座を行います。</p> <p>■事業概要：地域の保育施設・子育て関係施設・自主グループ等に講師として専門職（保育士・看護師・栄養士）を派遣し、経験・知識・技術等を研修・講座を通して伝えます。また、各保育施設のニーズに合わせて職員の交流や専門職員の派遣をし、講座・意見交換を行います。</p>	子育て支援者の人材育成のために保育園を活用した保育実習を行い、支援者育成の研修の講師を務め、子どもとの関わり方等について子どもの権利を含め、保育士・栄養士・看護師の視点で助言やポイントを伝え育成に向けた支援を行いました。民間保育施設に向けて、オンライン研修の実施、集合開催ができない連絡会の代替事業として連絡会の書面開催や現状の把握や困りごとについてアンケートを取り、保育に必要な情報を保育施設間で共有し、保育の質の向上に繋がりました。	「ふれあい子育てサポート事業子育て支援員研修」や支援を要する子どもの保護者向け「発達セミナー」において保護者や子育て支援員が子どもとの適切な関係が築けるように子どもの育ちや関わり方、子どもの権利について講話を行いました。講師依頼のあった子育てサークルや子育てサロン等については保育士や栄養士を派遣して遊びや食育講座を行った。オンラインで参加し、子育てに関する情報提供をしました。参加された保護者からは好評で育児負担の軽減の一翼を担いました。民間保育施設には連絡会を通し、子育て支援情報を保育園間で共有し、保育の質の向上に繋がりました。	コロナ禍が少しずつ落ち着いてくる中でオンラインでの講座だけでなく、保育・子育て総合支援センターへの来庁、民間保育所への訪問・出張などで食育、危機管理や子どもの人権に関わる研修を実施しました。公立保育所発着では、各エリアごとに子どもの権利に関する事例検討会も実施しました。訪問による支援では、保育のポイント集を活用したワークショップを実施しましたが、短時間で意見交換できることから保育の振り返りとして好評でした。	コロナ禍で対面による研修や交流ができない間はオンラインを活用し、理論を学びながら事例検討や意見交換をすることで保育園同士の連携の機会をつくり、関係性を築きました。感染症対策を行いながら、対面が可能になると実際に取組や状況のみならずより具体的な対応について学び合うことができました。今後もオンラインでの効果と対面による成果から課題に応じた取組を選択し、民間保育所職員の人材育成を通して地域の子どもの子育てを推進していきます。	C	こども未来局	保育子育て総合支援センター				
159		川崎市ひとりの親家庭等日常生活支援事業	<p>■目的・目標：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、生活援助・子育て支援のサービスを提供し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。</p> <p>■事業概要：一時的な事由で日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣して、月10日かつ一年度240時間まで、生活援助・子育て支援のサービスを提供します。</p>	一時的な事由で日常生活に支障が生じ支援を必要とするひとり親家庭等に、家事などの生活支援サービスや、保育などの子育て支援サービスを提供する家庭生活支援員を、延べ394名派遣しました。また、家庭生活支援員のさらなる確保に向けて、マイルドのイベントに合わせ、支援員募集ポスターを掲示するなどして、支援員を募集しました。さらに、支援員を養成するため、1月に養成研修を開催するとともに、登録済みの支援員向けの連絡会を7月及び1月に3回開催しました。	一時的な事由で日常生活に支障が生じ支援を必要とするひとり親家庭等に、家事などの生活支援サービスや、保育などの子育て支援サービスを提供する家庭生活支援員を、延べ311名（令和4年3月末時点）派遣しました。また、支援員を養成するため、1月に養成研修を開催するとともに、登録済みの支援員向けの連絡会を7月及び1月に3回開催しました。	家庭生活支援員を、延べ376名（令和4年3月末時点）派遣しました。また、支援員の養成研修を開催し支援員の新規登録を図るとともに、登録されている支援員向けの研修を開催し支援員の資質の向上にも努めました。また、特に要支援家庭等の相談については、関係機関と密に連携しながら、利用調整や他機関に繋ぐなど、より丁寧に対応しました。	着実な取組により、家庭生活支援員は毎年度新規登録者を一定数の確保と、派遣件数の維持ができています。また、支援者への制度周知が広がったことにより、要支援家庭等について関係機関と連携し適切な支援に繋げる等の対応も行って、制度の利用調整だけでなくさまざまな寄り添った支援を実施しています。引き続き、支援員の確保とマッチング率の向上が課題であるため、広報の取り組みとともに、利用者に寄り添った支援を継続する必要があります。	B	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（家庭支援）				

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑤3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		160		子育て支援事業	<p>■目的・目標：子育てに対する不安や悩み等の軽減及び子育て当事者の育児力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：育児の基礎知識習得や子どもの成長・発達等子育てに関する課題の学習、及び男性の育児参加を促進させ、子育てに対する不安や悩み等の軽減を図るとともに、子育て当事者の育児力向上を図ります。</p>	<p>子ども・子育て支援講座は、川崎市男女共同参画センターと連携し、父親の育児参加促進講座を4回連続講座として実施し、親子8組の参加がありました。</p> <p>親育ちプログラムについては、4週連続の参加型講座を4回（8月、11月、2月）実施し、計母子38組が参加しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月は中止となりましたが、8月の講座は前半後半の入替制により2回開催しました。</p>	<p>子ども・子育て支援講座は、川崎市男女共同参画センターと連携し、父親の育児参加促進講座を3回連続講座、公開講座1回として実施し、親子12組の参加がありました。</p> <p>親育ちプログラムについては、4週連続の参加型講座を4回（5月、8月、11月、2月）実施し、計母子56組が参加しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常より定員を減らして開催しました。</p>	<p>子育て支援講座は、父親の育児参加促進講座を3回連続講座として実施し、親子7組の参加がありました。</p> <p>親育ちプログラムについては、4週連続の参加型講座を4回（5月、8月、11月、2月）実施し、計母子56組が参加しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常より定員を減らして開催しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の対策をしながら実施することで、初めての赤ちゃんを育てる親の不安軽減や孤立化防止に向けて取り組むことができました。</p> <p>子育て支援講座は連続講座で開催しましたが、参加者の学びを深めたり参加者同士の交流ができる一方で、参加できる方が限られてしまう課題があります。今後は多くの父親が参加できる方法を検討する余地があります。</p> <p>親育ちプログラムは、引き続き感染状況を見ながら実施する予定です。</p>	C	高津区役所	地域ケア推進課
						多胎児育児支援「さくらんぼ」	<p>■目的・目標：多胎児育児の大変さを参加者で共有し、育児力アップにつなげます。</p> <p>■事業概要：リスクを伴う多胎児育児に関する情報交換、育児相談、親子あそび等を実施し、多胎児育児の支援を行います。</p>	<p>母子手帳交付、新生児訪問や健診等で対象者に本事業を紹介し、参加を勧めました。</p> <p>感染予防対策のため1回10組までの予約制に変更し、開催時間も1時間に短縮。区役所で6回、プラザ橋にて1回開催しました。</p> <p>参加者数：延べ67名（20組）妊婦2名が参加。プラザ橋では3名（1組）が参加。緊急事態宣言中は中止し、参加人数は昨年より大幅に減少しました。地区在住の参加希望者は、定員に満たない場合のみ参加可としました。</p> <p>ハロウィン等、季節に応じた工作は、感染予防に配慮して実施しました。座談交流では、初めての参加者も孤立することなく楽しむことができました。</p> <p>コロナ禍のため、子育てボランティア（ハンビ）の協力を得ることはできませんでした。</p>	<p>母子手帳交付、新生児訪問や健診等で対象者に本事業を紹介し、参加を勧めました。</p> <p>令和2年度に引き続き、感染予防対策を講じて開催しました。</p> <p>コロナ禍のため、子育てボランティア（ハンビ）の協力を得ることが難しい時期もありました。</p> <p>コロナの感染拡大時（7月～10月）は中止したため、計8回実施し、延べ組84名(26組)が来所し、妊婦3名が参加しました。</p> <p>地区在住の参加希望者は、定員に満たない場合のみ参加可としました。座談交流では、初めての参加者も孤立することなく楽しめていた様子で、毎回定員の上限以上の問い合わせ・参加希望がありました。</p>	<p>コロナ禍であるが、感染に留意しながら開催を継続することができました。令和5年2月現在で、延べ118名(40組)の親子が来所しました。妊婦の数も増加しました。座談交流では、初めての参加者も孤立することなく楽しめている様子も見られました。双子を持つ母親ならではの育児の困りごとや、楽しさを共有することが出来たりしました。今年度は子育てボランティアハンビの方にも協力を得ながら行いました。ハンビの方が、児と遊んだり、児をおやつしたりし、母親が安心して交流する場を提供することが出来ました。</p>	<p>令和2年からの3年間はコロナ禍であったため、感染対策を行いつながりながら開催が継続できるように努めてきました。感染者の発生状況に影響を受け、感染拡大は会の開催を中止しましたが、感染状況を見ながら可能な範囲で開催できるようにしました。令和2年度、令和3年度に比べて、令和4年度は感染状況が落ち着いてきた事も参加者数の増加が見られました。母親同士交流したり、交流後に連絡先を交換したりする様子も見られ、地域の多胎児の母親同士の繋がりを作ることができました。多胎の母親同士の交流や、多胎を出産する予定の妊婦と多胎の母親との交流で育児の不安の解消・軽減につなげられたと思います。</p> <p>R3年度にプラザ橋で開催した際に参加者が1組（橋地区以外の区民）のみだったため、令和4年度はプラザ橋での開催は行いませんでした。令和4年度はプラザ橋で開催は中止しましたが、橋地区での参加希望者が増えてきた場合、再度プラザ橋での開催を検討していく予定です。今後も母子手帳交付時や、新生児訪問時等に会の紹介を行って行きます。</p>	C	高津区役所	地域支援課
						地域での子育て支援「すくすく講座」	<p>■目的・目標：地域において、養育に不安のある親等の参加を促し身近な地域とのつながり作りを行います。</p> <p>■事業概要：地域子育て支援センターと連携し、育児相談、子育てに関する知識の普及等、子育て支援を実施します。</p>	<p>子育て支援センター等からの依頼で講座を開催しました。コロナ禍のため例年より依頼回数は減少し、参加者数も密を避けるため予約制にしたため少なくなりました。</p> <p>講座数：8回（心理士：6回、助産師：1回、保健師：1回）</p> <p>参加延数：114名</p> <p>講座では一般的な知識の普及を行い、終了後には個別の相談を受けました。参加人数を制限した分、ゆっくりと相談にのることができ、育児不安の解消を図ることができました。専門分野以外の相談については、区役所で実施している育児相談の紹介を行い、フォローの場につなげることができました。また、地域子育て支援センター職員と連携を図ることができ、気になる母子の情報提供を受け、地区担当保健師のフォローにつなげることができました。</p>	<p>子育て支援センター等からの依頼で講座を開催しました。コロナ禍のため例年より依頼回数は減少し、参加者数も密を避けるため予約制にしたため少なくなりました。</p> <p>講座数：10回（心理士：5回、助産師：2回、保健師：3回）</p> <p>参加延数：156名</p> <p>講座では一般的な知識の普及を行い、終了後には個別の相談を受けました。参加人数を制限した分、ゆっくりと相談にのることができ、育児不安の解消を図ることができました。専門分野以外の相談については、区役所で実施している育児相談の紹介を行い、フォローの場につなげることができました。また、地域子育て支援センター職員と連携を図ることができ、気になる母子の情報提供を受け、地区担当保健師のフォローにつなげることができました。</p>	<p>引き続き、コロナ禍のため、縮小傾向で実施しました。講座数：6回（心理士4回 助産師1回 保健師1回）延べ参加人数133名。講座は子どもに関する事、保護者の健康に関することを行い、正しい知識の普及と個別相談を毎回行いました。参加されている保護者からは、悩みごとの解消ができ、不安の解消につながりましたと意見をいただきました。また、職員同士の連携強化にもなり、支援が必要な親子の早期支援に結びつけることもできました。</p>	<p>令和2年からの3年間は、コロナ禍であり、各施設の感染症予防対策や感染者の発生状況に大きな影響を受けてきました。受け入れ人数の制限があったり、外出を控える親子も多く、コロナ前に比べると参加者数の減少と講座の開所数の減少がありました。そのような状況ではありましたが、可能な範囲で、感染状況に柔軟に対応し、講座を継続したことは、専門職への相談のチャンスが確保され、正しい知識の普及や啓発に努めることができ、育児不安の解消につながったと思います。また、関係機関同士の連携という視点においても、顔の見える関係を保つことができ、細やかな相談を行うことができたことは子どもの支援にとっても有効なことだと思います。</p>	C	高津区役所	地域支援課
						未熟児育児支援「すくすくママキッズ」	<p>■目的・目標：未熟児の育児について参加者で共有をし、育児力のアップを図ります。</p> <p>■事業概要：リスクを伴う未熟児の育児支援を行うために、育児の情報交換、育児相談、親子あそび等を実施します。</p>	<p>開催回数：3回（奇数月に開催しているが、5月、1月、3月は緊急事態宣言のため中止）</p> <p>参加者数：40組（20名）参加</p> <p>感染予防対策のため、1回10名の予約制とし、当日は健康観察票の記入、体温測定、アルコール消毒等を行い、感染予防に留意して実施しました。</p> <p>コロナ禍での開催のため参加者は少なかったですが、参加者同士の交流はしやすく、アットホームな雰囲気での情報交換ができました。また、児の発達に合わせた関わり方のアドバイスもしやすく、成長・発達の確認ができる場となりました。低出生体重児や医療的ケアが必要な児の集まりであるため、参加者からは感染に気を付けなければならないという声も、初めて話せる場に参加できてうれしいという声もあり、貴重な集まりの場となっていました。</p>	<p>開催回数：3回（奇数月に開催しているが、9月、1月、3月は緊急事態宣言のため中止）</p> <p>参加者数：延べ20組参加（1回平均6組の参加）</p> <p>1回平均6組の参加（1回平均6組の参加）</p> <p>引き続き、感染予防対策を講じ、1回10名の予約制で実施しました。</p> <p>低出生体重児や医療的ケアが必要な児の集まりであるため、参加者からは感染に気を付けなければならないという声もあり、貴重な集まりの場となっていました。</p>	<p>開催回数：3回（6回実施予定中、3回は予約者なしで中止）</p> <p>参加者数：延べ5組、10名参加。（1回平均1.6組参加）</p> <p>本教室の有効活用や参加者増加に向けて、母子保健担当や係会議等で、対象児の絞り込みや実施回数などの工夫等について話し合いを重ねたが、対象者数やニーズが不明確であること、医療現場での親支援の充実もあり、次年度以降は事業を一旦廃止した。また、通常の母子保健業務の中で、未熟児の親支援のニーズが明確になった場合には、再開を検討していくこととなった。</p>	<p>コロナ禍という背景や、未熟児や医療的ケア児はより感染症対策が必要になるとい事情も重なり、参加者は少なく推移しました。1回の参加者数が少ないことで、参加者同士の交流がしやすく、終始アットホームな雰囲気での情報交換が盛んに行われていました。また、個々の参加者の成長発達に合った関わり方のアドバイスができる場となりました。</p> <p>一方で、未熟児も多様（在胎週数や出生体重により成長の仕方、抱えている疾患に差がある）であり、参加者としては、同じような立場の人との出会いの場となりにくく、地区担当保健師も本事業を講いていくことにつながっていました。そのため、令和4年度は参加者が少ない結果となりました。</p> <p>対象者の絞り込みをしておいた実施も検討しましたが、地域のニーズをのり丁寧に把握に努め、必要時に再開することとしました。</p>	C	高津区役所	地域支援課
						地域子育て支援事業「あつまれキッズ」	<p>■目的・目標：子育て家庭の現状や抱えている問題、特性をつかみ、関係団体と連携し、地域の保護者の仲間づくりを支援し育児力の向上につなげます。</p> <p>■事業概要：地域の0～3歳の子どもの親を対象とし、年間を通して親子遊びや座談、育児相談等を実施し、子育て中の母親たちの仲間づくりを支援し育児力を高めます。</p>	<p>コロナ禍の中、様々な子育て支援事業や子育て団体の活動が自粛する中、安心して親子が「出かけられる場」「学べる場」「相談できる場」「同じ年齢の親子に出会える場」を31回（7月より月3～4施設：8月除く）実施しました。社会全体として子育ての孤立化や不安が増しているため、ニーズも高く申し込みが定員を超えてしまうことも多く、年間515人の参加がありました。「生まれてから初めて家族以外の人と会いました」「安心して出かけられる場があったよかったです」「相談できてよかったです」「同じ年齢の子を持つお母さんに出会えました」などの声を多くいただきました。</p> <p>関係機関と連携し、個別に支援が必要な家庭の受け入れの場としても活用し、繋がりづくりや継続支援も実施することができました。</p>	<p>コロナ禍でも、子育て中の親子が安心して「出かけられる場」「学べる場」「同じ年齢の親子に出会える場」「相談できる場」として、月4か所（各会場11回）計画・実施しました。（9・1・2・3月はコロナ感染者数の増加により通常の開催ではなく、あつまれ！1・2・3キッズは場所の提供のみ、あつまれ！ひよこキッズはオンラインひよこキッズとして事業転化して行う）コロナ禍で地域のコミュニティが減少している中、「安心して参加できる」「相談できてよかった」「他の子の様子が見られてよかった」などの声を多くいただき、468人の参加がありました。また、新たに感染症などの社会変化に左右されないオンライン「あつまれ！ひよこキッズ」も8月より実施し、年間13回開催しました。</p> <p>「家にいながら参加できてよかった」という声が多く、感染症のために外出を自粛している家庭だけでなく、3か月未満の子どものもつ保護者の参加や、出産のため実家に滞り滞りながら参加するなど、オンラインならではの参加もあり179人参加しました。働き方改革などにより、父親の参加もみられ父親の子育てへの関心の高まりが感じられた1年でした。</p> <p>関係機関と連携し、個別に支援が必要な家庭の受け入れの場としても活用し、繋がりづくりや継続支援も実施することができました。</p>	<p>コロナ禍においても子育て中の親子が安心して参加できる場として、0歳親子を対象とした「あつまれ！ひよこキッズ」を2会場、1～3歳親子を対象とした「あつまれ！1・2・3キッズ」を2会場、年間計44回（除く8月）実施し812名の親子に参加していただきました。また、関係機関と連携した個別支援の必要な家庭（親子）を受け入れ、地域親子同士の繋がりづくりのきっかけを作る等の継続支援を行いました。0歳親子を対象としたオンライン連続講座として「オンラインひよこキッズ」を年16回実施し197名の参加がありました。感染対策や低月齢児などで外出を控えている家庭の地域交流や育児情報を得る場となっています。</p>	<p>コロナ禍においても子育て中の親子が安心して参加できる場として、0歳親子を対象とした「あつまれ！ひよこキッズ」を2会場、1～3歳親子を対象とした「あつまれ！1・2・3キッズ」を2会場、年間計44回（除く8月）実施し812名の親子に参加していただきました。また、関係機関と連携した個別支援の必要な家庭（親子）を受け入れ、地域親子同士の繋がりづくりのきっかけを作る等の継続支援を行いました。0歳親子を対象としたオンライン連続講座として「オンラインひよこキッズ」を年16回実施し197名の参加がありました。感染対策や低月齢児などで外出を控えている家庭の地域交流や育児情報を得る場となっています。</p>	<p>コロナ禍が長引き親子同士の交流の場が減り、子育て家庭が孤立化しやすい状況の中でも、父親の在宅勤務の増加やオンラインを活用した取組等によって、パートナーと一緒に子育てに参加しようとする意識が高まり、多くの父親の参加を得ることができ、育児不安の軽減にもつながりました。また、地域の関係機関と連携した取組により、継続した個別支援に繋げることができました。</p> <p>コロナ禍のため地域人材との交流を自粛せざるを得ない傾向にありましたが、今後は、地域の関係機関とのネットワークをより活かしながら、民生委員・児童委員をはじめ民間関係所等とも連携を図り事業を実施していく必要があります。</p>	C	こども未来局
転入者子育て交流会	<p>■目的・目標：新しい土地での子育てに対する不安や孤立感を軽減できるよう、交流会を開催し、情報の提供や参加者同士の交流などを通じて支援につなげます。</p> <p>■事業概要：転入の多い高津区において、子育て中の転入者に対し、区内の子育て情報の提供、関係団体等の紹介及び参加者同士の交流を図り、子育てに関する不安や孤立感を軽減します。</p>	<p>緊急事態宣言を受けて、春開催予定の3回については中止としました。秋に開催した交流会は、0歳対象と1～2歳対象の回に分け、計3回実施しました。</p> <p>コロナ禍での開催ということもあり、感染防止対策を十分に講じたうえで、区の概要や施設紹介、地域の子育て情報などをわかりやすく提供した後、親子でのふれあい遊びや、グループでの情報交換をしました。</p> <p>密にならないよう近い月齢ごとに少人数で話し合いを行ったことで、和やかな雰囲気の交流会となりました。</p>	<p>春と秋の転入者が増加する時期に合わせて、それぞれ3回計6回実施しました。転入者に加えて、区内で初めての子育てを始めようとする転入者として、地域の子育て情報提供や、ふれあい遊び、グループでの情報交換等を行いました。</p>	<p>地域で実施している子育てイベントや子育て支援事業を一貫してチラシを転入時に配布し、子育て講座やふれあい遊び、仲間づくりのためのおしゃべりタイム等を盛り込んだ既存事業に年間を通じて参加していただけるようにしました。</p>	<p>年6回実施していた転入者に特化した交流会の実施を見直し、年間を通して実施している地域でのイベントや既存の子育て支援事業に参加していただくことができました。また、地域で安心して子育てをを楽しむことができ、孤立感や不安の軽減につながることができました。</p> <p>転入者の中には、既存事業に、初めから参加することへの抵抗感を示したり、大人数の場が苦手な方もいたりすると思うので、様々な形態で参加ができる実施方法の工夫と、更なる周知が必要です。</p>	C	高津区役所	保育所等・地域連携担当						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(7)子どもの養育の支援 親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		166		ウェルカム！みやまえキャンペーン	<p>■目的・目標：子育て世帯の転入が多い宮前区において、子育て中の転入者へ向け区内子育て情報の提供を行うほか、子育て支援団体等の紹介や仲間づくりの場を提供します。</p> <p>■事業概要：「うえるかむ」キャンペーン及び「うえるかむ」クラスを実施し、育児の孤立化を予防します。</p>	<p>「Welcomeみやまえキャンペーン」として、専用封筒に子育てガイド等を入れた「うえるかむセット」を子育て世帯の転入者へ配布しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、6月開催予定であった転入世帯を中心に子育て中の区民を対象とする「うえるかむクラス」を中止しました。</p>	<p>「Welcomeみやまえキャンペーン」として、専用封筒に子育てガイド等を入れた「うえるかむセット」を子育て世帯の転入者へ配布しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、6月開催予定していた「うえるかむクラス」が中止となる中、子育てサロン等に参加する転入者などを対象に、地域の子育て情報を提供する「うえるかむキャンペーン」を実施し、子育て関係施設・グループスタッフなどと連携して、育児の孤立化予防を図りました。</p>	<p>「Welcomeみやまえキャンペーン」として、専用封筒に子育てガイド等を入れた「うえるかむセット」を子育て世帯の転入者へ配布しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止していた「うえるかむクラス」をオンライン形式で開催しました。また、子育てサロン等に参加する転入者などを対象に、地域の子育て情報を提供する「うえるかむキャンペーン」を実施し、子育て関係施設・グループスタッフなどと連携して、育児の孤立化予防を図りました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、対面でのイベントが中止となる中、子育て関係施設・グループスタッフなどが、初めての育児や新しい場所での生活に不安を抱える子育て中の親子などに地域の子育て情報を提供する「うえるかむキャンペーン」を実施し、子育てサロンやキャンペーンについて子育て支援団体等と連携して広報するほか、市政だより、区ホームページで紹介しました。</p>	C	宮前区役所	地域ケア推進課	
				167		子育てサロン・自主グループ交流会	<p>■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域で活動する団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要：乳幼児を持つ保護者にとって地域とつながる「はしめの一歩」である子育てサロンや広場、また、地域で活動している子育てグループのそれぞれについて、情報共有の場を提供し、団体間の連携強化を図ります。</p>	<p>区内の子育てグループに活動状況等を確認するとともに、各子育てグループから提供を受けたチラシを一覧にして、各グループに配布しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、5月開催予定であった、区内の子育てグループと交流して、活動内容や子育て情報について話し合う「子育てグループ交流会」を中止しました。</p>	<p>区内の子育てグループに活動状況等を確認するとともに、各子育てグループから提供を受けたチラシを一覧にして、各グループに配布しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年2月開催予定であった、区内の子育てサロン・グループ等が交流して、活動内容や子育て情報について話し合う「子育てサロン・グループ等交流会」を中止しました。</p>	<p>区内の子育てグループに活動状況等を確認するとともに、各子育てグループから提供を受けたチラシを一覧にして、各グループに配布しました。また、「子育てサロン・子育てグループ交流会」と「赤ちゃん広場交流会」を合同開催しました。</p>	<p>コロナ禍でも活動している子育てサロン・グループ等の活動支援として、区ホームページでの紹介や各子育てグループ等から提供を受けたチラシの掲示を通して支援を行いました。今後も子育て関係団体・グループ等と連携し、交流イベントの開催や情報提供を行う必要があります。</p>	C	宮前区役所	地域ケア推進課	
				168		冒険遊び場活動支援事業	<p>■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：公園を活用し、与えられた道具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	<p>区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、シンポジウム1回、ワークショップ研修1回を開催するとともに、活動紹介リーフレットを400部作成し、区内小学1年生等に配布することにより、子どもや保護者への広報を行いました。</p>	<p>区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、講座2回、ワークショップ研修1回を開催するとともに、活動紹介リーフレットを400部作成し、区内小学1年生等に配布することにより、子どもや保護者への広報を行いました。</p>	<p>区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、連続講座を開催するとともに、活動紹介リーフレットを400部作成し、区内小学1年生等に配布することにより、子どもや保護者への広報を行いました。</p>	<p>コロナ禍で外遊びへの参加者が増えている中、冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保につなげました。また、活動の担い手を増やすために、活動団体と連携して広報を行いました。今後も、地域において定期的に遊ぶことのできる場の提供に取り組む必要があります。</p>	C	宮前区役所	地域ケア推進課	
				169		子育て応援グッズ貸出事業	<p>■目的・目標：子育てがしやすく、子どもたちが健やかに育つ地域づくりの実現を図るため、自主的かつ自発的に子育てに関する事業を実施する区民等に対し、業務に支障のない範囲において貸出しを行うことについて、必要な事項を定めます。</p> <p>■事業概要：区内で活動している子育てグループや子育てサロン等を対象に、乳幼児向けの大型玩具、保育教材等を貸出し、子どもの遊びや保育活動の利用に供します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、貸出事業を中止しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、貸出事業を中止しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮して、年度途中から、貸出事業を再開しましたが、利用希望は少ない状況でした。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮して、年度途中から、貸出事業を再開しましたが、利用希望は少ない状況でした。</p>	<p>令和2年度から3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、貸出しを中止していました。令和4年度の途中から貸出事業を再開しましたが、利用希望は少ない状況でした。今後は、あらためて事業の広報方法などを検討し、必要とする団体等への周知を行い、貸出しを行ってまいります。</p>	D	子ども未来局	宮前区保育総合支援担当
				170		子ども・子育て支援講演会等事業	<p>■目的・目標：社会が丸となって子育てを支援していく地域づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：区の課題に対応したテーマを中心に、地域全体に向けて子育てや子育て支援への理解を深めてもらうための普及啓発の講演会や催し等を実施し、子育て世代の不安やストレスの軽減や、社会が丸となって子育てを支援していく地域づくりを推進します。</p>	<p>感染症防止対策のため例年の対面方式から変更して、対面と録画配信の両方で受講できるようオンライン環境を整え実施しました。前年度は多摩区保育総合支援担当の単独事業でしたが、今年度から多摩区地域ケア推進課と合同で実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス禍における「子どもの居場所」をテーマに講師2名による講演を行いました。</p> <p>「子どもたちと共に多様な人が多様なまま生きていくための普及啓発の講演会や催し等」を実施し、子育て世代の不安やストレスの軽減や、社会が丸となって子育てを支援していく地域づくりを推進します。</p> <p>対象者は地域子育て支援にかかわる方。会場受講15名録画受講62名。（資料及びURL送付区内保育園84園）</p>	<p>感染症防止対策のため例年の対面方式から変更して、対面と録画配信の両方で受講できるようオンライン環境を整え計画し、広報していましたが新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みて当日の対面方式は中止し、録画配信のみで実施しました。昨年度同様、多摩区地域ケア推進課と合同で実施しました。</p> <p>今年度は「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行されて20年ということで「子どもの権利」についてをテーマに講師2名による講演を行いました。</p> <p>「子育て支援の現場から考える子どもの権利」（有北 いくこさん・NPO法人ままとんきず理事・アート講師）「心と体で感じよう！子どもの人権について」（ケチャップマネーズ？・パフォーマンスユニット）</p> <p>対象者は地域子育て支援にかかわる方。録画受講37名。</p>	<p>感染症防止対策のため例年の対面方式から変更して、対面と録画配信の両方で受講できるようオンライン環境を整え計画し、実施しました。昨年度同様、多摩区地域ケア推進課と合同で実施しました。</p> <p>今年度は「スマホを含むネット・ゲームの依存について」をテーマに講師による講演を行いました。</p> <p>対象者は地域子育て支援にかかわる方。20名が参加しました。</p>	<p>感染症防止対策のため例年の対面方式から変更して、対面と録画配信の両方で受講できるようオンライン環境を整え計画し、実施しました。昨年度同様、多摩区地域ケア推進課と合同で実施しました。</p> <p>今年度は「スマホを含むネット・ゲームの依存について」をテーマに講師による講演を行いました。</p> <p>対象者は地域子育て支援にかかわる方。20名が参加しました。</p>	<p>子どもを取り巻く環境等からテーマを模索し、講師依頼をして来ましたが、コロナ禍では対面方式が難しくオンラインの特性を生かしながら行えた事は良かったと思います。</p> <p>今後も、タイムリーな情報をキャッチして提案し、受講者の目に留まり、一人でも多く関心を持ち良い影響ができるように、情報収集もしていきたいと思っています。</p>	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当
				171		「だんだんの会」	<p>■目的・目標：人付き合いや人前で話すことが苦手な親子、地域支援へ繋がりが分からず地域から孤立している親子、初めての子育てや転居により地域を知らない親子を対象に、少人数グループで情報交換や地域の子育て情報を伝え、地域資源へ繋がります。</p> <p>■事業概要：区の就学前の保護者が地域と繋がりに子育てにゆとりと自信を持てるよう、地域ニーズに即し、月1回3～4地区で実施します。1家族参加回数5回を上限とし、子どもを遊ばせながら育児相談をし、家でできる親子遊びの紹介を行います。</p>	<p>子育ての悩みを共有し、先輩ママから経験を通してのアドバイスをもらい、保護者にとって悩みの解消の場になりました。一昨年から開催会場を拡大し、今年度も3地区で30回開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大したため8月まで中止となりました。9月からの再開後は感染対策を徹底し、3地区とも21回実施することができました。コロナ禍だからこそ、親が親同士、担当職員と繋がれることで、子どもにも良い影響をもたらし、情緒の安定や親子の愛着形成につながりました。地域支援の情報をお知らせするだけではなく、職員も一緒に地域サロンや保育園の子育て支援事業に参加することで、その後も地域支援の場へ継続して参加できるようになりました。子どもにとって家族以外の人と関わる経験を増やし子ども同士から刺激を受ける事で、社会的な発達に影響を与え豊かな成長に繋がりました。</p>	<p>生田地区では生田保育園の室内開放スペースを毎日開所し、支援が必要な方には室内開放を紹介し、担当職員が対応したため、だんだんの会への申込希望者はいませんでした。宿河原地区では支援センター等が近くにない為、感染防止に努めながら9月を除き一年を通して開催しました。登戸地区でも通年開催しました。</p> <p>感染症拡大の状況が続き、外出が心配な親子も安心して参加できるとのことで、参加者には他の安心して遊べる場所の紹介や、公立保育園が実施しているオンライン講座等を案内し、子育て中の親子が孤立しないように継続支援しました。</p> <p>地域の遊び場へ出るきっかけ作りになり、同じ地域に住む子育て中の母同士が知り合える場になりました。また、親同士や担当職員とつながることにより、だんだんの会以外の場でも親同士が待ち合わせして他の事業に参加したり、区役所に育児相談をする等、関係作りの場になり、5回終了後も親子が地域の場所や人と繋がることができ、母だけでなく子どもにとって多様な家庭以外の場でもさまざまな人に触れることでより良い育ちにつながっています。</p>	<p>3地区での実施の中で、生田地区は「生田保育園支援スペース」の開放により、自由に来られる遊び場や気軽に話せる話し相手がいることから、「だんだんの会」としての希望者はない状況でした。宿河原地区は、一年を通して毎月開催しました。地域子育て支援センターがないという部分でのニーズもあり、母親同士の交流や繋がりができたケースもありました。登戸地区は、だんだんの会への参加希望が少なく、1～2組の場合には「ママとあそぼう！ババもね！」事業への参加に繋がりました。その中で参加者同士のつながりや支援者とのつながり等、だんだんの会の目的に合う部分が進っていました。</p>	<p>3地区毎に開催を続けてきましたが、参加人数の偏りが見られました。</p> <p>生田・登戸においては、毎月開催する「ママとあそぼう！ババもね！」事業への参加を促し、対象者には、支援者側がだんだんの目的に即した丁寧な関わりをすることで、代替としたいと考えており、令和5年度からは、近隣に遊び場がないということもありニーズもある宿河原地区は、地域の親子の交流の場として、継続して実施してまいります。</p>	C	子ども未来局	多摩区保育総合支援担当	
				172		子育て支援バスポート事業	<p>■目的・目標：多摩区商店街連合会との協働により「多摩区子育て支援バスポート」を介した子育て支援や地域交流活動を推進します。</p> <p>■事業概要：多摩区商店街連合会の協賛店で提示する、オリジナルサービスが受けられるバスポートを、妊娠中から18歳の子どもがいる家庭に発行し、区内子育て家庭の経済的負担の軽減と、声かけや見守りにより地域でのコミュニケーションを高め、地域社会が一体となって子育てを支援する取組とするとともに地域経済の活性化を図ります。</p>	<p>個人情報に配慮した形式にバスポートを改訂し、母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へバスポートを2,116枚発行しました。また、協賛店の紹介及び事業内容パンフレットの作成・配布を行いました。また、協賛店の紹介及び事業内容パンフレットの作成・配布を行いました。また、協賛店の紹介及び事業内容パンフレットの作成・配布を行いました。また、協賛店の紹介及び事業内容パンフレットの作成・配布を行いました。</p> <p>事業の公式ホームページについて、内容を充実させ、より使いやすくなるため、令和2年4月にリニューアルを実施しました。</p> <p>商店街連合会と区役所との相互の来年度の動きについて確認を行いました。</p>	<p>母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,028枚発行しました。</p> <p>協賛店の紹介及び事業内容パンフレットについて、持ち運びしやすいサイズに変更し、作成・配布を行いました。</p> <p>事業の公式ホームページは、各協賛店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。</p>	<p>母子健康手帳交付者及び乳幼児期の子育て中の転入者へ、バスポートを2,153枚発行しました。</p> <p>協賛店の紹介及び事業内容パンフレットについて、情報更新を行い、作成・配布を行いました。</p> <p>事業の公式ホームページは、各協賛店の情報に変更がある度に随時、更新を行いました。</p>	<p>令和2～3年度について、新型コロナウイルス感染症拡大により、例年ペースを出展していた子育て関連のイベントや各商店街のイベントが中止となりましたが、令和4年度は、たまたま子育てまつりや各商店街のイベントで事業の普及啓発を実施することができました。</p> <p>令和4年度は、利用者や協賛店等へ「子育て支援バスポート」の利用状況並びに課題等を把握するアンケートを実施し、アンケート結果について、多摩区商店街連合会と共有しながら、事業見直しに向けて、検討していきます。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困難な状況により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		173		こどもの外遊び交流事業（多摩区）	<p>■目的・目標：子どもの心豊かな成長を促す外遊びを推進するため、子ども・子育て世帯を対象とした催しを実施します。</p> <p>■事業概要：家族や生活様式の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も変化していることから、運動場や公園等の広場、周辺にある自然環境の中で子どもの創造力を培い、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。</p>	<p>地域の外遊び活動等の支援（物品貸出、広報支援、スタッフ派遣）・協力を随時実施しながら、外遊びの催し（主催・協力）を2回開催しました。</p> <p>リーフレット（二つ折・八つ折）を健診等の機会を活用し、子育て中の方へ配布しました。また、催し等の際には遊び場紹介のパネルを掲示し、外遊びの普及啓発を図りました。</p> <p>地域理解の促進及び活動PRのため、ブース出展を予定していた子育て関連イベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。</p> <p>外遊び活動に対する地域理解が徐々に広がり、多世代交流の場となることで、地域全体で子どもを見守る環境づくりが促進されました。</p>	<p>地域の外遊び活動等の支援（物品貸出、広報支援、スタッフ派遣）・協力を随時実施しながら、外遊びの催し（主催・共催）を3回開催しました。外遊び活動への地域理解が徐々に広がり、多世代交流の場となることで、地域全体で子どもを見守る環境づくりが促進されました。</p> <p>リーフレット（二つ折・八つ折）を健診等の機会を活用し、子育て中の方へ配布しました。また、催し等の際には遊び場紹介のパネルを掲示し、外遊びの普及啓発を図りました。</p> <p>地域理解の促進及び活動PRのため、ブース出展を予定していた子育て関連イベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染症対策を講じながら外遊びイベント（主催・共催）を4回実施しました。</p> <p>またまた子育てまつり等のイベントに参加し、外遊びに関する普及啓発や外遊び活動に興味・関心のある方に向けたご案内をしました。</p> <p>リーフレットを新たに6,000部作成し、健診等で配布しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、外遊びイベント（主催・共催）を開催しました。例年、秋頃に実施していた「思いっきり外遊び」イベントが好評で、参加者からも開催の声が多かったこともあり、令和4年度からは夏頃と秋頃の年2回「思いっきり外遊び」イベントを開催しました。</p> <p>外遊びを推進する担い手不足が課題となっているため、またまた子育てまつり等のイベントでの出展を通して、外遊び活動に興味・関心のある個人・団体へのアプローチを行っていきます。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
						子育て支援者養成事業	<p>■目的・目標：子育て支援に関心のある人を対象に連続講座を実施します。</p> <p>■事業概要：安心して子育てを楽しめる環境づくりや地域ぐるみで子どもと子育てを見守り、支援する体制の整備が必要となっていることから、地域の様々な子育て支援活動・多世代交流活動で活躍できる支援者の養成を行います。</p>	<p>全9回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供）を実施しました。また、2、3歳児の親子の居場所づくりを目的とした親子ひろば「ひいだま」を7回実施しました。</p> <p>養成講座は、会場受講生の定員を抑えるなどの感染症拡大防止対策を講じるとともに、より多くの方に受講していただくため録音受講の手法を新たに取り入れました。2つの受講方法を選択できるようにすることで受講者数が増えただけでなく、様々な年齢層の受講生を増やすことができました。</p> <p>また、例年実施している地域活動団体での実習を行うことができ、受講生と地域活動団体とのつながりをつくるのが難しくなったため、今後の地域活動の参考にできるように、多摩区内で子育て支援活動をしている団体の情報をまとめた冊子を作成し、全受講生に配布しました。</p> <p>親子ひろば「ひいだま」は道具を共有する作業を中止し、感染症拡大防止対策を講じながら安全に配慮して実施しました。</p> <p>このように事業を実施することで、必要な知識を身に付けた子育て支援者を増やすとともに親子の居場所を提供することができ、よりよい子育て環境の構築に向けた取組を進めることができました。</p>	<p>全9回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供）を会場受講と録音受講を併用して実施しました。</p> <p>会場受講生の定員を抑えるなどの感染症拡大防止対策を講じるとともに、より多くの方が受講できるように、録音受講も選択可能にすることで、受講者数が増えただけでなく、様々な年齢層の受講生を増やすことができました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況が拡大した際は、会場受講生を録音受講に振り替えることで、全9回の講義を当初の予定通り実施することができました。</p> <p>また、例年実施している地域活動団体での実習を行うことができ、受講生と地域活動団体とのつながりをつくるのが難しくなったため、今後の地域活動の参考にできるように、多摩区内で子育て支援活動をしている団体の情報をまとめた冊子を作成し、全ての受講生に郵送しました。</p> <p>このように事業を実施することで、必要な知識を身に付けた子育て支援者を増やし、よりよい子育て環境の構築に向けた取組を進めることができました。</p>	<p>全9回にわたる子育て支援者養成講座（子育て支援に係る学習機会の提供）を会場受講と録音受講を併用して実施しました。</p> <p>会場受講生の定員を抑えるなどの感染症拡大防止対策を講じるとともに、より多くの方が受講できるように、録音受講も選択可能にすることで、受講者数が増えただけでなく、様々な年齢層の受講生を増やすことができました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、毎回の検温と手指消毒の呼びかけ、換気タイムの導入などにより、全9回の講義を当初の予定通り実施することができました。</p> <p>また、希望者には地域活動団体での実習を行い、受講生には具体的な活動イメージを持ってもらうとともに、地域活動団体との関係構築ができました。</p> <p>このような事業を実施することで、必要な知識を身に付けた子育て支援者を増やし、よりよい子育て環境の構築に向けた取組を進めることができました。</p>	<p>令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、臨機応変に事業の実施手法を変更し、その時々状況に応じて対応することで、例年通りの子育て支援に係る学習の場を維持しつつ、録音受講を取り入れることで、更に幅広い、多くの区民が受講できる機会を創出することができました。</p> <p>令和4年度は、コロナ明け後の社会活動を見据え、感染症対策を講じながら対面での講義や、より実際の活動参加につながるよう地域活動団体での実習を取り入れ実施しました。</p> <p>今後は、講義内容を精査し、実際の子育て支援の場面に求められる知識や情報の提供ができるよう検討を重ねていく必要があります。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課	
						地域子育て力向上支援事業	<p>■目的・目標：少子化や近隣関係の希薄さ等子育てを取り巻く環境の変化による育児不安や育児負担感を軽減し育児力の向上を促します。</p> <p>■事業概要：乳幼児健診・相談時の環境整備や親子の交流の場を通じ地域での子育て力向上を働きかけます。</p>	<p>乳幼児健診及び産後健診において保育士とボランティアを配置し、新型コロナウイルス感染症防止に配慮し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。</p>	<p>乳幼児健診及び産後健診において保育士とボランティアを配置し、新型コロナウイルス感染症防止に配慮し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。</p>	<p>乳幼児健診及び産後健診において保育士とボランティアを配置し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。</p>	<p>乳幼児健診及び産後健診において保育士とボランティアを配置し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。</p>	<p>乳幼児健診及び産後健診において保育士とボランティアを配置し、安心して受診できる環境づくりを行いました。また、2か所の地域サロンのボランティア等との交流や、子育てセミナーを開催し、保護者の育児力が上がるよう働きかけを行うことで、子どもの権利を保障する環境づくりを進めました。</p>	C	多摩区役所	地域支援課
						幼児の発達支援事業（多摩）（再掲）	<p>■目的・目標：幼児の健康の保持増進及び発達への支援を支援し、同時に虐待予防を図ることにより子どもの権利を保障します。</p> <p>■事業概要：「言葉が遅い」、「多動落着きが無い」、「こだわりが強い」など精神及び社会的な発達に関する不安や、育てにくさを感じている幼児と保護者に対し、子どもの発達を促す支援と保護者の育児不安や負担の軽減を図るよう支援します。</p>	<p>1歳半健診後のフォローとして2歳児までの親子を対象としたグループ（年9回）と3歳児までの親子を対象としたグループ（年9回）を実施しました。参加前後にアンケートを導入し、子どもの変化を把握しフォローを実施しました。個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。また、今年度は新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながら安全に実施しました。</p>	<p>1歳半健診後のフォローとして2歳児頃の親子を対象としたグループ（年8回）と3歳児までの親子を対象としたグループ（年7回）を実施しました。参加前後にアンケートを導入し、子どもの変化を把握しフォローを実施しました。個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。また、今年度は新型コロナウイルス感染症防止に配慮しながら安全に実施しました。</p>	<p>主に所属に属さない2歳前後を対象とした事業を実施しました。個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。事業終了後も対象母子に合わせた事業や関係機関への紹介を行うことができました。</p>	<p>令和4年度は多摩区内に新たに子ども発達相談センターが開設されることがあり、対象児について変更を行いました。主に所属に属さない2歳前後を対象とした事業を実施し、個々の保護者の関わり方を助言し集団支援と個別支援を行い、子どもへの発達支援と保護者の育児負担の軽減を行いました。事業終了後も対象母子に合わせた事業や関係機関への紹介を行うことができました。</p> <p>事業の対象者について、主に所属に属さない2歳前後としてきましたが、本事業を必要とする区民が参加できるように、令和5年度は所属に属する児についても対象範囲を広げて事業を展開していきます。今後も関係機関の状況などを鑑みながら、対象者のニーズに合った支援を展開していくことが必要と考えます。</p>	C	多摩区役所	地域支援課	
						「おいでよ！ たまっ子」～あおぞら保育～	<p>■目的・目標：地域の保育園職員や園児と地域の親子の交流を通じ、楽しい子育てや保育の方法を伝え合い、子育てや保育を支援します。</p> <p>■事業内容：区内7か所の公園に保育士が出向き、主に1～2歳児を対象にした様々な遊びを楽しんだり、子育てや保育の相談を受けたりします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、交流事業は中止となりました。</p> <p>その代替として、区保育所等地域連携担当職員が公園へ行き、各保育園との交流を図るなかで相談支援を実施しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、交流事業は中止となりました。</p> <p>その代替として、区保育所等地域連携担当職員が公園へ行き、各保育園との交流を図るなかで相談支援を実施しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、交流事業は中止となりました。</p>	<p>子ども同士の交流は感染のリスクが非常に高く、園内でコロナ感染者が発生すると休園となり、保護者の就労に影響を及ぼすため実施ができませんでした。</p> <p>園同士が交流することで、保育内容が見え、不適切保育の未然防止につながるため実施していただきたく思います。積み重ねが途絶えているため事業の再構築が必要となること課題であると考えます。</p>	D	子ども未来局	多摩区保育総合支援担当	
玩具貸し出し事業	<p>■目的・目標：地域で子ども・子育ての支援の充実を図るために、区内に在住する乳幼児をもつ家庭、区内で子育て支援活動を行う団体・機関等、その他保育所等・地域連携担当課長が特に認める団体・機関等に対し、遊具等の貸出を行います。</p> <p>■事業概要：対象団体や機関、施設に安全マットや玩具等を貸出し、子どもの遊びや保育活動に利用してもらいます。</p>	<p>例年通りの実施を行いました。新型コロナウイルス禍で園外や外に出る機会が少なくなったことで、地域の子どもや子育て支援者等では保育の充実を図るため貸出希望が多かったです。</p>	<p>例年通りの実施を行いました。地域の子どもや子育て支援者等は感染拡大の状況に合わせて定期的に開催するようになり、定期的に貸出希望がありました。</p> <p>民間保育所等からは、園で保育していない楽器や大型絵本、ハナシシアター等の貸出希望が多く、特にハロウィンやクリスマスの時期には希望が重なり調整が必要など、貸出し希望が多かったです。</p>	<p>民間保育所等からは行事等で使用する物品の貸出の要望が多々あり、子育てサロンや子育てサークル担当者には会って定期的な貸し出しを行いました。貸出の際には、年齢や子どもの様子、目的に応じた物品の選び方や貸し方についてのアドバイスを行うことで、支援者側のスキルアップにつなげることもできました。</p>	<p>民間保育所等からは行事等で使用する物品の貸出の要望が多々あり、子育てサロンや子育てサークル担当者には会って定期的な貸し出しを行いました。貸出の際には、年齢や子どもの様子、目的に応じた物品の選び方や貸し方についてのアドバイスを行うことで、支援者側のスキルアップにつなげることもできました。</p>	<p>民生委員・主任児童委員はじめ新規で子育て支援を始める地域の方や保育所等では、必要な物品が揃っていないことが多く、購入をしなくても就学前親子に済んだものが惜しいという声も聞かれ、また定員がほぼ埋まる等ニーズがあることがわかりました。</p> <p>民生委員・主任児童委員をはじめ新規で子育て支援を始める地域の方や保育所等では、必要な物品が揃っていないことが多く、購入をしなくても就学前親子に済んだものが惜しいという声も聞かれ、また定員がほぼ埋まる等ニーズがあることがわかりました。</p>	C	子ども未来局	多摩区保育総合支援担当						
「ママと遊ぼうババもね」	<p>■目的・目標：家庭で保育している親子を主な対象に楽しく遊び場の提供を地域の子育て支援者と協働で実施し、育児不安やストレスの軽減、保護者同士の交流を推進します。</p> <p>■事業概要：区内3か所を会場に、公私立認可保育園、主任児童委員、民生委員児童委員、子育て支援センター等との協働により、子育てのフリースペースを開催し、親子のふれあい・交流・相談の場とします。</p>	<p>近隣の同世代のお子さんを持つ保護者の交流の場として、また専門職との子育て相談の場、保護者のリフレッシュの場として好評を博しています。</p> <p>担当保育園を公立のみならず民間保育園にも広げ、連携の範囲を増やすことができました。また、地道な広報によって参加者の人数を増やすことができ、周知が広がったことで、受付後にすぐに定員になることもありました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、「ママとあそぼうババもね」事業は中止し代替事業として12月まで「たまっこセミナー」を開催しました。1月からは少人数制の「ママとあそぼうババもね」縮小版を開催しました。</p> <p>同事業と本来の主催者側である保育所職員や主任児童委員の参加ができないことから、保育所等地域連携の専門職が代わりに実施しました。</p> <p>感染対策のため、参加人数を制限して実施したため、定員に達した回数も多かったです。</p>	<p>5～7月までは新型コロナウイルス感染症対策により、本来の主催者側である保育所職員に代わり、保育所等・地域連携の専門職が時間・人数を制限して実施しました。10月からは、参加が可能な保育所職員と主任児童委員、保育所等・地域連携担当で実施し、感染症の落ち着いたとともに、申し込みもすぐに定員が埋まる程度の盛況ぶりとなりました。</p> <p>例年コンサートを実施していた3月には、特別で3会場合同で実施し、こちらも定員がすぐに埋まる状況でした。</p>	<p>代替事業や縮小版等で感染症対策を講じながら実施し、地域の就学前の子と保護者が、気軽に育児の相談ができる遊び場の提供に努めました。参加者からは「どこにも行けなかったのが、初めて他の人のいる遊び場に出て来ることができました」という声も聞かれ、また定員がほぼ埋まる等ニーズがあることがわかりました。</p> <p>今後も支援者同士連携を深めながら社会状況に応じて柔軟に実施し、家庭で過ごす親子の不安の解消に努めていきたいと思います。</p>	C	多摩区役所	保育所等・地域連携担当							

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(7)子どもの養育の支援	⑭ 各区の地域特性に合わせた子育て支援を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。	18条		180		保育体験等の子育て支援事業	<p>■目的・目標：子育てにゆとりと自信を持てるよう、保育体験や専門職の各種講座を通して乳幼児の発達や発育、生活を知らせながら子育てに対する悩みや不安の解消を促進します。</p> <p>■事業概要：園児と一緒に保育カリキュラムに基いた生活や遊びが体験できる保育体験や子育て講座等を実施します。</p>	<p>体験保育、子育て講座については、例年は区内公立保育所である土洲保育園、生田保育園、菅保園の3園で実施していましたが、感染症防止対策のため中止しました。新型コロナウイルス禍において、子育てに不安を抱える保護者が増え虐待などのリスクが高まることから、代替案として地域親子向けの子育てのワンポイントをお便りにし、ホームページに掲載しました。また、地域子育て支援センターの子育て講座に保育士や看護師、栄養士などの専門職員を派遣し、ニーズに応えました。</p>	<p>令和2年度に引き続き、コロナ感染症拡大防止対策のため、年間を通して公立3園での対面式の体験保育、子育て講座は中止となりました。代替案として各園からの園だより、給食だより、保健だよりと地域親子向けの子育てのワンポイントを、ホームページに掲載しました。専門講座として「たまごセミナー」の開催、地域子育て支援センターの子育て講座に保育士や看護師、栄養士などの専門職員を派遣しました。各園からの園だより、給食だより、保健だよりと地域親子向けの子育てのワンポイント情報も引き続きホームページに掲載しました。</p>	<p>徐々にコロナ感染症対策が緩和され、公立3園で、対面・オンラインでの「子育て講座」「父親講座」「離乳食講座」「年齢別講座」「連続講座」、園庭開放等を工夫しながら開催しました。新たに医療的ケア児の交流保育も、対面・オンラインで実施しました。地域子育て支援センターの子育て講座に保育士や看護師、栄養士などの専門職員を派遣しました。各園からの園だより、給食だより、保健だよりと地域親子向けの子育てのワンポイント情報も引き続きホームページに掲載しました。</p>	<p>コロナ禍では、求められる対面での支援ができないもどかしさがありましたが、支援の方法を工夫し、ハイブリッド方式で専門知識や技術を活かした話を伝えられるようにすることで、参加者からも好評を得ました。令和4年度後半からは、対策を講じながら対面での子育て支援事業を再開できるようになり、参加者の満足度の高さを実感しました。今後も引き続き、安全対策を講じながら、地域子育て支援の場の拡充に努めてまいりたいと思います。</p>	C	こども未来局	多摩区保育総合支援担当	
							181	外国人の子育てひろば（多摩区）	<p>■目的・目標：地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の配布、案内や、保護者同士の交流を図るための集会等を実施します。</p> <p>■事業概要：就学前の子どもを持つ外国人親子のためのフリースペースの開設により言葉や習慣が違ふなかでの子育ての支援を行います。</p>	<p>地域で暮らす外国人親子の交流や情報交換を中心に毎月第2金曜日、10時～12時、多摩市民館児童室で7回開催しました。4月～8月は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。参加人数の上限を設け、定期的な換気、マスク着用、手指消毒の徹底等の対策を講じて9月から再開しました。区内の子育てサークルの協力の元、季節にちなんだイベント等を工夫して実施し参加親子の交流を深め仲間作りに努めました。特に力を入れた取組は、地域の子育てに関する情報や施設の紹介です。</p>	<p>地域で暮らす外国人親子の交流や情報交換を中心に毎月第2金曜日、10時～12時、多摩市民館児童室等で11回開催しました（8月を除く）。施設外壁工事の影響で児童室が利用できない期間がありましたが近隣施設「すかいきつす」を利用することで開催を続けることができました（9月～2月）。前年度に引き続き定期的な換気やマスク着用、手指消毒の徹底等の新型コロナウイルス感染症対策を講じました。区内の子育てサークルの協力の元、季節にちなんだイベント等を工夫して実施し参加親子の交流を深め仲間作りに努めました。特に力を入れた取組は、地域の子育てに関する情報や施設の紹介です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で孤立化しやすい子育て環境にありますが、安心して参加できる親子の居場所の一つとして認識されています。今後も継続が必要です。事業を遂行するうえで刻々と状況が変化している感染症について、今後も川崎市の対応方針にのっとり、その都度、実情に応じた適切な対応が必要です。感染症対策と交流の両立の進め方についてが課題です。</p>	C	多摩区役所	生涯学習支援課
							182	子育てひろば（多摩区）	<p>■目的・目標：地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の配布、案内や、保護者同士の交流を図るための集会等を実施します。</p> <p>■事業概要：0歳～2、3歳の子どもの親に向けたフリースペースを開設し、母親同士の交流や情報交換をすることで不安や悩みの軽減を図ります。</p>	<p>地域で暮らす親子の交流や情報交換を中心に毎月第1、2火曜日、10時～12時、多摩市民館児童室で10回開催しました。4月～8月は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。参加人数の上限を設け、定期的な換気、マスク着用、手指消毒の徹底等の対策を講じて9月から再開しました。区内の子育てサークルの協力の元、親子でゆったりと過ごす居場所を提供しました。特に力を入れた取組は、親子で楽しめる手遊びや季節にちなんだ工作、絵本読み聞かせ等を行い、フリーで過ごす中でも共有する時間も大切にしながら参加親子の交流を深め仲間作りに努めました。</p>	<p>地域で暮らす親子同士の交流や情報交換を中心に毎月第1、2火曜日、10時～12時、多摩市民館児童室で7回開催しました。2月は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。開催にあたり、参加人数の上限を設け、定期的な換気、マスク着用、手指消毒の徹底等の対策を講じました。区内の子育てサークルの協力の元、親子でゆったりと過ごす居場所を提供しました。特に力を入れた取組は、親子で楽しめる手遊びや季節にちなんだ工作、絵本読み聞かせ等を行い、自由に過ごす中でも共有する時間も大切にしながら参加親子の交流を深め仲間作りに努めました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で孤立化しやすい子育て環境にありますが、安心して参加できる親子の居場所の一つとして認識されています。今後も継続が必要です。事業を遂行するうえで刻々と状況が変化している感染症について、今後も川崎市の対応方針にのっとり、その都度、実情に応じた適切な対応が必要です。感染症対策と交流の両立の進め方についてが課題です。</p>	C	多摩区役所	生涯学習支援課
(8)子育てしやすい環境づくり	⑮ 仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。	18条		183	44	麻生区子ども関連ネットワーク会議（再掲）	<p>■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。</p> <p>■事業概要：区内の子どもの関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内で活動している子育てサークル向けの講座をオンラインで開催し、情報共有および意見交換を行いました。コロナ禍での活動状況やオンライン活用方法などを共有し、子育てサークル等の活動を支援しました。</p>	<p>区内で活動している子育てサークルや自主グループの交流会をオンライン開催し、情報共有および意見交換を行いました。コロナ禍での活動状況や活動の悩みなどを共有し、子育てサークル等の活動を支援しました。</p>	<p>区内の子どもの関わる団体・関係機関によるネットワーク会議及び委員向け研修等を開催し、意見交換するなど、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。また、区内の子育て関連サークル等の交流会をオンラインで実施し、活動に関する意見交換・情報共有を行いました。</p>	<p>区内の子どもの関わる団体・関係機関等の連携を促進し、子育てや子どもの育成を地域全体で支援するよう地域づくりに寄与しました。多くの団体・関係機関等に参加していただくため、議事や事業内容に合わせて、オンライン活用など開催方法の工夫を行います。</p>	C	麻生区役所	地域ケア推進課	
						大学との連携による子育て支援事業	<p>■目的・目標：区内および隣接する大学等の資源を活かし、親子が楽しんで過ごす機会を提供し、子どもの健全な発達・発育を促進します。</p> <p>■事業概要：「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」を活用した大学との連携を通して、未就学の親子を対象に各種講座やコンサートなどの子育て支援を行います。</p>	<p>昭和音楽大学との連携では未就学児親子向けのコンサート、玉川大学との連携で保護者向け講座を実施しました。子どもにとって魅力的な活動を実施し、親子の関わりや子どもの発達に有意義な時間を提供することができました。</p>	<p>昭和音楽大学と連携した未就学児親子向けのコンサートは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりましたが、玉川大学と連携した保護者向け講座はオンラインと会場を併用し、実施しました。親子の関わりや子どもの発達に有意義な時間を提供することができました。</p>	<p>昭和音楽大学との連携では未就学児親子向けのコンサート、玉川大学との連携で保護者向け講座を実施しました。子どもにとって魅力的な活動を実施し、親子の関わりや子どもの発達に有意義な時間を提供することができました。</p>	<p>区内および隣接する大学等の資源を活かし、親子が楽しんで過ごす機会、子どもの発達に関する保護者向け講座を提供し、親等が安心して子育てできる環境づくりに取組まれました。今後も地域課題の抽出を行い、それに合った連携事業を検討した上で、大学の専門性を生かした事業の実施を検討します。</p>	C	麻生区役所	地域ケア推進課	
						子育て人材バンク事業	<p>■目的・目標：区内で活動する子育てサークル等の活動を支援するとともに、子育てに関する知識や技術を有するボランティアの活躍の場を提供します。</p> <p>■事業概要：区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行います。</p>	<p>「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを58名派遣し、グループ活動の支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響によるグループ活動の減少に伴い派遣実績も減少しましたが、把握できているニーズに対しては対応することができました。</p>	<p>「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ119名派遣し、グループ活動の支援を行いました。新規グループ登録が1団体あり、新たな団体への支援も行いました。</p>	<p>「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを延べ83名派遣し、グループ活動の支援を行いました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によるグループ活動の減少に伴い派遣実績も減少傾向にありますが、コロナ禍においても活動を続ける子育てグループの活動を支援することができました。新型コロナウイルス感染症の影響等による地域活動の変化も踏まえ、子育てグループの活動支援のあり方を検討していく必要があります。</p>	C	麻生区役所	地域ケア推進課	
						男女共同参画センター（すくらむ21）事業	<p>■目的・目標：子育て中の男女が自分自身を大切にしながら、仕事等と両立して安心して子育てできる環境づくりをサポートします。</p> <p>■事業概要：ワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関連する講座やサロン、イベントの開催、市内の事業所や学校への出前講座の開催等を通じ、事業者や市民に対する啓発を行います。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、「育休/パパとママのための職場復帰セミナー&カフェ」（計1回、参加6人）、「ふらっと育休子連れカフェ」（計7回、参加延べ27人）、「私たちの身近なケアを学ぶ タブルケア勉強会」（計8回、参加延べ67人）、「イクメン講座（高津区共催）」（計4回、参加延べ22人）、「親子でのびのびお絵描きイベント」（計1回、参加21人）、「0歳児の親子のためのことごとくをつなぐ小さなお話会」（計9回、参加延べ128人）をそれぞれ開催し、その他職場復帰を目指す方を対象とした講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援を行いました。また、市内の団体、事業所、学校等から依頼を受け、出前講座を計16回（参加延べ人数25人）実施しました。そのうち、市内の学校への出前講座では、市立今井中学校において「職場のマネー講座」（参加141人）、市立柿生中学校において「職業講話」（参加157人）をそれぞれ開催、その他の出前講座では、「はじめての育休講座」（参加7人）、「幼児を持つパパのための子育て講座」（参加9人）、「手と手をキュ！親子でお外へ、つながる、まなぶ」（参加11人）をそれぞれ開催しました。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、「育休/ママからの復帰女性キャリア講座」（1回9人）、「協働事業ダブルケア【オンライン開催】」（計3回、参加延べ10人）、「イクメン講座（高津区共催）」（計4回、参加延べ33人）、「0歳児の親子のためのことごとくをつなぐ小さなお話会」（計14回、参加延べ161人）をそれぞれ開催し、その他職場復帰を目指す方を対象とした講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関するハラスメント研修の実施や、子育てしやすい環境づくりのために女性活躍推進研修等を実施し（5回 参加109名）、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。また川崎フロンターレと連携し、「イクメン研究所出張育休イベント「何/パパチャート体験」@川崎フロンターレ・坂本九ランド（計1回、参加200組）」を開催するなど家庭生活への男性の参画促進に向けた啓発を実施しました。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、「協働事業ダブルケア」（計5回、参加延べ44人）、「イクメン講座（高津区共催）」（参加10人）、「イクメン研究所イベント出張」（計2回、参加延べ100人）、「フロンターレのためのセミナー&交流会」（計2回23人）をそれぞれ開催、その他職場復帰を目指す方を対象とした講座開催により、仕事と家庭の両立に向けた支援等を行いました。また、市内の団体、事業所、学校等への出前講座を実施しました。そのうち、事業所向けの研修では、職場環境に関するハラスメント研修の実施や、子育てしやすい環境づくりのために女性活躍推進研修等を実施し（計4回、延べ参加78人）、子育てしやすい働き方や職場環境に関する啓発を実施しました。</p>	<p>子育てしやすい環境づくりに向けて、育休復帰対象者や事業者、就職前の学生などに対して、様々な講座等の開催を通じた啓発を行いました。また、今後も創意工夫を凝らした講座の開催を継続的に行っていくことが必要です。</p>	C	市民文化局	人権・男女共同参画室	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(8)子育てしやすい環境づくり	15 仕事をもち親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。	18条		187		ワーク・ライフ・バランス推進事業	<p>■目的・目標：子育て家庭に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組についての普及・啓発を行います。</p> <p>■事業概要：事業者や住民が、仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするために、九都府市や4県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市）で合同して広域的なワーク・ライフ・バランスの推進に取組むとともに、市内在住・在勤の子育て中の方を対象としたセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの啓発への取組を推進します。</p>	九都府市の連携によるワーク・ライフ・バランスの広報活動を行いました。また、子育て家庭を対象に、「現在働いている方、育休中・産休中の方向け」セミナーを2回、「これから働き始める方、再就職希望の方向け」セミナーを1回開催し、計29名の参加がありました。（前年度はコロナの影響で中止）	九都府市の連携によるワーク・ライフ・バランスの広報活動を行いました。また、仕事をもつ子育て中の市民に向けて、講義とグループワークを含むセミナーを3回実施し、計43名の参加がありました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン形式で行いました。	九都府市の連携によるワーク・ライフ・バランスの広報活動を行いました。また、仕事をもつ子育て中の市民に向けて、講義とグループワークを含むセミナーを1回実施し、計13名の参加がありました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン形式で行いました。	九都府市の連携による広報活動や市内在住・在勤の子育て中の方を対象としたセミナーを開催したことで、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発への取組を推進しました。広報活動の方法や、セミナーの内容や開催時期等について、今後も検討し、より効果的にワーク・ライフ・バランスの取組の普及・啓発が行えるように検討していきます。	C	こども未来局	企画課
(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等	16 要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組みとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。	19条	☆	188		要保護児童対策地域協議会	<p>■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。</p> <p>■事業概要：要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	要保護児童対策地域協議会（開催回数16回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。	要保護児童対策地域協議会（開催回数18回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。	要保護児童対策地域協議会（開催回数19回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。	3年間を通じて、要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童等に関する情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を行える地域ネットワークを作り上げてきました。要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての支援が見込まれるため、ネットワークの更なる強化を行う効果的・具体的な連携を進めらるよう取り組みを進めていく必要があります。また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）については、新たなルールについて検証を行い、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				189		児童虐待防止に関する総合調整	<p>■目的・目標：児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。</p> <p>■事業概要：本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p>	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	区役所における予防のための専門的支援機能の構築に向けて検討を行い、令和5年度から区役所地域みまもり支援センター地域支援課の体制強化を図り、また、「児童家庭相談支援業務ガイドライン」等を策定しました。新たな体制やガイドラインに基づき、子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				190		乳幼児虐待予防事業	<p>■目的・目標：親支援グループでのミーティングを通じ、乳幼児虐待の未然防止、重症化予防を図ります。</p> <p>■事業概要：母子別室で母親が安心して語れる場を保障し、自身の気持ちや行動を振り返る機会となるよう、親支援グループミーティングを実施します。</p>	各区地域みまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区地域みまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親の把握に努めながら、グループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止を図りました。より適切な要支援者把握及び対応が行えるよう、スーパーバイズを実施し、人材育成及び関係機関の連携強化を図りました。	各区地域みまもり支援センターにて、子育てがづらい等育児の悩みを抱えている母親を対象にグループミーティングの運営を実施し、虐待の未然防止、重症化防止をはかりました。また、人材育成及び連携強化のためにスーパーバイズを実施しました。今後も乳幼児健診や各種相談事業、訪問事業等、他の母子保健事業との連携強化を図る必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）	
				191		児童虐待防止啓発事業	<p>■目的・目標：川崎市子どもを虐待から守る条例第13条に基づき児童虐待防止普及啓発活動を実施します。</p> <p>■事業概要：児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、様々な機会を捉えた啓発活動を行うとともに、関係機関等を対象とした研修会などを実施します。</p>	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、小学生チームによるフットサル大会「オレンジリボンファミリーカップ」については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となりましたが、新たに啓発用のアニメーション動画を作成し、動画による広報を実施しました。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、コロナ禍で各種イベントが縮小される中、新型コロナウイルス感染症対策を講じたフットサル大会の開催、市協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報の拡充などの取組を行いました。	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民生委員児童委員等関係団体と連携し、啓発活動を実施し、川崎フロンターレホームゲームでの啓発等、児童虐待の発生予防と社会的認識の向上に努めました。また、コロナ禍で各種イベントが縮小される中、新型コロナウイルス感染症対策を講じたフットサル大会の開催、市協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報の拡充などの取組を行いました。	コロナ禍で各種イベントが中止や規模が縮小される中で、川崎フロンターレと連携してオレンジリボンファミリーカップを開催し、300名を超える参加者やその保護者に児童虐待防止の普及啓発を行うことができました。より効果的な虐待防止の普及啓発に向けて、アフターコロナでの啓発手法を検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				192	189	児童虐待防止に関する総合調整（再掲）	<p>■目的・目標：児童虐待防止のために必要な、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を推進します。</p> <p>■事業概要：本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施するとともに、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p>	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。また、虐待の早期発見・早期対応を図るとともに虐待の未然防止に努めました。	区役所における予防のための専門的支援機能の構築に向けて検討を行い、令和5年度から区役所地域みまもり支援センター地域支援課の体制強化を図り、また、「児童家庭相談支援業務ガイドライン」等を策定しました。新たな体制やガイドラインに基づき、子どもに関する様々な問題につき適切な支援が図られるよう、関係機関等との連携のあり方について引き続き検討していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				193	147	児童家庭相談事業（再掲）	<p>■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。</p> <p>■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p>	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和2年度相談受付件数9,082件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和3年度相談受付件数9,463件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和4年度相談受付件数9,334件）。	3年間を通じて、基本の相談・支援を行った他、多問題を抱えた家庭・児童に対する専門的相談にも対応してきました。他問題を抱えた家庭・児童への相談は今後も増えることから、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取り組みを進めていきます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
				194		児童相談所相談事業	<p>■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。</p> <p>■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。</p>	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組みすることで児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。児童の意思や気持ちを尊重し、子どもが解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助体制構築の必要は高く、職員の専門性向上が必須です。引き続き職員の専門性の向上に取り組み、児童に関する専門相談機関として、児童の権利を尊重した相談援助を実施していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(9)親等による虐待・体罰の防止及び救済等	⑬ 親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。	20条	☆	195		児童虐待防止センター事業	<p>■目的・目標：児童虐待に関する通報・相談を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげます。</p> <p>■事業概要：子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談について、24時間365日の電話相談を実施します。</p>	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。（令和2年度相談受付件数：2,858件）	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。（令和3年度相談受付件数：2,972件）	虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。（令和4年度相談受付件数：2,546件）。	3年間を通じて、虐待通告及び子育ての不安・悩みへの適切な相談援助により、虐待の早期発見・早期対応に努めました。児童虐待防止センターの周知を行い、今後も児童虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげていきます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
						人権オンブズパーソン相談・救済事業	<p>■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。</p> <p>■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を実施します。</p>	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者一人ひとりの状況等を的確に把握し、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。子どもの権利の侵害に関する相談について、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を継続します。また、救済申立てについては、関係機関等と連携し迅速かつ的確な調査・調整等を行うことが求められます。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	
						川崎市立学校インターネット問題相談窓口	<p>■目的・目標：川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務における環境を整備し、その充実を図ります。インターネットや携帯電話でのいじめ・いやがらせ・トラブルや依存などのインターネット問題に対する相談業務の窓口役を果たします。</p> <p>■事業概要：ネットいじめやインターネットトラブル（SNS、チェーンメール、課金請求、依存など）で困っている子どもや保護者からの電話、メール相談を受け付け、関係機関等と連携しながら早期解決をめざします。</p>	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、41件ありました。グループ間トラブルの相談が9件と最も多く、次いでSNSへの書き込みや投稿内容の削除要望に関する相談が6件となっています。今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド（A3表裏1枚）」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通じてその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、20件ありました。インターネット依存に関する相談が5件と最も多く、次いでグループ間トラブルやSNSへの書き込みや投稿内容の削除要望に関する相談がそれぞれ4件となっています。今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド（A3表裏1枚）」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通じてその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。	今年度のインターネットトラブル関連の相談件数は、17件ありました。個人情報の流布に関する相談が5件と最も多く、次いで家庭ネット利用に関する相談が4件となっています。今年度も子どもたちを守るための啓発資料として「川崎市版保護者向けインターネットガイド（A3表裏1枚）」を作成し、全市立学校の小学校1年生から高等学校3年生まで全児童生徒を通じてその保護者に配布するとともに、全市立学校全教職員に配布しました。	寄せられたインターネットトラブル等に関する相談に素早く親身にのることにより、インターネット問題に対する相談業務の窓口役を果たしました。また、毎年「川崎市版インターネットガイド」を発行することにより保護者へ窓口の周知をすることができました。インターネットトラブルの数は全国的にも年々増加傾向にあることから、今後も川崎市立学校インターネット問題に対する相談業務における環境の整備を定期的に見直し、インターネットや携帯電話でのいじめ・いやがらせ等の様々な相談内容に対応できるように努めてまいります。	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
						24時間電話相談	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、181件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。令和4年度は、378件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるよう、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
						教育相談事業	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	来所面接相談では、101件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、620件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。	来所面接相談では、138件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、759件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。	来所面接相談では、100件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、466件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターホームページの相談窓口のページをリニューアルしたり、GIGA端末のブックマークに相談窓口の紹介を入れたり、必要な時に情報を得ることができるようにしました。	友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。多様化・複雑化する子どもたちの悩みや不安について、安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するために、相談員の相談技能のさらなる向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター
(10)育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理	⑭ 学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。	21条	☆	201		こども文化センター	<p>■目的・目標：自由に遊び、学びあひながら、児童の自主性・創造性・協調性を養います。</p> <p>■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。</p>	各こども文化センターにおいて、工作教室やその他体験事業等、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。（令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施回数は減少しています。） 具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、こども文化センターの行事において企画を企画して子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、地域交流・多世代交流などで多くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、絵画や作品の展示会など自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。	各こども文化センターにおいて、工作教室やその他体験事業等、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施回数は減少していますが令和2年度に比べると回復傾向にあります。） 具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、こども文化センターの行事において企画を企画して子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。	各こども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。（令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施回数は減少していますが回復傾向にあります。） 具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、こども運営会議を通じてスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、こども文化センターの行事において企画を企画して子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者を含めた大人と子どもが触れ合い、自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。（新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施回数は減少していますが回復傾向にあります。） 引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全な育成を図っていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(10)育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理	19 学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。	21条		202		子ども夢パーク事業	<p>■目的・目標：条例第27条に基づき、子どもの居場所の確保のための取組を実施します。</p> <p>■事業概要：子ども活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、地域住民等と連携しながら、子どもの意見表明・参加を実践できる事業を実施します。</p>	<p>子どもが自由に遊べる居場所を確保することができました。</p> <p>各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。</p>	<p>子どもが自由に遊べる居場所を確保することができました。</p> <p>各種行事の実施に当たって子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。</p>	<p>子どもが自由に遊べる居場所を確保することができました。</p> <p>多くの子どもの意見を反映させるとともに、子ども自身が企画、実施に携わりました。子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。</p>	<p>子どもが自由に遊べる居場所を確保することができました。また、事業の実施にあたっては、子どもが意見を表明し、尊重されることを保障することで、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援することができました。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
				203		学校教育推進会議	<p>■目的・目標：地域と学校が協力し支え合う、よりいっそう開かれた学校づくりの推進を図ります。</p> <p>■事業概要：児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等が、学校長から学校運営等について説明を受け、意見を述べる機会として設置し、教育目標、教育活動等に関し、定期的に話し合います。</p>	<p>各校において、定期的に「学校教育推進会議」を開催し、学校長と児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等が、教育目標、教育活動等について話し合いました。</p>	<p>各校において、定期的に「学校教育推進会議」を実施し、児童生徒が地域住民や保護者等に、学校での取組や地域への考え等を表明する機会を設けました。</p>	<p>各校において、定期的に「学校教育推進会議」を実施し、児童生徒が地域住民や保護者等に、学校での取組や地域への考え等を表明する機会を設けました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止を行いながら、映像資料を活用するなどの工夫をして、児童生徒が学校での取組や自分たちの考えや思いを表明することができ、地域住民や保護者等が、子どもたちの学びや生活の様子を共有しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止のために、児童生徒が地域住民等に直接意見を表明する機会を設定できないこともありましたが、今後、ICTの活用など、意見交換を行う様々な手法を共有しながら、意見表明の機会の充実を図っていきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
				204		学校運営協議会制度推進事業	<p>■目的・目標：地域と家庭、学校が一体となって子どもを育てる「地域ともある学校」をめざし、地域住民等との連携・協働を促進します。</p> <p>■事業概要：保護者や地域住民等が、学校運営の基本方針を承認し、学校運営支援等について定期的に協議することで、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進を図ります。</p>	<p>「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・スクール）においては、児童生徒の意見を聞いたり、子どもたちが様々な活動に主体的に参加していけるような環境づくりを推進しました。</p>	<p>「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・スクール）においては、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行ったり、学校と地域等が、児童生徒が様々な活動に主体的に参加していけるような環境づくりを推進しました。</p>	<p>「学校運営協議会」の設置校（コミュニティ・スクール）において、児童生徒が地域住民や保護者等と意見交換を行う機会を設け、児童生徒が主体的に参加できる取組等について協議を行いました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止を行いながら、児童生徒と意見交換を行うことができ、地域住民や保護者等が、学校での取組を共有したり、子どもたちが安心して学校生活を送るための支援を協議したりすることができました。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止のために、協議会の回数と時間を制限したり、児童生徒と直接かかわる取組を中止したりするなど、計画通りに進めることが困難な場面もありました。今後、ICTの活用など、意見交換を行う様々な手法を共有しながら、協議の充実を図っていきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
	20 保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。	22条	205		安全管理事業	<p>■目的・目標：保育所内での会議や安全点検及び研修を通して、職員一人一人の安全管理についての意識の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：各保育所において、園長の管理のもと、安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持に努めます。また安全管理研修を実施します。</p>	<p>各園で安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検を実施し、危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。</p>	<p>各園で安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検を実施し、危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。</p>	<p>各園で安全点検表を作成し、施設設備、遊具、玩具、園庭等の安全点検を実施し、危険箇所・改善点などについて職員会議で周知し、安全性の確保や機能の保持に努めました。</p>	<p>定期的な安全点検を実施するとともに、職員会議等で危険箇所や改善点について周知し、施設における安全性の確保に努め、意識の向上を図りました。また、令和5年度にむけて、安全計画を策定しました。</p> <p>事故防止対策に努め、研修や情報の共有を通して、さらなる職員一人一人の安全管理に対する意識向上を図ることが必要です。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部	
			206		事故防止事業	<p>■目的・目標：事故事例研修や事故報告書の分析結果を基に、職員の事故防止への意識向上を図ります。</p> <p>■事業概要：保育所における乳幼児の事故事例を基に研修を実施し、周知徹底を図り、再発防止に繋がります。また、各園においてヒヤリハット記録を実施、分析し日常的な事故予防対策に努めます。</p>	<p>事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、職場全体で事故当時の状況を検証・検討し、事故予防対策に努めました。</p>	<p>事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、事故当時の状況を検証・検討し、事故予防対策に努めました。</p>	<p>事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で情報を共有するとともに、事故当時の状況を検証・検討し、事故予防対策に努めました。</p>	<p>事故報告書・ヒヤリハット記録について、職員間で共有・検証・検討を行い、事故の再発防止に努め、検証結果を基に職員の自己防止への意識向上を図りました。</p> <p>事故防止に向けた研修や情報の共有を通して、さらなる職員一人一人の意識やリスクマネジメントの向上を図ることが必要です。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部	
			207		こども文化センターの施設整備	<p>■目的・目標：老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーにも配慮し、全ての子どもが利用しやすい施設にします。</p> <p>■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、老朽化した設備等を改修し、利用しやすい環境を整備します。</p>	<p>2施設の外壁工事や5施設の屋上防水工事を行うなど老朽化した施設を改修するとともに、4施設の誘導ブロック、1施設の階段手摺の設置などバリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。</p>	<p>4施設の外壁工事や3施設の屋上防水工事を行うなど老朽化した施設を改修するとともに、3施設の誘導ブロック、1施設の階段手摺の改修などバリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。</p>	<p>2施設の外壁工事を行うなど老朽化した施設を改修するとともに、1施設の施設内手摺の改修などバリアフリーの理念に基づいた施設整備を行いました。</p>	<p>子どもの自主的な活動を安全に行える環境づくりを推進しました。</p> <p>引き続き、老朽化する設備の補修等施設整備を実施し、子どもが安心・安全に活動できる環境づくりを進めていく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室	
			208		わくわくプラザの施設整備	<p>■目的・目標：わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため整備を行います。</p> <p>■事業概要：児童にとって安心、快適な居場所となるよう、利用しやすい環境を整備します。</p>	<p>空調設備、手洗い場及びトイレの補修工事などを行いわくわくプラザの施設の整備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。</p>	<p>空調設備、劣化している床の補修工事などを行いわくわくプラザの施設の整備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。</p>	<p>空調設備、劣化している床の補修工事などを行いわくわくプラザの施設の整備等を行うとともに、学校と協議し特別教室を利用させてもらうなどして、狭あい施設の解消を行いました。</p>	<p>子どもが過ごしやすい環境づくりを推進しました。</p> <p>引き続き、学校施設の活用や施設整備・補修等を実施し、子どもが過ごしやすい環境づくりを進めていく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室	
			209		安全で快適な教育環境整備事業	<p>■目的・目標：児童・生徒に安全・安心で快適な教育環境を整備し、提供します。</p> <p>■事業概要：児童・生徒をはじめ保護者等よりニーズの高いトイレの快適化やエレベータの設置など施設のバリアフリー化を推進し、教育環境の向上を図ります。</p>	<p>児童・生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、次のとおり実施しました。</p> <p>①学校トイレ快適化を44校で実施（99校完了） また、施設のバリアフリー化として、次のとおり実施しました。</p> <p>②既存校のエレベータ設置を6校で実施（158校完了）</p>	<p>児童・生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、次のとおり実施しました。</p> <p>①学校トイレ快適化を42校で実施（141校完了） また、施設のバリアフリー化として、次のとおり実施しました。</p> <p>②既存校のエレベータ設置を5校で実施（163校完了）</p>	<p>児童・生徒をはじめ保護者等のニーズをふまえ、次のとおり実施しました。</p> <p>①学校トイレ快適化を34校で実施（175校完了） また、施設のバリアフリー化として、次のとおり実施しました。</p> <p>②既存校のエレベータ設置を6校で実施（169校完了）</p>	<p>①学校トイレの快適化については、令和4年度までに全校のトイレ快適化を完了しました。</p> <p>②エレベータの設置については、ほぼ目標どおり実施しており、今後は老朽化対応も行いながら継続して事業に取組めます。</p>	C	教育委員会事務局	教育環境整備推進室	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(10)育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理	20 保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。	22条		210		学校安全対策事業	<p>■目的・目標：地域全体で学校安全に取組、安全・安心な学校づくりを行います。</p> <p>■事業概要：警察官〇〇をスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回指導やスクールガード（学校安全ボランティア）の指導育成などの防犯対策を実施します。さらに児童の登下校時の安全確保を図るために、通学路の整備や地域交通安全員の配置を行います。</p>	<p>今年度はスクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の取組を実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。</p>	<p>今年度もスクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の取組を実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。</p>	<p>今年度もスクールガード・リーダーを25名配置し、通学路上の巡回や学校への指導助言、学校安全ボランティアの指導等、各学校における防犯対策の取組を実施しました。また、スクールサポーター・各区指導主事との情報共有を目的とした連絡調整会議も開催しました。地域交通安全員の配置状況を確認し、新規箇所の認定等適正な配置を行いました。</p>	<p>令和2年度からスクールガード・リーダーを5名増員し25名の配置とする他、地域交通安全員を適切に配置し、児童生徒の登下校時における安全確保の充実を図るための取組を進めました。スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置の拡充等、さらなる安全対策に向けた検討が必要です。</p>	C	教育委員会事務局	健康教育課
(11)育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	20 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	23条	☆	211	14	保育園長を対象とした研修会の開催	<p>■目的・目標：各保育園園長を対象に、子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民館等施設長を対象に、研修会を実施し、子どもの権利への意識向上に繋がります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、予定していた大規模研修等は実施しませんでした。各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターから情報発信したり園に出向いて研修を実施する中で、「子どもの権利」等に関する理解の促進を図りました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、集合研修等は実施しませんでした。オンラインによる連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターから情報発信したり園に出向いて研修をする中で、「子どもの権利」等に関する理解の促進を図りました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、集合研修等は実施しませんでした。オンラインによる連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターから情報発信したり園に出向いて研修をする中で、「子どもの権利」等に関する理解の促進を図りました。</p>	<p>公民館施設長を対象としたオンライン連絡会や各区保育総合支援担当及び各区保育・子育て総合支援センターによる研修等を通じ、子どもの権利について話をすることで理解を深め、意識向上を図りました。引き続き意識啓発の機会をつくり、人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ることが必要です。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
						保育園における職場研修（子どもへの権利）	<p>■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。</p> <p>■事業概要：保育園等において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。</p>	<p>保育の中の人権をテーマに話し合い、身近な事例から検討することで、子どもの権利への関心を高めることができました。不適切な言葉かけや主体的な学びなど、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集」を活用し子どもの権利について学ぶことで、保護者にもおたより等を通じて子どもの守られる権利等について伝えることができました。</p>	<p>保育の中の人権をテーマに研修会を実施し、子どもの権利への関心を高めるとともに、保護者にも子どもの守られる権利等について話をする機会を年に数回、継続して持つことで、さらに理解を深めることができました。引き続き、園内で子どもの権利について考える機会を継続的に持ち、具体的な事例の紹介を通して保護者にも関心を持ってもらえるような働きかけを行ってまいります。</p>	<p>各職場で園内研修等を通して保育の中の人権をテーマに話し合う機会を積極的に設け、身近な事例から検討することで、子どもの権利への関心を高めるとともに、職員の意識啓発につなげることができました。不適切な言葉かけや主体的な学びなど、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集」を活用し子どもの権利について学ぶことで、保護者にもおたより等を通じて子どもの守られる権利等について伝えることができました。</p>	<p>保育の中の人権をテーマに研修会を実施し、冊子「保育のポイント集」を活用し身近な事例を通して学ぶことで子どもの権利への関心を高めるとともに、保護者にも子どもの守られる権利等について話をする機会を年に数回、継続して持つことで、さらに理解を深めることができました。不適切な対応防止にむけて、職員の意識啓発につながる取り組みの強化を図る必要があります。また、引き続き、園内で子どもの権利について考える機会を継続的に持ち、具体的な事例の紹介を通して保護者にも関心を持ってもらえるような働きかけを行うことが必要です。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部
						子どもの権利に関する条例のパンフレット等（施設職員）	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：条例理解のためのパンフレット等を学校や子どもに関わる施設に配布することにより、施設職員の子どもへの権利への理解を促進します。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ2,832部配布し周知に努めました。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ1,125部配布し周知に努めました。</p>	<p>保育園での園内研修、区内の認可保育園園長連絡会議、各施設の研修、会議等の際に、子どもの権利に関する条例のパンフレット等を提供しており、延べ1,790部配布し周知に努めました。</p>	<p>条例パンフレット等を配布することで、保育園の人権研修に役立ててもらったり、保育士等職員全体の条例認知度を上げることや条例についての理解に繋がっています。また、保育園内の目に届きやすいところに置いてもらっていることで、子どもの権利を意識しやすくなっていると考えられます。「聞いたことがある」だけではなく、内容を理解している職員を増やすためにも、パンフレットの配布と共に園内研修を推進していく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
						子どもに関わる職員等への研修の実施（再掲）	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文言を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施します。</p> <p>■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。</p>	<p>子どもの権利に関する条例の理解を深めることを中心とした内容で、講師として直接出向いて広報・啓発を行いました。令和2年度から、特に、各区の保育総合支援担当と連携し、保育園での園内研修新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の実施数は大幅に減少しました（延べ4回170人）。</p> <p>直接講師として講話する以外にも、パンフレット等を提供しており、延べ7,972部配布し、各施設内研修等で活用してもらいました。</p>	<p>子どもの権利に関する条例の理解を深めることを中心とした内容で、講師として直接出向いて広報・啓発を行いました。昨年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、研修の実施数は一昨年に比べ減少しました（延べ5回）。しかし、今年度はオンラインと対面を併用した研修が増え、さらにYouTubeを使った配信を行ったため、受講者の人数は大幅に増加しました。（延べ854人）</p> <p>直接講師として講話する以外にも、パンフレット等を提供しており、延べ5,276部配布し、各施設内研修等で活用してもらいました。</p>	<p>対面だけでなく、オンラインを併用した研修に参加することで、子どもの権利についての考え方を多くの職員に伝えることができました。また、小規模の研修にも参加し、ワークショップなどを取り入れながら、身近に子どもの権利を感じられる研修が実施できました。</p>	<p>ワークショップを取り入れた研修は、参加者からも好評だった。講義形式でも、身近に子どもの権利を感じてもらえる工夫ができ、参加者からも高評価をいただいています。今後は、より多くの職員に周知するため、Eラーニングの実施し、各部署で子どもの権利の視点を普及する必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
						子どもの権利に係る研修	<p>■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行います。</p> <p>■事業概要：子どもに関する関係部署や関係機関等に対して児童虐待防止等をはじめとした子どもの権利に関する研修を実施します。</p>	<p>児童相談所新任職員研修（参加者37人）にて弁護士による子どもの権利をテーマとした研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利の意識向上を図りました。</p>	<p>児童相談所新任職員研修（参加者41人）にて弁護士による子どもの権利をテーマとした研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利の意識向上を図りました。</p>	<p>児童相談所新任職員研修（参加者54人）にて弁護士による子どもの権利をテーマとした研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利の意識向上を図りました。</p>	<p>3年間を通じて、児童相談所及び区役所・支所要対協調整担当者を中心に研修を実施した他、関係機関へ研修講師を派遣して、行政・民間の児童家庭支援関係職員へ子どもの権利に関する機会を持てました。児童家庭相談部門の職員への研修を継続し、支援の基本となる子どもの権利の理解を深めていきます。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
(11)育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	20 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	23条	☆	216	26	体罰防止についての意識啓発（再掲）	<p>■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子どもの権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図ります。</p> <p>■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施します。</p>	<p>教職員が、児童生徒に対して体罰に類らない指導や不適切な指導に対する未然防止策として、冊子「一人ひとりの子どもを大切に」を全教職員に配付し、市立学校全校（179校）で研修を行いました。また、児童生徒指導連絡会議において、児童支援コーディネーター及び生徒指導担当者を対象に、一人ひとりの子どもを大切に児童生徒指導の推進をテーマとして協議を行いました。</p> <p>年度末には体罰及び不適切な関わり防止に係る校内研修の実施報告書を市立学校全校（179校）から提出していただき、確認した。</p>	<p>児童生徒指導連絡会議において、支援教育コーディネーター及び生徒指導担当者を対象に、一人ひとりの特性に合わせた指導や支援の在り方をテーマとして協議を行いました。年度末には体罰及び不適切な関わり防止に係る校内研修を実施報告書を市立学校全校（179校）から提出していただき、確認しました。</p>	<p>児童生徒指導連絡会議において、支援教育コーディネーター及び生徒指導担当者を対象に、一人ひとりの特性に合わせた指導や支援の在り方をテーマとして協議を行ってきただけで、学校の指導体制の強化が図れています。しかしながら、根絶には至っていませんので、引き続き、同僚性をさらに高めながら、個人の意識を向上させていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	指導課	
						人権尊重教育推進担当者研修（再掲）	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法について学びます。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。4回のうち1回は「子どもの権利条例」をテーマにして実施しました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行い、子どものありのままの自分である権利などを考える契機となりました。また、昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育担当者研修においては、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝えることで、子どもの権利学習を計画的に推進し、具体的な取組について考えることができました。それらを各学校に紹介し共有することで、子どもの権利の理解の促進を図ることができました。特に、講師による条例制定当時の話や性的マイノリティなど子どもの権利に関連する深いテーマを取り上げ、子どもの権利について考える機会となりました。各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室	

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課	
(11)育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	21) 条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	23条	☆	218		校長を対象とした研修会の開催	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p>	<p>第3回の研修会において、子どもの権利を保障するために人権尊重教育の動画を作成し、視聴期間を設けて各学校で視聴しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」についての内容、「性的マイノリティの人権」に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、日本語指導の必要な児童生徒について、日本語指導の充実に向けた取組についての研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」についての内容や「性的マイノリティの人権」に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、日本語指導の必要な児童生徒について、日本語指導の充実に向けた取組についての研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」についての内容や「性的マイノリティの児童生徒への対応」等に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、外国につながる児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修をすることで、各校における人権尊重教育に対する意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ることができました。	C	教育委員事務局	カリキュラムセンター	
							<p>■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。</p>	<p>本研修は夏期休業中の希望研修として1回のみ実施しております。本年度はオンラインで、バラリンピックが開催されることや、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者の接触を伴う参加体験型の本研修については、研修を依頼している講師と検討し、実施いたしませんでした。</p>	<p>令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加体験型研修である「子どもの心を開く児童生徒指導研修」を実施いたしませんでした。</p>	<p>本研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、広い会場での実施、できる限り接触を避ける工夫を行い夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。</p>	<p>本研修は、コロナ禍において2年連続実施することができませんでしたが、令和4年度に感染防止対策を適切に講じて、受講者に対して人権尊重を意識した児童生徒同士が信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。</p> <p>本年度の受講者数は、コロナ禍ということもあり定員にはおおよびませんでした。次年度以降、研修案内を工夫するとともに、受講者が校内研修等において学びを他の教員に広げることができるよう研修計画を見直す必要があります。</p>	D	教育委員事務局	カリキュラムセンター	
	22) 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。	23条	☆		220	87	児童養護施設等に入所する子どもの権利ノート活用（再掲）	<p>■目的・目標：施設措置児童に「子どもの権利ノート」を配布することで相談しやすい環境を整備し、児童の権利擁護を図ります。</p> <p>■事業概要：5県市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）合同で、児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、措置児童の権利擁護を図ります。</p>	<p>各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。</p> <p>今年度は子どもが要望を伝えやすいよう、同封するハガキをA4の用紙に改め、記載する内容を最小限にするなど工夫をしました。</p>	<p>各児童相談所を通して市内施設へ「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。</p> <p>また、5県市調整のうえ、子どもの権利ノートの文面を見直しました。</p>	<p>施設措置児童に、「子どもの権利ノート」を配布し説明を行いました。また、権利ノート文面と同封ハガキについて見直しを行いました。</p> <p>今後も措置児童の年齢や成長段階に応じた理解ができるよう説明方法を工夫しながら「子どもの権利ノート」を配布し、委託児童の権利保護を図ります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（児童福祉）	
								<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりでの悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>子どもたちにとって、より使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載の仕方を再度見直しました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>相談カードを作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>子どもたちにとってより使いやすいカードにしたり、学校、関係機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、■事業概要の児童生徒のため、2次元バーコードを付けることで、環境の整備を進めることができました。</p> <p>カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談しにくい」という意識の顕在は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。</p>	C	教育委員事務局	教育政策室	
								<p>■目的・目標：教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図ります。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを市立学校に派遣し、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②相談関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築への協力 ④保護者、教職員等への支援・相談・研修活動等を行います。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談を受けたり、支援を求める家庭に必要な関係機関につなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p> <p>月1回程度、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等の関係機関との連絡会議を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談を受けたり、支援を求める家庭に必要な関係機関につなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p> <p>月1回程度、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等の関係機関との連絡会議を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全11名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。</p> <p>定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問による相談・支援や、児童相談所等の関係機関と連携することで、課題の解決を図りました。</p> <p>ヤングケアラー等潜在的・多様なニーズに応えられるように、児童生徒と保護者へのスクールソーシャルワーカーの認知を広め、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていきます。</p>	C	教育委員事務局	教育政策室
								<p>■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談、対応を行います。</p> <p>■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図ります。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係機関に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、スマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係機関に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p>	<p>学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係機関に電話を転送して、ただちに対応できる体制を整えています。また、スマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。</p> <p>■事業概要：電話番号が書かれたカード等を配付して周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。</p>	<p>毎年電話番号を周知することを徹底し、広報を行っています。また、相談が入ったときには関係各所が連携し、情報共有して、迅速な支援や対応を行うことができました。</p> <p>周知方法については、電話番号が書かれたカードに加え、市として導入したGIGA端末のブックマークに市のHP「相談したいとき」を一括登録をして、児童生徒に広く周知しました。</p>	C	教育委員事務局	指導課
								<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	<p>来所面接相談では、101件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、620件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p> <p>総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、138件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、759件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p> <p>総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、100件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、466件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p> <p>総合教育センターホームページの相談窓口のページをリニューアルしたり、GIGA端末のブックマークに相談窓口の紹介を入れたり、必要な時に情報を得ることができるようにしました。</p>	<p>友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。</p> <p>多様化・複雑化する子どもたちの悩みや不安について、安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するために、相談員の相談技能のさらなる向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。</p>	C	教育委員事務局	教育相談センター
								<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通して連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>中学校52校のカウンセラーによる相談は延べ20,878名、小学校・特別支援学校では延べ1,058名、高等学校では延べ1,046名、高等学校では延べ1,406名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校（高等学校へは令和3年12月より）へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>カウンセラー及び学校巡回カウンセラーによる相談は、中学校では延べ20,798名、小学校・特別支援学校では延べ1,046名、高等学校では延べ1,406名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校・高等学校へ全校配置、令和4年度からは学校巡回カウンセラー15名に増員し、特別支援学校への要請派遣を維持しながら、市立小学校に月2回程度の定期派遣を始め、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。</p> <p>カウンセラー及び学校巡回カウンセラーによる相談は、中学校・高等学校では延べ約23,836名、小学校・特別支援学校では延べ11,482名も行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立小・中・高等学校へ定期的に配置し、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。社会の変化に伴い、相談内容は多様化・複雑化・深刻化してきており、心理の専門性を持ったカウンセラーの存在が、学校でもますます重要になってきています。</p> <p>今後子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するために、教職員と協力しながら専門性を生かして行く必要があります。</p>	C	教育委員事務局	教育相談センター

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課					
(12)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。	24条	☆	226	4	権利学習派遣事業（再掲）	<p>■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。</p> <p>■事業概要：小学校2～4、6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。</p>	<p>「子どもワークショップ」を行う講師派遣を希望する小学校16校、中学校2校の合計18校に対して、延べ366名の講師を派遣しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めることができました。実施校は大人のワークショップも開催しています。さらに、教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。</p>	<p>「子どもワークショップ」を行う講師派遣を希望する小学校23校、中学校2校の合計25校に対して、延べ321名の講師を派遣しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めることができました。実施校は大人のワークショップも開催しており、オンラインで実施するなどの工夫を行っています。さらに、教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ723人参加）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生・共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生・共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもへの権利についての理解を深めることができました。しかし、各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行い、さらに取組やすくするための検討が必要です。</p>	B	教育委員会事務局	教育政策室					
						かわさき共生・共有プログラム（再掲）	<p>■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。</p> <p>■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生・共有プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルールなどのスキルを学び、集団づくりを促進します。</p>	<p>「かわさき共生・共有プログラム」担当者に向けて、4月と8月にWeb会議システムでの、研修を行いました。学校からの要請等により、のべ17回の研修を開催し、事業の継続と広報に努めました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による臨時休業後の子どもたちの心のケアと同時に、偏見や差別の問題、命の大切さについて考えることができるエクササイズを紹介しました。「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズで、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。</p>	<p>「かわさき共生・共有プログラム」担当者に向けて、4月と8月にWeb会議システムでの、研修を行いました。学校からの要請等により、延べ38回の研修を開催し、事業の継続と広報に努めました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による子どもたちの心のケアと把握のために、1人1台付したGIGA端末を活用して効果測定アンケートを実施しました。また、昨年度に引き続きコミュニケーションのとりにくい状況の中でも、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。</p>	<p>本年度初めて、社会状況の変化による児童生徒への影響を踏まえ、全市立学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を子どもへの権利条例も紹介しながら全市立学校で1時間実施しました。また、引き続きコミュニケーションのとりにくい状況の中でも、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介し、学校における児童生徒の社会性の向上に向けた取組を支援しました。</p>	<p>「かわさき共生・共有プログラム」における、いじめ・不登校未然防止や人権プログラム等を充実させ、新たに「SOSの出し方・受け止め方教育」のエクササイズを追加しました。教職員の採用前研修では「子どもの権利に関する条例」から考える「あなたの大切な権利はどれか？」を紹介するなど、教職員の条例についての理解を深める取組を行いました。</p> <p>教職員・児童生徒ともに自分や他者の人権尊重の理解につながる取組の充実にも努めていますが、子どもたち一人一人の把握に努め、子どもたちの心に寄り添う相談体制づくりや、意識の醸成には、まだ課題があると捉えています。学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなぎたいと考えています。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室					
						子どもの権利に関する週間（再掲）	<p>■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進することにより子どもの権利の理解を地域に広めます。</p> <p>■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開します。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回、延べ670人参加）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、共生・共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。</p>	<p>各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました（年4回）。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生・共有プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもへの権利についての理解を深めました。また、本市で開催された「子どもの権利フォーラム2021inかわさき」に協力し、学校に周知しました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行い、子どものありのままの自分でいる権利などを考える契機となりました。また、昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行い、子どものありのままの自分でいる権利などを考える契機となりました。また、昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行い、子どものありのままの自分でいる権利などを考える契機となりました。また、昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育担当者研修においては、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝えることで、子どもの権利学習を計画的に推進し、具体的な取組について考えることができました。それらを各学校で紹介し共有することで、子どもの権利の理解の促進を図ることができました。特に、講師による条例制定当時の話や性的マイノリティなど子どもの権利に関連の深いテーマを取り上げ、子どもの権利について考える機会となりました。</p> <p>各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室			
						人権尊重教育推進担当者研修（再掲）	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：教職員に対して実践報告や交流会などの研修を行い、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法について学びます。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。4回のうち1回は「子どもの権利条例」をテーマとして実施しました。昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行い、子どものありのままの自分でいる権利などを考える契機となりました。また、昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は性的マイノリティをテーマとして外部講師による講演を行い、子どものありのままの自分でいる権利などを考える契機となりました。また、昨年度に引き続き、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法など、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。</p>	<p>人権尊重教育担当者研修においては、条例の趣旨、指導方法の具体事例を伝えることで、子どもの権利学習を計画的に推進し、具体的な取組について考えることができました。それらを各学校で紹介し共有することで、子どもの権利の理解の促進を図ることができました。特に、講師による条例制定当時の話や性的マイノリティなど子どもの権利に関連の深いテーマを取り上げ、子どもの権利について考える機会となりました。</p> <p>各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室				
						育ち・学ぶ施設等におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもへの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。	24条	☆	230	216	校長を対象とした研修会の開催（再掲）	<p>■目的・目標：子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止について啓発します。</p> <p>■事業概要：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p>	<p>第3回の研修会において、子どもの権利を保障するために人権尊重教育の動画を作成し、視聴期間を設けて各学校で視聴しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」についての内容、「性的マイノリティの人権」に関する内容など、無意識にもの見方や捉え方に偏りが出てしまうことの背景や学校と関連諸機関とのサポート体制について研修を行いました。また、日本語指導の必要な児童生徒について、日本語指導体の充実に向けた取組についての研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を視聴することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「川崎市子どもの権利に関する条例」についての内容や「性的マイノリティの人権」に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、日本語指導の必要な児童生徒について、日本語指導体の充実に向けた取組についての研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マイノリティの児童生徒への対応」等に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、外国につながる児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。</p> <p>「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。</p>	<p>市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修をすることで、各校における人権尊重教育に対する意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要がありました。</p>	C	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
								☆	231	219	教職員研修（再掲）	<p>■目的・目標：体罰やいじめ防止などの指導能力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、各学校での人権尊重教育の在り方や進め方について学びます。</p>	<p>本研修は夏期休業中の希望研修として1回のみ実施しております。本年度はオンライン・対面併用で開催されることや、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者の接触を伴う参加体験型の本研修については、研修を依頼している講師と検討し、実施いたしませんでした。</p>	<p>令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加体験型研修である「子どもの心を開く児童生徒指導研修」を実施いたしませんでした。</p>	<p>本研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、広い会場での実施、できる限り接触を避ける工夫を行い夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。</p>	<p>本研修は、コロナ禍において2年連続実施することができませんでしたが、令和4年度に感染防止対策を適切に講じて、受講者に対して人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。</p> <p>本年度の受講者数は、コロナ禍ということもあり定員にはおおよびませんでした。次年度以降、研修案内を工夫するとともに、受講者が校内研修等において学びを他の教員に広げることができるよう研修計画を見直す必要があります。</p>	D	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
								☆	232	31	スクールカウンセラー研修（再掲）	<p>■目的・目標：いじめ、不登校等の未然防止、早期解決等のために、必要な知識や方策について理解を図ります。</p> <p>■事業概要：市立中学校に配置しているスクールカウンセラー及び市立各中学校に派遣している学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、子どもの権利についての理解促進と児童生徒への教育相談活動の充実を図ります。</p>	<p>スクールカウンセラー研修会をスクールソーシャルワーカーと合同で年4回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行うことで、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について理解を深め、児童生徒・保護者への教育相談活動の充実を図りました。</p>	<p>スクールカウンセラー研修会をスクールソーシャルワーカーと合同で年3回（コロナの影響で1回中止）開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行うことで、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について理解を深め、児童生徒・保護者への教育相談活動の充実を図りました。</p>	<p>令和4年度より、年4回開催しているスクールソーシャルワーカーと中学校・高等学校を担当するスクールカウンセラーの合同研修会に、小学校に定期的に派遣を開始した学校巡回カウンセラーも参加し、連携を深めるとともに、いじめや不登校への対応に合わせて、子どもの権利についての再確認をいたしました。</p>	<p>子どもの権利に深く関わるスクールカウンセラーやスクールカウンセラーが定期的に子どもの権利についての研修を行うことで、相談活動等において、子どもと権利について一緒に考えたり、その権利をもっと自分のやりたいことに自信をもって取り組むことの大切さなどを一緒に確認したりすることができました。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(12)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	学校等において、各種相談カードの配布による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員を配置することにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。	24条	☆	233		人権オンブズパーソン広報・啓発事業	<p>■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カードを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、保護者用チラシを市内の保育園・幼稚園児の保護者や小学校の児童の保護者にも学校を通して配布しました。また、ポスターを学校などの関係施設や市内広報掲示板へ掲示したほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示しました。その他、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カード、新たに作成した制度を紹介するパンフレットを市内の小・中・高等学校の全児童・生徒に配布したほか、パンフレットについては、市内の保育園・幼稚園を通して、園児の保護者に配布しました。また、パンフレットの表面をポスターとして、学校などの関係施設にて掲出に活用してもらったほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョン等で放映しました。さらに、制度を分かりやすく伝える広報パネルを新たに作成しました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども相談カード及びパンフレットを市内の小・中学校の児童・生徒に配布したほか、パンフレットを市内の保育園・幼稚園を通してその保護者や、市内の高等学校の生徒に配布しました。また、パンフレットの表面をポスターとして学校などの関係施設にて掲出に活用してもらったほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。</p>	<p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。</p> <p>子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、また、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、より一層の周知を図り、利用を促進することが必要です。</p>	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
						人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	<p>■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。</p> <p>■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（26クラス、827人）及び、中学校4校（30クラス、1,068人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施を予定していた小学校1校、児童養護施設2校については中止となりましたが、相談カード等を配布し人権オンブズパーソンの周知を図りました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校7校（17クラス、535人）、中学校5校（22クラス、750人）及び、児童養護施設3施設（27人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施を予定していた小学校1校は会場（体育館）が高温のため中止となりました。</p>	<p>人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校7校（26クラス、802人）、中学校4校（41クラス、1,164人）及び、児童養護施設3施設（55人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。</p> <p>なお、実施を予定していた小学校1校は会場（体育館）が高温のため中止となりました。</p>	<p>人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンの認知度は着実に高まっており、人権オンブズパーソン子ども教室の開催による成果が出てきているものと考えます。</p> <p>引き続き人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、直接、児童・生徒、教員等に人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ることが必要です。</p>	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
						相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布（再掲）	<p>■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。</p> <p>■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。</p>	<p>子どもたちにとって、より使いやすい相談カードとなるよう、相談窓口の掲載の仕方を再度見直ししました。作成した相談カードは、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒にとって使いやすいするため、メールで相談できるサイトにアクセスできる2次元バーコードを引き続き掲載しました。</p>	<p>相談カードを作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒にとって使いやすいするため、メールで相談できるサイトにアクセスできる2次元バーコードを引き続き掲載しました。</p>	<p>相談カードを作成し、市内の小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒の他にも、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。</p> <p>■事業概要：児童生徒にとって使いやすいするため、メールで相談できるサイトにアクセスできる2次元バーコードを引き続き掲載しました。</p>	<p>子どもたちにとってより使いやすいカードにし、学校、関係機関で配布できたことで、一人ひとりに相談できる機関があることを伝えることができました。また、児童生徒の認知のため、2次元バーコードを付けることで、環境の整備を進めることができています。</p> <p>カードを配布することで、児童生徒一人ひとりに相談機関を伝えることはできましたが、「困ったときに相談していい」という意識の醸成は、他の事業と合わせて引き続き行う必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
						スクールソーシャルワーカーの配置・活用（再掲）	<p>■目的・目標：教育の分野に加え、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な手法を用いて課題解決への対応を図ります。</p> <p>■事業概要：スクールソーシャルワーカーを市立学校に派遣し、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ②相談関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築への協力④保護者、教職員等への支援・相談・研修活動等を行います。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談を受けたり、支援を求める家庭に必要な関係機関につなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p> <p>月1回程度、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等の関係機関との連絡会議を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全8名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談を受けたり、支援を求める家庭に必要な関係機関につなげたりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。</p> <p>月1回程度、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等の関係機関との連絡会議を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>各区に1名以上（全11名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒に対し直接相談につなげるなど、課題解決への対応を図りました。</p> <p>定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめ防止等について、連携体制の強化を図りました。</p>	<p>支援を求める児童生徒及び保護者について、学校及び家庭への訪問による相談・支援や、児童相談所等との関係機関と連携することで、課題の解決を図りました。</p> <p>ヤングケアラー等潜在的・多様なニーズに応えられるよう、児童生徒と保護者へのスクールソーシャルワーカーの認知を広く、関係機関との連携による更なる相談機能の強化を進めていきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
						区を単位とした学校運営支援	<p>■目的・目標：各区内の校長が抱える学校運営上の相談や問題・課題等について、迅速かつ適切に対応するための措置を講じたり、指導・助言を行います。</p> <p>■事業概要：各区役所の地域みまもり支援センターと連携しながら、区・教育担当が、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援します。</p>	<p>各区役所に地域みまもり支援センターが設置されており、地域包括ケアシステムのもと、児童生徒に関わる関係部署との情報共有が図られました。また、支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。</p>	<p>令和2年度に引き続き、地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域みまもり支援センターとともに、児童生徒に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。</p>	<p>引き続き、地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域みまもり支援センターとともに、児童生徒に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。</p>	<p>地域包括ケアシステムのもと、各区役所の地域みまもり支援センターとともに、児童生徒に関わる情報共有を図りました。また、関係部署、諸機関と連携して、支援が必要な児童生徒、家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。</p> <p>ここ3年間の新型コロナウイルス感染症の影響により、心のストレスに起因した様々な問題が生じており、今後の状況をしっかりと把握するとともに専門機関と一層の連携をはかるように努めていきます。</p>	C	教育委員会事務局	指導課
						児童生徒指導点検強化月間の実施	<p>■目的・目標：児童生徒指導体制の一層の充実とともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：校内研修の実施や児童生徒指導体制の点検及び児童生徒指導へのアンケート等を実施し、課題や対策について教職員が共有して取組みます。</p>	<p>全市立学校（179校）を対象に、令和2年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。</p> <p>また、長期欠席児童生徒の実態について把握し、児童生徒のよりよい支援の在り方について、校内で登校支援協議会を図りました。</p>	<p>全市立学校（179校）を対象に、令和3年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。</p> <p>また、長期欠席児童生徒の実態について把握し、児童生徒のよりよい支援の在り方について、校内で登校支援協議会を図りました。</p>	<p>全市立学校（179校）を対象に、令和4年6月1日から7月31日までの任意の1ヶ月間において、教育相談やアンケート調査を実施し、児童生徒の実態把握に努めました。その結果を校内で情報共有し、指導体制の充実を図るための校内研修を実施しました。</p> <p>また、長期欠席児童生徒について、児童生徒のよりよい支援の在り方について、校内で登校支援協議会を図りました。</p> <p>児童生徒指導連絡会議にて、各学校の取組を共有しました。</p>	<p>この時期に点検強化月間を実施している経緯を担当者に理解してもらい、各学校で取組んでいます。</p> <p>区・教育担当が各学校の報告の記載内容を確認して、必要に応じて課題改善に向けた支援を行っています。</p> <p>児童生徒指導点検強化月間の実施を始めて、一定の期間が経ち、本取組が形骸化しないよう、目的の周知や点検項目の内容を検討していく必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	指導課
						児童支援コーディネーターの配置・活用	<p>■目的・目標：児童の多様な教育的ニーズへの早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>■事業概要：特別支援教育の専門性に加え、児童指導・教育相談のスキルを持った児童支援コーディネーターを専任化し、家庭環境・発達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、教育的ニーズに応じた校内支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施することで課題の改善を図ります。</p>	<p>小学校全114校で児童支援コーディネーターを専任化し、これを核とする校内支援体制を整備しました。すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努め、多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善を図りました。経年数やスキルに応じた研修会を開催したり、各種会議においてベテランの児童支援コーディネーターを中心に情報交換を実施したりして、児童支援コーディネーター同士の連携及びスキルの向上促進を図りました。</p>	<p>小学校全114校で児童支援コーディネーターを専任化し、これを核とする校内支援体制を整備しました。すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努め、多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善を図りました。経年数やスキルに応じた研修会を開催したり、各種会議においてベテランの児童支援コーディネーターを中心に情報交換を実施したりして、児童支援コーディネーター同士の連携及びスキルの向上促進を図りました。</p>	<p>令和4年度より、小中高等学校及び特別支援学校のコーディネーターの名称を「支援教育コーディネーター」と統一しました。</p> <p>支援教育コーディネーターが中心となって校内支援体制を整えることにより、多様化する一人ひとりの教育的ニーズに対して、支援の見立てや対応、保護者や教職員との連携、関係する外部諸機関との連携等、校内の包括的な支援体制を整備しています。また、各種会議や研修において、支援教育コーディネーターのスキルの向上や、支援方法の情報交換等を行いました。</p>	<p>支援教育コーディネーターは、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の見立てや支援方針の立案を中心となって行い、校内支援体制を構築する立場として、その業務は多岐に渡っており、支援教育の核となっています。校内でも広く周知されており、教育的ニーズのある児童生徒や、保護者が安心して相談できる窓口となり、必要に応じて外部諸機関と連携する際にもなっています。支援教育コーディネーターが全員参加する連絡会議では、特別支援教育センター、教育相談センター、教育政策室等と連携を図り、支援教育に必要なスキルや情報を共有しながら、適切に実施しています。</p> <p>今後については、切れ目ない支援として、中学校区の支援教育コーディネーターの連携の強化や、多様化する教育的ニーズに対しての支援に関する連絡会議を検討しています。</p>	C	教育委員会事務局	支援教育課
						いじめ防止対策連絡協議会	<p>■目的・目標：いじめの未然防止について、関係機関と情報を共有し、協議します。</p> <p>■事業概要：いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づいて年2回開催し、各関係機関が実施しているいじめの未然防止等の活動報告やいじめ問題についての協議を行いました。</p>	<p>本市のいじめ防止等に関する機関や団体が把握しているいじめの発生状況や対応等の情報の共有と、いじめ問題の諸課題について研究協議し、連携の推進や対応等の充実を図ることができました。</p>	C	教育委員会事務局	指導課

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課			
(12)育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	24条 学校等において、各種相談カードの配布による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員等の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携を図り、いじめの発生を未然に防止します。	24条	☆	241	198	24時間電話相談(再掲)	<p>■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等を24時間いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、205件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。今年度は、181件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。令和4年度は、378件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。</p>	<p>児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受けできる体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒に2次元バーコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすくなるよう工夫しました。相談窓口の一層の周知と、子どもが困ったことや悩みをいつでも相談できるように、また様々な相談に迅速に対応することができるよう、他機関との円滑な連携を継続する必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター			
						☆	242	199 224	教育相談事業(再掲)	<p>■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。</p>	<p>来所面接相談では、101件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、620件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、138件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、759件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターのホームページに相談のご案内を掲載し、相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>来所面接相談では、100件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談で、子どもたち、保護者を支える教育相談活動を行いました。また、電話相談では、466件の相談に対応し、相談の内容によって他機関との連携を図りました。総合教育センターホームページの相談窓口のページをリニューアルしたり、GIGA端末のブックマークに相談窓口の紹介を入れたり、必要な時に情報を得ることができるようになりました。</p>	<p>友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談等、子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応し、支援を行いました。多様な・複雑化する子どもたちの悩みや不安について、安心して相談できる体制を整え、様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応するためにも、相談員の相談技能のさらなる向上と相談窓口の一層の周知を図る必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
						☆	243	200 225	スクールカウンセラーの配置・活用(再掲)	<p>■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。</p> <p>■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築をめざします。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣、高等学校へは計画的に派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。中学校52校のカウンセラーによる相談は延べ20,878名、小学校・特別支援学校では延べ1,058名、高等学校では延べ1,087名の相談がありました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立中学校(高等学校へは令和3年12月より)へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校に要請に応じて派遣することにより、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。カウンセラー及び学校巡回カウンセラーによる相談は、中学校・高等学校では延べ約23,836名、小学校・特別支援学校では延べ11,482名と行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。</p>	<p>スクールカウンセラーを市立小・中・高等学校へ定期的に配置し、各校における相談体制の充実を図り、子どもたち、保護者への教育相談や、教職員への助言等を行いました。社会の変化に伴い、相談内容は多様化・複雑化・深刻化してきており、心理の専門性を持ったカウンセラーの存在が、学校でもますます重要になってきています。今後子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を整え、いじめや不登校等を未然防止、早期解決するために、教職員と協力しながら専門性を生かして行く必要があります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
(13)育ち・学ぶ施設における個人情報の管理	25条 学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例等に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。	25条	244	244	保育園における守秘義務の厳守、情報管理の徹底強化	<p>■目的・目標：保育に当たり知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図ります。</p> <p>■事業概要：守秘義務の厳守や情報管理へ徹底について、職場内の会議や危機管理研修等を通して意識向上に努めます。</p>	<p>職員会議や川崎市「保育の質ガイドブック」を活用した園内研修を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。</p>	<p>職員会議や川崎市「保育の質ガイドブック事例集」及び不適切な保育を防止するための冊子等を活用した園内研修を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。</p>	<p>職員会議や川崎市「保育の質ガイドブック事例集」及び公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集」の冊子等を活用した園内研修を通して、個人情報保護の取組や情報管理の徹底についての理解を深めました。</p>	<p>川崎市「保育の質ガイドブック事例集」や「保育のポイント集」の冊子等を活用した園内研修を通して、保育に当たって知り得た子どもや保護者に関する情報の扱い、個人情報の適切な管理について、周知徹底を図りました。引き続き、園内外の研修や意見交換の機会を設けることで、オンラインを含めた個人情報の適切な取り扱いについて周知する必要があります。</p>	C	こども未来局	保育・子育て推進部				
					245	児童相談所における情報の適正管理	<p>■目的・目標：個人情報の適正管理を確実に行います。</p> <p>■事業概要：子ども本人に関する個人情報の適正な管理を行うため、新任職員研修等で記録の取扱等に関する内容を含めた研修を行います。</p>	<p>相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。</p>	<p>相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。</p>	<p>相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。</p>	<p>相談記録等の重大な個人情報を適正に管理し、子どもの権利擁護に努めました。引き続き個人情報等を適正に管理するとともに、職員一人ひとりの個人情報保護への意識向上に努めます。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室(事業調整担当)			
					246	学校における子どもの処遇に関する適正手続き	<p>■目的・目標：学校における子どもの処遇に関して適正な手続きを行います。</p> <p>■事業概要：学校において、退学や停学の処分、出席停止の措置などが決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聴くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮します。</p>	<p>学校における子どもの処遇に関する適正手続きに配慮しました。</p>	<p>学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を鑑みたまで、適正に手続きを行うよう配慮しました。</p>	<p>学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を鑑みたまで、適正に手続きを行うよう配慮しました。</p>	<p>学校における子どもの処遇に関して、児童生徒や保護者の事情や意見を鑑みたまで、適正に手続きを行うよう配慮しました。これまで3年間の新型コロナウイルス感染症の影響で、出席停止及び学校の臨時休業の判断の際には、各区役所衛生課と連携を図りながら対応しました。</p>	C	教育委員会事務局	指導課			
					247	学校における情報の適正管理	<p>■目的・目標：子どもの個人情報の不適切な管理や漏えいを防ぎます。</p> <p>■事業概要：子どもの個人情報保護の適正管理について初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、新任教頭及び新任校長研修等の必修研修等を行います。子どもの個人情報は校務支援システムにおいて万全の対策が施されたデータセンターで管理を行います。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の必修研修で、事例をもとに研修を行いました。今年度はコロナ禍の状況を踏まえた研修の実施を通してデータの取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理を徹底し、文書での注意喚起等の意識向上を図りました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の必修研修で、事例をもとに研修を行いました。研修は、オンラインを活用した研修も実施しました。学校で扱う個人情報について、取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理をさらに徹底するため、文書での注意喚起等を継続させること共に校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体について資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施しました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>子どもに関するデータの適正管理について初任者研修等年次研修、新任教頭及び新任校長研修、各学校の代表が集まる情報教育学校担当者会等の必修研修において、事例をもとに研修を行いました。研修は、オンラインを活用した研修も実施しました。学校で扱う個人情報について、取り扱いやUSB等可搬媒体の適正管理をさらに徹底するため、文書での注意喚起等を継続させることと共に校務用コンピュータで使用するUSB等可搬媒体について資産管理システムによる登録制としてシステム管理を実施しました。校務支援システムにおいては、データセンターサーバ等のトラブルはなく、個人情報の管理が適正に行われました。</p>	<p>事例をもとにした研修によって、子どもに関するデータの適正管理について教諭の意識は高まっています。また、USB等可搬媒体の管理を管理台帳の作成とその点検によって行っていた体制から資産管理システムへの登録許可制を追加したことにより、個人情報の適正な管理体制がさらに整いました。学校では、依然としてUSB等可搬媒体を使用する場面が多いため子どもに関するデータの適正管理については継続して周知徹底をしていきます。また、共有ストレージ等の確保によって、USB等可搬媒体の使用を減らしていきけるような環境を整えていくことも検討してまいります。</p>	C	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター			
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	26条 子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会等各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境を整備します。	26条	248	248	防犯対策事業	<p>■目的・目標：子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、地域の中で安全かつ安心して過ごせる環境づくりを推進することを目的として事業を実施します。</p> <p>■事業概要：川崎市及び各区の安全・安心まちづくり協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動、安全・安心に関する情報発信等を実施します。</p>	<p>安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和2年度決算額832千円)ほか、青色回転灯装着の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。</p>	<p>安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和3年度決算額911千円)ほか、青色回転灯装着の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。</p>	<p>安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等が実施する防犯パトロールについて、ベストや腕章等の補助や貸与等を実施した(令和4年度決算額814千円)ほか、青色回転灯装着の公用車によるパトロールを平日のほぼ毎日実施しました。防犯カメラ設置補助事業を継続して実施し、通学時等における子どもの安全確保に貢献しました。また、市内の事件・不審者情報等を配信するアプリケーションシステムの運用を行いました。</p>	<p>安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバー等に対して、ベストや腕章等を貸与することにより、地域で自主的に行われる自主防犯活動の支援を行うとともに、青色回転灯装着の公用車により防犯パトロールを実施しました。町内会、自治会等が設置し、公道等を撮影する防犯カメラに対して、費用補助を実施するとともに、防犯アプリにより、事件や不審者情報の配信を行いました。今後、地域の自主防犯活動や防犯カメラ設置について支援を行うとともに、警察等と連携し防犯アプリ等により防犯に関する情報を広く発信していく必要があります。</p>	C	市民文化局	地域安全推進課 危機管理担当				

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会等各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境を整備します。	26条		249		交通安全推進事業	<p>■目的・目標：交通安全教室の開催やランドセルカバの配布を行うなど、自ら交通安全の意識を持つことや車道の運転手に子どもの存在を視認させることで、幼児・児童の交通事故を無くすことを目的として、事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた交通安全教育を実施します。また、路面標示や啓発看板等の設置、新入学児童へのランドセルカバの配布等により、通学路における安全対策を実施します。</p>	<p>幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(301回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。</p> <p>また、交通安全対策として、通学路電柱巻付表示を676箇所設置し、新入学児童全員にランドセルカバを配布しました。</p>	<p>幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(435回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。</p> <p>また、通学路における交通安全対策として、路面標示を115箇所、通学路電柱巻付表示を650箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバを配布しました。</p>	<p>幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全教室を実施しました(528回)。そのうち、小学3年生に対しては自転車の交通ルールの学習を実施しています。</p> <p>また、通学路における交通安全対策として、路面標示を93箇所、通学路電柱巻付表示を592箇所設置するとともに、新入学児童全員にランドセルカバを配布しました。</p>	<p>年齢段階に応じた交通安全教室（歩行教室・自転車教室）を実施することで、交通ルールや交通マナーを身に付けるとともに交通安全の意識の高揚につなげることができました。</p> <p>また、毎年新入学児童にランドセルカバを配布し、自ら交通安全の意識を持つことや車道の運転手に子どもの存在を視認させることにつなげることができました。</p> <p>今後も、年齢段階に応じた交通安全教室を実施し、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、路面標示等の設置、ランドセルカバの配布等の交通安全対策に取り組み、また、交通安全関係団体、警察等と連携して、子どもの交通安全確保のために引き続き取り組んでいく必要があります。</p>	C	市民文化局	地域安全推進課 危機管理担当
						地域子育て支援センター事業（再掲）	<p>■目的・目標：子育て親子の交流の場の提供や、相談支援などを実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和を目指します。</p> <p>■事業概要：地域における子育て支援を行う拠点として地域子育て支援センターを運営し、子育て環境の向上を図ります。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p>	<p>市内54か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。</p>	<p>市内53か所の「地域子育て支援センター」において、子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。子育てアプリやSNSを活用した広報を強化し、利用者増につなげました。</p>	<p>子育て親子の交流の場の提供や相談支援、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施し、保護者の子育ての不安感等の緩和につなげました。</p> <p>新型コロナウイルスの影響は回復傾向にあり、利用者数はコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、より一層の利用者増のため、引き続き、広報等の強化を図っていきます。</p>	C	こども未来局	企画課 運営管理課
						青少年関係団体活動支援事業（再掲）	<p>■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。</p> <p>■事業概要：川崎市青少年育成連盟（一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成）の活動を支援します。</p>	<p>青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、また、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。</p>	<p>青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布したほか、ホームページやリーフレットの大幅改訂等を支援し、団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。</p>	<p>青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。</p>	<p>青少年団体の構成員等の減少に伴い、青少年の健全育成を推進する指導者等が不足している現状も踏まえ、コロナ禍においても団体活動の継続が行えるよう、積極的に支援しました。また、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえるよう、リーフレットやホームページの見直しを図る際に相談助言を行いました。</p> <p>令和5年度以降も、広報見直しの効果を測定するとともに、引き続き市立小学校や青少年教育施設と連携し、団体の加入促進に向けて広報活動を工夫する必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
						青少年健全育成環境推進事業	<p>■目的・目標：市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ります。</p> <p>■事業概要：行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援するとともに、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施します。</p>	<p>各区「こども110番」情報交換会を書面により開催し、事業の円滑な運営を支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭キャンペーンは中止しましたが、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組ました。</p>	<p>各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。</p> <p>また街頭キャンペーンを3年ぶりに実施したり、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組ました。</p>	<p>各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業の円滑な運営を支援しました。</p> <p>また街頭キャンペーンを3年ぶりに実施したり、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、ポスターやデジタルサイネージの活用による啓発活動を行い、市民意識の醸成に取組ました。</p>	<p>令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止していた年2回の会議や、街頭キャンペーンを再開しました。また「こども110番」事業の運営支援等の実施により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けて、市民意識の醸成を図ることができました。</p> <p>今後も継続して市民意識の醸成を図るため啓発活動等を実施していく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
						青少年指導員活動支援事業	<p>■目的・目標：青少年指導員の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成、非行防止、社会環境健全化を推進します。</p> <p>■事業概要：地域社会全体で子ども・若者を見守り、育成するための推進役として、市長及び県知事から委嘱された青少年指導員活動を支援します。</p>	<p>地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロール活動を月数回実施しました。</p> <p>各関係団体への委員派遣を行いました。</p> <p>全市の指導員を対象とする研修会「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について～多文化共生のまちづくりと歴史的背景～」を開催し、資質向上を図りました。</p> <p>青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営及び企画実施に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。</p> <p>書店・古書店等を対象に有害図書類区分陳列等について調査する「社会環境実態調査」を新型コロナウイルス感染症の拡大防止と調査員の安全確保の観点から調査対象を絞った上で、県青少年課職員が訪問又は電話により実施しました。</p>	<p>地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロール活動を月数回実施しました。</p> <p>各関係団体への委員派遣を行いました。</p> <p>全市の指導員を対象とする研修会「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例について～多文化共生のまちづくりと歴史的背景～」を開催し、資質向上を図りました。</p> <p>青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営及び企画実施に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。</p> <p>書店・古書店等を対象に有害図書類区分陳列等について調査する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき、新規開業や改装された店舗について情報提供を行いました。</p>	<p>地域イベントへの協力及び地域における巡回パトロール活動を月数回実施しました。</p> <p>各関係団体への委員派遣を行いました。</p> <p>全市の指導員を対象とする研修会「ポッチャ講習会・講演会～ポッチャ・ハラスポーツとかわさきパラムーブメント～」を開催し、資質向上を図りました。</p> <p>青少年の社会参加促進等を目的とした「川崎市青少年フェスティバル」の運営に協力し、青少年で構成される実行委員やボランティアの活動を支援しました。</p> <p>インターネットカフェ・まんが喫茶とドラッグストアを対象に条例に基づく措置の実施状況を確認する「社会環境実態調査」への協力として、神奈川県からの依頼に基づき調査を実施しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により各地区で活動が制限される時期もありましたが、手消毒や換気、3密を避けるなど工夫しながら徐々に活動を再開し、青少年の健全育成に貢献しました。また、全市の指導員を対象とする研修会を開催し、地区を超えた交流を通してスキルやモチベーションの向上を図りました。</p> <p>コロナ禍の3年間で本来の活動ができていない任期の浅い指導員のスキルの向上やモチベーション維持を図っていく必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室
						地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）	<p>■目的・目標：子どもの地域参加を促進します。</p> <p>■事業概要：行政区・中学校区地域教育会議において子ども会議を開催し、子どもの意見交流や社会参画を進める取組を実施します。</p>	<p>例年、7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行っています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が発出され、学校も臨時休業となるなど、事業の企画や実施に大きな困難を伴いました。そのような中でも、感染症対策を講じ、オンライン活用等の工夫により定例会等を開催するほか、オンラインによる子ども会議を実施した事例もありました。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のついでに「かわさき子ども集会等」の企画を通して連携を意識した取組を行いました。</p>	<p>例年、7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行っています。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴う緊急事態宣言の発出等を受け、事業の企画や実施に大きな困難を伴いました。そのような中でも、感染症対策を講じ、対面による開催のほか、オンライン活用等の工夫が見られました。また、11月に開催された「子どもの権利条約フォーラム2021inかわさき」にも参画するなど、交流や参画の視点で取組を行いました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の大きな影響が残るなか、各地域の情報共有の機会を設けるなどの支援を行い、多くの地域で子ども会議が開催できました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動の実施に深刻な影響がありました。地域での子どもの権利を担保するための検討が進みましたが、課題としては、地域交流の希薄化等で、地域活動自体が縮小化する地域があり、地域主体の活動への支援が挙げられます。</p>	C	教育委員会事務局	地域教育推進課
地域の寺子屋事業	<p>■目的・目標：地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートする仕組みづくりと、シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進め、子ども達の学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。</p> <p>■事業概要：地域の主体的な取組として、学校施設を活用しながら、放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	<p>市内65か所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。</p>	<p>市内76か所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、新放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。</p>	<p>市内89か所へ寺子屋を拡充しましたが、目標値である93か所を下回りました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。</p>	<p>寺子屋の設置箇所数の増等により、寺子屋事業を運営する寺子屋コーディネーターや寺子屋先生が増え、地域人材による当該事業を通じ、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ることができました。</p> <p>しかしながら、すべての、中学校に寺子屋を開講できていないことから、引き続き更なる地域人材の掘起こしや寺子屋事業の周知、新規開講に向けた機運醸成等が必要となります。</p>	D	教育委員会事務局	地域教育推進課						

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。	26条		256		川崎区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園、保育所等施設及び小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：幼稚園、保育所等施設及び小学校を対象とした研修会や会議などの情報交換及び授業参観、保育参観等を実施し、支援体制作りを進めます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で各種連絡会、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研修、年長児の就学体験は全て中止としました。その代替として年長児が小学校での就学体験ができなくなったため小学校のイメージがつかめるようなスライドを作成し、幼稚園、保育施設の希望施設に配布し視聴していただきました。</p> <p>また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいぢねんせい」については全市版として日本語版のほか、これまで作成していた(英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)に加えて、ベトナム語版を新たに作成しました。</p> <p>また、外国籍親子の就学支援の一つとして幼稚園、保育施設職員向けに「外国につながるお子さんの就学に向けて」の手引きを作成し、希望する施設に配布し次年度に活用、拡充をしていく予定です。</p> <p>また、職員間の情報共有、事業周知のために「幼保小連携たより」を作成し、幼稚園、保育施設、小学校、こども文化センター、地域子育て支援センターなどに配布しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校訪問、幼稚園・保育所等施設の体験研修は全て中止としましたが、園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会は短時間で徹底した感染対策を行うことで対面式による情報交換会を実施しました。年長児の就学体験については、その代替として昨年度と同様に小学校のイメージがつかめるようなスライドを作成し、幼稚園、保育施設の希望施設に配布し視聴していただきました。各小学校では近隣の幼稚園、保育施設と手紙の交換やオンラインによる学校案内など可能な範囲で工夫を凝らしながら実施しました。</p> <p>また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいぢねんせい」については全市版として日本語版のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しました。</p> <p>また、外国籍親子の就学支援の一つとして幼稚園、保育施設職員向けに「外国につながるお子さんの就学に向けて」の手引きを作成し、希望する施設に配布し次年度に活用、拡充をしていく予定です。</p> <p>また、職員間の情報共有、事業周知のために「幼保小連携たより」を作成し、幼稚園、保育施設、小学校、こども文化センター、地域子育て支援センターなどに配布しました。</p>	<p>前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながらの事業の実施となりました。園長・校長連絡会及び実務担当者連絡会は「幼児期の終わりにまで育ててほしい姿」を共有しながら情報交換会を実施。年度末に幼児施設での取組状況の報告をしていただき、更に幼稚園の相互理解を深めることができました。幼稚園、保育施設の小学校訪問は小学校の状況にあわせて実施。年長児の就学体験については、昨年度と同様に小学校のイメージがつかめるような「小学校の一日」がわかるスライドを作成し、幼稚園、保育施設の希望施設に配布し視聴していただきました。各小学校では近隣の幼稚園、保育施設と手紙の交換やオンラインによる学校案内など可能な範囲で工夫を凝らしながら実施しました。</p> <p>また、就学児向けに配布している啓発チラシ「もうすぐいぢねんせい」については全市版として日本語版のほか、英語、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語版を作成しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で計画通りになかなか事業が実施できまなかったが、コロナ禍の中で必要なものは何かを見出すことができ、事業の見直しにつなげていくことができました。</p> <p>令和5年度にこども家庭庁が創設されます。妊娠前から出産・育児、子どもが社会に巣立つまで切れ目のない支援を目指していきますが、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間(保け橋期)は学びや生活の基盤をつくるための重要な時期となります。</p> <p>今後は、各種連絡会、職員、こどもたち同士の体験研修・交流などが、効果的に実施できるように事業の目的を明確にしながら取組んでいきます。また、幼稚園、保育施設が小学校の準備機能でないことを踏まえながら「幼児期の終わりにまで育ててほしい姿」を手掛かりに多様な実践事例を通して「子どもの姿から語り合う場」にしていきたいと考えています。</p>	C	こども未来局	川崎区保育・子育て支援センター
						幸区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	<p>幼稚園・保育園・小学校の連携を図り発達との連続性を大切にするため、連携や交流が重要だが、コロナ禍のため、連絡会等は中止し、各小学校の児童支援コーディネーターの名簿を配布し、気になるお子さんについては、直接、児童支援コーディネーターに情報提供をおこなってもらいました。</p> <p>また、保育園に対してアンケートを実施し、その内容について、児童支援コーディネーターから、アドバイスをもらいました。</p>	<p>幼稚園・保育園・小学校の連携を図り発達の連続性を大切にするため、連携や交流が重要だが、コロナ禍のため、連絡会等は中止し、各小学校の児童支援コーディネーターの名簿を配布し、気になるお子さんについては、直接、児童支援コーディネーターに情報提供をおこなってもらいました。</p> <p>また、児童支援コーディネーターとの意見交換会を開催し、就学に向けた準備や小学校での、コロナ禍における対応などの話をしてもらい、様々な意見交換を行いました。</p>	<p>2年ぶりとなるオンライン連絡会、小学校訪問及び幼稚園訪問で、双方の情報共有や現状理解を深めたことで、プラットフォームの役割を果たせました。参加者からは、情報共有について、施設内で引き継いしていきたい等の意見が多くあり、就学後の指導・支援に繋がりが持たせられました。</p>	<p>コロナ禍で、長く訪問や子どもの交流が中止となっていたため、連絡会や訪問では、学校生活の現状や、出来たおたよりがよい事、気をつける事等、双方相手の現状を伺う質問が多くありました。</p> <p>今後は連絡会や訪問では、「小学校までできるとするとよいことは？」などの幼児からの質問だけでなく、文科省が進めている、赤ちゃん訪問や両親学級に子育て情報のチラシを配架していただき、親子の関わりを深め、実践に繋がる工夫等の話し合いができるよう検討が必要です。</p>	C	こども未来局	幸区保育総合支援担当
						中原区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：子どもたちの育ちを幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が共に支え、小学校に入学する子どもたちが新しい環境に適應して生活を送れるようになります。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の教職員が、研修会や会議・懇談などの情報交換や、小学校授業参観、園実習等を通じ、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、連携体制作りを進めます。</p>	<p>対面での幼保小交流の替案として、年長児の入学への期待感に繋がるよう中原区内各地区から1校ずつ選び、小学校に出向き、小学校の様子を写真に撮り、情報を収集してポスターを作成し区内の保育施設に配架しました。</p>	<p>オンラインを活用して幼保小の園長・校長連絡会、及び実務担当者連絡会や研修会実施グループワークを行い、コロナ禍での環境の情報共有をすることでより実践に活かせることができました。また、昨年度に加え新たに4校が加わり9校の小学校の様子を写真に撮り、ポスターにして年長児が在園する保育施設に提供したことで、こどもたちの就学への期待につながることができました。更に、年長児作品展をホームページ上で開催したことで広く市民にも見て貰うことができ、年長児の姿への理解に繋がりました。</p>	<p>身近な子育て支援の場としての、公立保育園、地域支援センターでの事業（育児相談・園庭開放・貸出絵本・保育継続講座等）を2次元バーコード付きチラシにまとめ、地域支援課と連携し「両親学級」「赤ちゃん訪問」で配架しました。育児相談ツールとして、「子育てなんでも聞いてみよう」はこまめに更新し、利用者の目に触れやすいようにしました。また、土曜開所では、父親の利用も多し、子育て情報をまとめた父親向けチラシを作成し、広報しました。</p> <p>地域子育て支援センターでは、他の子育て支援センターや子育てサークル、こども文化センター、民間保育所の子育て情報の掲示するとともにこども文化センターの乳児室の案内チラシを作成しました。</p>	<p>コロナ禍では、オンライン講座・相談や対面時間の少ない「ベビーカーズデー貸出絵本」に取組み、広報しました。コロナが緩和され、withコロナになってくると、対面でのイベントを求める姿がみられ、インターネットから申し込み、参加するという状況が通常となっています。転入者や出生率の高い区の特徴から、赤ちゃん訪問や両親学級に子育て情報のチラシを配架してきました。すぐに詳細がわかるようチラシに2次元バーコードつけことで、ホームページの閲覧数も増えています。</p> <p>しかし、全体から見ると十分情報が渡っているとはいえ、必要な人に必要な情報を届けるためには、ホームページ以外のインターネットの活用を検討をはじめ、関連機関との連携を強化し、ネットワークの拡充を推進していきます。</p>	C	中原区役所	保育所等・地域連携担当
						高津区幼・保・小連携推進事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校が連携を図り一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の連続性を重視し成長を一体的に支援します。</p> <p>■事業概要：園長校長連絡会、実務担当者連絡会等を通じて情報を共有し連携を深めるとともに、実習研修、授業参観などで子どもの姿を知ることによって切れ目のない支援体制をめざします。</p>	<p>4月に小学校2校でスタートカリキュラム参観計画・調整をしましたが、緊急事態宣言発出により、この後のすべての事業実施を見送りました。</p> <p>小学校を核とした地域における連携については、保育園からの相談に対し該当小学校の窓口を案内したり、各保育園での取組事例をとりまとめ紹介するなど、それぞれの施設同士が、実態や必要に応じた取組が図れるよう情報提供などの後方支援を実施しました。</p>	<p>緊急事態宣言解除後、まん延防止等重点措置によって、集合開催を基本と考える事業については実施を見送りました。かわさきの新しい教育「G1Gスクール構想」を含めた小学校教育と学校生活への理解を深めるために、幼保職員を対象とした研修会を開催しました。(参加園数:32園)</p> <p>幼保小職員を対象としたアンケート調査によりコロナ禍における学び(保育)の工夫についてまとめ、共有したことで、これまでの振り返りと今後の教育・保育の新たな取組のきっかけにつなげることができました。</p>	<p>前年度に実施した研修会や、幼保小職員を対象として行ったアンケート調査の内容を踏まえ、接続期の発達や教育・保育における効果と課題を具体的に話し合える場として、オンラインによる懇談会を(令和4年度は12校で)実施しました。</p>	<p>コロナ禍における連携については、思うように進まないこともありましたが、研修会やアンケートをとおして得た情報や学校生活・児童の育ちへの理解などが、各学校で実施したオンライン懇談会において具体的なテーマに基づき話し合えたことで、より深まり、お互いの教育・保育の振り返りと就学を見据えた今後の取組につながりました。</p> <p>小学校への期待感や進級の喜び等、園児・児童が実際に交流することで得られることが大きく、子どもの成長にもつながっていくため、体験・交流活動を実施するための様々な工夫が必要で</p>	C	こども未来局	高津区保育総合支援担当
						宮前区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：幼稚園・保育園・小学校等が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえ、子どもへの切れ目のない支援を行います。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園・小学校・中学校が各々の立場での実務体験や子どもたちとのふれあいを通じ、子ども達の発達の道筋を再確認するとともに、生活の実態などを今後の児童の教育や密接な連携を図るために実施します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染予防対策のため、区全体としての交流事業等は実施ができませんでしたが、区役所のホームページを活用し、保護者向けの情報発信を行ったほか、関係施設の職員に対しては、オンラインを活用した研修(106園、186人が受講)や書面での意見交換(53施設が参加し、全施設に結果を配布)等を行うなど連携に取組ました。また小学校就学に向けて、小学校と協力して小学校案内DVDを作成し、保育所等に配布するなど、年長児への支援を行いました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、感染予防対策のため、区全体としての交流事業等は実施ができませんでしたが、区役所のホームページを活用し、保護者向けの情報発信を行ったほか、関係施設の職員に対しては、オンラインでの担当者連絡会を開催し、連携についての意見交換や研修等を行いました。(2回開催、延べ125施設の参加)</p> <p>また年長児の小学校就学に向けた取組として、小学校と連携して小学校案内動画を保育所等に配布するなど取組を行いました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、オンライン形式での実施を主体として各種会議等を実施しました。交流事業については、感染予防に留意し、幼稚園、保育所等の先生を対象とした小学校訪問を実施することができました。(17校で実施、延べ142園、延べ195名参加)また関係施設の職員に対しては、オンラインでの担当者連絡会を開催し、連携についての意見交換等を行いました。(2回開催、延べ147施設の参加)</p>	<p>令和2年度から4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、これまで一般的であった対面形式による各種取組が実施できない状況で、オンライン会議の活用など新たな実施手法により、連携の取組を行うことができました。</p> <p>今後は、対面形式での各種取組の再開に向けて、関係者と調整を行っていくとともに、オンライン形式の長所を取り入れた、新たな実施方法についても検討を行い、幼保小の連携を推進していく必要があります。</p>	C	こども未来局	宮前区保育総合支援担当
						多摩区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：区内の幼稚園、保育所等・小学校の職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援すること、また、幼児・児童に関する諸課題等について話し合い、連携・交流を図ります。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	<p>年度はじめの臨時休校など、新型コロナウイルスの感染状況拡大のため、当初計画されていた対面による関係者の会議や小学校と保育園・幼稚園等の相互訪問はすべて中止となりました。</p> <p>コロナ禍での直接交流が困難な状況の中、年長児がスムーズに小学校へ進学できるよう、区内の市立小学校の協力を得て、担当職員が全小学校を訪問し、校門や昇降口、教室の様子などを撮影し、学校毎にまとめたDVDを希望する保育園・幼稚園等に配布することで年長児が小学校に入学した後のイメージができるよう、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援する事業を実施し、配布後に意見集約を書面で行いました。</p>	<p>令和3年度もコロナ感染症拡大防止対策のため、対面による相互訪問などの交流や会議は中止となりました。</p> <p>代替として、区内全小学校の施設や教室の様子を学校毎にまとめた画像について、希望する小学校を保育園、幼稚園に調査してデータ配布することで、年長児が小学校のイメージを描きやすいように取組ました。</p> <p>また、オンラインによる会議環境が整ったため、実務担当者連絡会を2回オンラインで実施し、テーマに沿った講話(研修会)や地区別の講話(意見交換)を実施することができました。</p> <p>なお、「もうすぐ1ねんせい」を外国語版を含めて、各区共通で作成し、就学時健康診断の際に各小学校で対象児童に配布しました。</p>	<p>昨年度同様に全体が集まる会議、連絡会はオンラインによる会議となりました。一方、各公立小学校毎の意見交換会については、2校にて授業参観及び対面にて実施し、12校ではオンラインで実施しました。なお、園児、児童の相互交流については、感染状況を勘案し中止としました。</p> <p>幼児小が連携し「幼児期から児童期への接続による成長の一体的な支援事業はオンライン会議にて、「幼保小連携」をテーマにした講話を通じ、幼保小それぞれの取り組みについて事例検討を行いました。</p>	<p>コロナ禍の3年間はありましたが、1年目は会議を開催できず2年目からオンライン会議の環境が整備され対面によらない会議を開催することができました。</p> <p>しかし、児童、生徒の相互交流については感染拡大防止の面から実施ができませんでした。来年度以降は本格的に交流事業の再開が予定されていますが相互交流は3年間実施できておらず丁寧に準備し開催したいと考えています。</p>	C	こども未来局	多摩区保育総合支援担当
						麻生区幼・保・小連携事業	<p>■目的・目標：子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を支援します。</p> <p>■事業概要：幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの幼児期から児童期の接続の重要性を理解し、成長を一体的に支援するために、研修会や会議などの情報交換や保育体験等を実施し支援体制作りを進めます。</p>	<p>園長・校長連絡会、小学校訪問、幼稚園保育園訪問については、コロナ感染症拡大予防のため中止とし、スタートカリキュラム見学会についても、訪問を実施する次点で兼ね合わせとなりました。2回予定していた実務担当者連絡会については、1回は中止、2回はウェブにて講義を配信しました。</p> <p>子どもの発達や学びの連続性を保証するため、「コロナ禍における学びの保障や創意工夫について」アンケートを実施し、幼保小互いの情報を共有しました。</p>	<p>コロナ感染症拡大予防のため、園長・校長連絡会、スタートカリキュラム見学会を中止しました。2回予定していた実務担当者連絡会については、オンラインで開催しました。</p> <p>小学校訪問(令和2年度は中止)を実施し、小学校全16校の協力の下、幼稚園4園、保育園36園、延べ125名の年長児担当者が参加しました。</p>	<p>スタートカリキュラム見学会、小学校訪問(6月)、幼稚園保育園訪問については、コロナ感染症拡大予防のため中止しましたが、小学校訪問(11月)については、実施して、授業参観・懇談会を実施しました。また、園長・校長連絡会(1回)、実務担当者連絡会(2回)、代表者連絡会(2回)については、オンラインにて実施して、情報交換・交流の機会を確保しました。</p>	<p>令和2年度については、コロナの感染拡大が続き、学校や保育所等・幼稚園共、児童・職員の感染も相次ぎ、対面に追われる中で事業・会議共開催できなかった。令和3年度については、コロナの感染状況を踏まえつつ、オンラインにて実務担当者連絡会や情報交換会を開催したほか、秋季の小学校訪問を実施して授業参観・懇談会を行いました。令和4年度については、オンラインにて予定されていた会議は全てオンラインで行いました。対面でのイベントについては、コロナの感染状況を踏まえつつ秋季の小学校訪問を実施できました。</p> <p>令和5年度については、必要に応じてオンラインの会議開催も取り入れつつ対面での交流を復活させて、円滑な就学に向けた取組を進める必要があります。また、全市で架け橋プログラムを取り組むにあたり、その必要性について関係者と共有していくことが重要です。</p>	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。	26条		263		麻生区保育所等施設研修・交流・連携事業	<p>■目的：麻生区内の公・民保育所間で、園児や職員との交流・連携を行います。</p> <p>■事業概要：公開保育研修、行事見学、職員派遣研修、職員交流研修、保育交流等を行い、専門職としての業務の進め方や手段を学び、技術の向上を図ります。</p>	<p>コロナ禍で、園児や職員交流・連携などの交流事業は実施しませんでした。公開保育は公立園の保育実践について、民間保育施設へ資料を持参し説明しました。職員派遣は、密を避ける工夫をしながら、必要に応じて各保育施設で実施しました。</p>	<p>コロナ禍で、今年度も園児や職員交流・連携などの交流事業は対面ではできませんでした。公開保育は公立保育園が「子どもの人権」についてオンライン開催し民間保育施設と学び合いました。保育のポイント集を全園配布し、民間保育施設向けに「子どもの人権」をテーマに園内研修を実施しました。</p>	<p>令和4年度は、コロナの感染状況を踏まえて、園児や職員の対面での交流は見送らざるを得ませんでした。Webexを活用した園同士の交流を実施したり「子どもの人権」を内容に盛り込んだ公開保育をオンラインで行い公立保育園と民間保育施設の学び合い、交流を継続することができました。</p>	<p>コロナ禍においてもオンラインの活用など実施方法を工夫する中、公民館保育施設の交流の機会を確保することができた。子どもの人権について、保育のポイント集を活用したワークショップを実施したり、施設長連絡会で「子どもの人権」をテーマに公民館保育施設で意見交換ができ、麻生区全体で「子どもを大切に保育」を考え合うことができた。</p> <p>人権のワークショップを呼びかけているが、実施に至らない園も多い。今後も各園の課題に即した人権に関する園内研修など提案していく。</p>	C	こども未来局	麻生区保育総合支援担当
						小中連携教育推進事業	<p>■目的・目標：新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。</p> <p>■事業概要：中学校区ごとに連携校間において、課題の共有や児童生徒間の交流活動、教職員間の授業研究・研修会等を行います。</p>	<p>すべての中学校区において、一人一人の子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校及び幼稚園と小学校との異校種間連携における情報共有を行いました。</p>	<p>一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校及び幼稚園・保育園と小学校との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。</p>	<p>一人ひとりの子どもが安心して新しい環境で生活できるように、小学校と中学校等との情報共有する機会を設け、必要な支援等について情報交換を行いました。</p>	<p>学校が小中連携教育年間活動に基づき、教職員間での情報交換や児童生徒間での授業・部活動体験等の交流を行うことで、新しい環境での学習や生活に円滑に移行できる教育環境を整えることができました。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、児童生徒の交流活動を制限せざるを得ませんでした。一部ICTを活用した新たな交流を行う学校もありました。</p>	C	教育委員会事務局	教育政策室
(15)地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。	26条	265		265		母子保健指導者研修	<p>■目的・目標：研修等を実施し、母子保健に携わる職員等の資質向上を図ります。</p> <p>■事業概要：思春期から、妊娠・出産・育児にわたって一貫して支援するため、子育てをめぐる環境の変化に対応し適切な効果的な相談指導に当たれるよう研修を行います。</p>	<p>子どもの健やかな成長発達、妊娠期・周産期に係る母親の支援について、支援者の資質向上、多職種及び関係機関連携に向けた研修を実施しました。</p>	<p>子どもの健やかな成長発達、妊娠期・周産期に係る母親の支援について、支援者の資質向上、多職種及び関係機関連携に向けた研修を実施しました。</p>	<p>子どもの健やかな成長発達、妊娠期・周産期に係る母親の支援について、支援者の資質向上、多職種及び関係機関連携に向けた研修を実施しました。</p>	<p>支援者の資質向上に向けた母子保健指導者研修を実施しました。</p> <p>今後も多職種が子育てをとする保護者へ適切かつ効果的な相談指導や健診を充実できるように、適切な研修を行っていく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						妊娠・出産包括支援事業	<p>■目的・目標：川崎市妊娠・出産包括支援事業を実施し、子どもを産み育てやすい環境を整備します。</p> <p>■事業概要：家族等から十分な家事・育児の援助が受けられず、育児支援を必要とする妊産婦や家族に対して、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援を行うため、産後ケア事業、各種相談事業等を実施します。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、1756件の相談を受けました。</p> <p>各区地域みまもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年8回、日曜日に両親学級を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大のため、オンラインでも4回実施し、延べ191組の参加があり、育児知識の普及や個別相談を実施しました。</p> <p>助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型、来所型）を実施しました。宿泊型は延べ1031人、訪問型は延べ634人、来所型は延べ167人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、1964件の相談を受けました。</p> <p>各区地域みまもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年4回、日曜日に両親学級を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大のため、オンラインでも8回実施し、延べ426組の参加があり、育児知識の普及や個別相談を実施しました。</p> <p>助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型、来所型）を実施しました。宿泊型は延べ252人（延べ日数923日）、訪問型は延べ735人、来所型は延べ291人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠、出産、育児に関する電話相談を実施し、1797件の相談を受けました。</p> <p>各区地域みまもり支援センターで開催している平日の両親学級に参加できない、就労している妊婦やパートナー等を対象に、年8回、日曜日に両親学級を開催しました。オンラインでも4回実施し、延べ382組の参加があり、育児知識の普及や個別相談を実施しました。</p> <p>助産所に宿泊、または助産師が利用者の居宅を訪問して、母体ケアや乳児ケアを実施する産後ケア（宿泊型、訪問型、来所型）を実施しました。宿泊型は延べ252人（延べ日数923日）、訪問型は延べ735人、来所型は延べ291人の方が利用しました。</p>	<p>妊娠期から出産・育児にわたる切れ目のない支援のために、電話相談、休日の両親学級及び産後ケア事業を実施しました。</p> <p>妊娠、出産、育児に関する知識の不足や周囲の支援が届かないことが児童虐待につながるケースもあることから、引き続き産後間もない時期の母子の支援を行う必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（母子保健）
						要保護児童対策地域協議会（再掲）	<p>■目的・目標：児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営を適切に行います。</p> <p>■事業概要：要保護児童等の適切な保護を図るため、各種関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において情報交換や役割分担及び支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（開催回数16回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p> <p>また、登園自粛期間中の対応として、市のホームページを「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）、講演会を1回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p> <p>※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、講演会1回を中止としました。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（開催回数18回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）の運営手法について検討し、令和4年度から見直しを行います。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（開催回数19回）において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を実施しました。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）の運営手法の見直しを行い、新たなルールの下、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。</p>	<p>3年間を過ぎて、要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童等に関する情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を行える地域ネットワークを作り上げてきました。</p> <p>要保護児童等については、今後も地域ネットワークを活用しての支援が見込まれるため、ネットワークの更なる強化を行い効果的・具体的な連携を進められるような取り組み等を進めていく必要があります。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会（連携調整部会）については、新たなルールについて検証を行い、より効果的な運営方法等について引き続き検討していく必要があります。</p>	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室（事業調整担当）
						川崎区子ども総合支援ネットワーク会議（再掲）	<p>■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）、講演会を1回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p> <p>※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、講演会1回を中止としました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）、講演会を1回開催しました。会議や講演会においてオンラインツールを活用することで、コロナ禍においても子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）を開催しました。オンラインツールを活用することで、コロナ禍においても子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。</p>	<p>コロナ禍においてもオンラインツールを活用するなどして、3年間を過ぎて、要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童等に関する情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行い、児童虐待の早期発見、要保護児童等への適切な支援及び保護を行える地域ネットワークを作り上げてきました。</p> <p>子どもが抱える問題は多様化・複雑化しており、課題の解決に向けて、これまで以上に子育て支援関係機関との連携が不可欠です。会議・課題別部会等の運営方法や取組内容を継続的に見直ししながら、子どもの支援をより効果的に進める体制を構築する必要があります。</p>	C	川崎区役所	地域ケア推進課
						幸区子ども総合支援ネットワーク会議（再掲）	<p>■目的・目標：幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関（37団体）によるネットワーク会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）、講演会を1回開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p> <p>※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、講演会1回を中止としました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関（37団体）によるネットワーク会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）、講演会を1回開催しました。会議や講演会においてオンラインツールを活用することで、コロナ禍においても子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。</p>	<p>ネットワーク会議全体・こどもの地域包括ケア部会（令和3年度より両者を統合）を、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、子育てに関する講演会を2回（第1回「子どもが伸びる子育て環境」、第2回「コロナと共に生きる子どものこころ」）、いずれもオンライン方式で開催しました（参加38名）。</p>	<p>コロナ禍で子育て支援団体のつながりを持つことが難しい中、会場開催及びオンラインの併用によるハイブリッド方式での情報交換や講演会の運用を展開することができ、会議や講演会に参加しやすくなるなどの効果があったと考えています。</p> <p>withコロナに移行する中で、どういった工夫を行うことが各団体の活動の再活性化につながっていくのか等について、様々な検討を深めながらネットワーク及び取組を強化していく必要があります。</p>	C	幸区役所	地域ケア推進課

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	④令和3年度実施状況	⑤令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(14)地域における子育て及び教育環境の整備等	地域に関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通じて、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。	26条		270	40	中原区総合子どもネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を画面にて開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。</p> <p>また、子ども未来局企画課、中原区保育・子育て総合支援センター及び地域の子育て支援NPO法人から講師を招き、ネットワーク委員向けの研修をコロナ禍でも参加しやすい録画配信方式で開催することで、課題意識を高め子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p> <p>各部会は比較的人数の集まりであることから、オンライン会議やチャット等の新たな手法も取り入れ、継続して実施しました。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を画面にて開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。</p> <p>また、地域の子ども支援団体から講師を招き、ネットワーク委員向けの研修をコロナ禍でも参加しやすい録画配信方式で開催することで、課題意識を高め子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p> <p>各部会は比較的人数の集まりであることから、オンライン会議やチャット等の新たな手法も取り入れ、継続して実施しました。</p>	<p>区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議は40以上の団体により構成されていることあり、コロナ対策のため、従前のように一同に会してのワークショップ形式による交流や情報交換を行うことが困難でした。その中でもそれぞれの課題や取組状況を共有し、子どもや子育てに関する地域全体での課題認識ができるよう、また関係機関の連携がスムーズになるよう、オンライン会議等の新たな開催方式を取り入れて進めました。</p> <p>今後は感染状況を注視しながら、対面での交流の機会を増やしていきます。また、新たな担い手探しが大きな課題となっており、高齢化もあり、年々参加者が減少傾向にあります。区内で意欲的に活動されている団体や個人の方を探し、新たな仲間づくりの必要性を普及啓発していきます。</p>	C	中原区役所	地域ケア推進課	
				271	41	子育てネットワーク推進事業(再掲)	<p>■目的・目標：地域で支え合いながら子育てできる環境の向上を図ります。</p> <p>■事業概要：地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や転入者子育て交流会、講演会等を実施します。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議は、本会議3回(内1回は新型コロナウイルスの影響で書類送付のみ)、情報部会2回(子育て情報ガイドブックの編集等)、子育てグループ支援部会2回(子育てグループの活動上の課題把握等)、研修・企画部会2回(研修会の企画実施)、外部向け講演会1回を開催しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、子育てグループ交流会を中止しました。転入者子育て交流会は、春の会は中止とし、秋に感染予防対策を十分に講じたうえで規模を縮小し開催しました。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議は、本会議3回(内1回は新型コロナウイルスの影響で書類送付のみ)、情報部会2回(子育て情報ガイドブックの編集等)、子育てグループ支援部会3回(子育てグループの活動上の課題把握等)、研修・企画部会2回(研修会の企画実施)、外部向け講演会1回を開催しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染対策を実施しながら、子育てグループ交流会を開催しました。転入者子育て交流会は、春と秋に感染予防対策を十分に講じたうえで規模を縮小し開催しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、「Withコロナ時代の子育ての状況と課題」について報告や意見交換を行った、「川崎市子ども・若者調査報告」や「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」「性教育」などの研修を行ったりすることで、地域の関係機関や団体等と連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、地域で支え合いながら子育てできる環境を推進することができました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインを活用が進みましたが、子育てグループの活動が難しかったためより一層の支援が必要です。また、子育て情報を発信するだけでなく必要の方に届ける必要があるため情報提供の方法について検討の余地があります。今後も、引き続き地域で支え合いながら子育てできる環境をめざして取り組みます。</p>	C	高津区役所	地域ケア推進課	
(15)子どもの居場所の確保	地域において、子どもがあらのままの自分でいられ、休息して自分を振り返ることができ、安心して人間関係を築き、くつろぐことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。	27条		272	42	子ども支援ネットワーク事業(宮前区)(再掲)	<p>■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な課題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。</p> <p>■事業概要：子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会(こしれん)」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議1回、子育て支援関係者連絡会3回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議2回(オンライン開催：1回)、子育て支援関係者連絡会5回を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。</p>	<p>子ども・子育てネットワーク会議を2回、子育て支援関係者連絡会を6回開催し、関係機関・団体による情報共有と相互の連携を強化することで、子ども・子育て支援の推進を図りました。</p> <p>また、子育てに関するイベント「つながるむくらす」をオンラインにより開催しました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により集まるのが難しい中、対面・オンラインの併用により会議を開催し、子ども・子育てに関する関係者と情報共有、連携を図りました。</p> <p>今後も、関係機関・団体と協力・連携して、子ども・子育て支援に取り組む必要があります。</p>	C	宮前区役所	地域ケア推進課
				273	43	こども・子育て支援地域連携事業(再掲)	<p>■目的・目標：多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関が子育て支援の現状や課題を共有・検討するネットワークづくりを強化し、地域全体での子育て支援を推進します。</p> <p>■事業概要：地域で子育て支援に関わる各活動が、目的や価値観を共有するための「多摩区こども・子育て支援基本方針」をもとに、「多摩区こども総合支援連携会議」や「たまっ子育て成会議」を開催し、子育て支援を現状や課題の共有や検討を進めていきます。</p>	<p>区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を画面会議で開催しました。画面会議では、各団体のコロナ禍における子ども・子育て支援の現状や課題などを事前に回答いただき、共有を行いました。</p> <p>また、「たまっ子育て成会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しましたが、「子どもたちと共に多様な人たちが多様なままでいきいきと生きるために」をテーマに参加予定者等を対象とした講演会を開催しました。当日の講演会については、当日参加できない方むけに録画収録を実施しました。</p>	<p>区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を画面会議で開催しました。画面会議では、各団体のコロナ禍における子ども・子育て支援の現状や課題などを事前に回答いただき、共有を行いました。</p> <p>また、「たまっ子育て成会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しましたが、「子どもたちと共に多様な人たちが多様なままでいきいきと生きるために」をテーマに参加予定者等を対象とした講演会を開催しました。当日の講演会については、当日参加できない方むけに録画収録を実施しました。</p>	<p>区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催することにより、子育て支援の現状や市・区の取組など共有することができ、多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関のネットワークづくりを推進することができました。</p> <p>また、市が行った調査により、「新型コロナウイルス感染拡大前と比べて、子どもたちの生活面で心配なことがあるか」という保護者への問いに対して、「ゲーム・PC・スマホなどを利用する時間が増えた」との回答が最も多いという結果がでました。それを受けて、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、ネット・ゲーム・スマホ依存について、ネットやゲームの現状、子どもに与える影響、家庭等で実践できる対策等を正しく理解していただくため、本講演会を開催しました。</p>	<p>「多摩区こども総合支援連携会議」を開催することにより、子育て支援の現状や市・区の取組など共有することができ、多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関のネットワークづくりを推進することができました。</p> <p>今後も、区内の子ども・子育て支援を実行力のあるものにするため、子ども・子育て支援に関わる団体や機関同士の関係づくりをさらに進めていく必要があります。</p>	C	多摩区役所	地域ケア推進課
				274	44 183	麻生区子ども関連ネットワーク会議(再掲)	<p>■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。</p> <p>■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図りました。</p>	<p>対面とオンラインを併用した会議等を開催し、コロナ禍でも、情報共有や相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を図りました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議及び委員向け研修等を開催し、意見交換するなど、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。</p> <p>また、区内の子育て関連サークル等の交流会をオンラインで実施し、活動に関する意見交換・情報共有を行いました。</p>	<p>区内の子どもに関わる団体・関係機関等の連携を促進し、子育てや子どもの育成を地域全体で支援するような地域づくりに寄与しました。</p> <p>多くの団体・関係機関等に参加していただくため、議事や事業内容に合わせて、オンライン活用など開催方法の工夫を行います。</p>	C	麻生区役所	地域ケア推進課
				275		学習支援・居場所づくり事業	<p>■目的・目標：「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯等のこどもの高校進学を支援します。</p> <p>■事業概要：小学5～中学3年生を対象に、市内14か所週2回、1回2時間(小学5～中学2年生は原則週1回)の学習支援を実施します。</p>	<p>令和2年度は、小学生支援を市内12か所、中学生支援を市内14か所で開催し、令和3年3月末時点で424名の小中学生が登録・利用しました。</p>	<p>令和3年度は、小学生支援を市内13か所、中学生支援を市内15か所で開催し、令和4年3月末時点で429名の小中学生が登録・利用しました。</p>	<p>全ての教室で対象学年を小3～中3に拡充しました。また、2つの教室を新規開設し、全17か所で開催しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による利用登録者数の減少が懸念されましたが、令和5年3月末時点の登録者数は小中学生併せて448名となっており、前年同月から19名の増加となりました。</p>	<p>貧困の連鎖防止を目的として、居場所の提供やキャリア教育、高校進学に向けた学習支援等を実施し、事業を利用した中学3年生のほぼ全員が高校等への進学を達成しました。また、毎年度教室を新規開設し、全区2か所以上の実施体制を整備しました。令和4年度には、従前は小3からとした対象学年を小3からに拡大し、より早期の段階から、学習面でのつまづきや意欲低下を防ぐための支援に取組んでいます。</p> <p>教室数や対象学年を拡充してきた一方で、登録者数の伸びは低調となっています。また、特に高校受験を控えた中3生の出席率が低いことが課題となっています。</p> <p>生活保護ケースワーカー等からの家庭への利用勧奨のほか、子どもに直接アプローチするため、学校等関係部署との連携強化が必要です。</p>	C	健康福祉局	生活保護・自立支援室
276		子ども夢パーク事業(プレーパーク事業)	<p>■目的・目標：プレーパークでの遊びを通して、自分で考え、決めて、自由に遊び、その中から子ども自身が判断できる力を育みます。</p> <p>■事業概要：子ども夢パークにおいて、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切に、禁止事項を極力作らない、プレーパークでの遊びを支援します。</p>	<p>子どもの「やってみたい」という気持ちを大切に、遊びを制限するような禁止事項をできるかぎりつくらず、子どもが自分で決めて実行するプロセスを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク)事業」を実施しました。</p>	<p>子どもの「やってみたい」という気持ちを大切に、遊びを制限するような禁止事項をできるかぎりつくらず、子どもが自分で決めて実行するプロセスを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク)事業」を実施しました。</p>	<p>子どもの「やってみたい」という気持ちを大切に、遊びを制限するような禁止事項をできるかぎりつくらず、子どもが自分で決めて実行するプロセスを大事に、「冒険遊び場(プレーパーク)事業」を実施しました。</p>	<p>プレーパークでの自由な遊びをおとして、子どもたちの自分で考え、決めて、判断できる力を育むことができました。</p> <p>今後も、プレーパークでの遊びを通して、自分で考え、決めて、自由に遊び、その中から子ども自身が判断できる力を育む必要があります。</p>	C	こども未来局	青少年支援室				

推進施策	計画期間の取組内容	条例 の条 数	重点 的取 組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年 間の自 己評価	⑧所管 局	⑨所管 課
(15)子どもの居場所の確保	地域において、子どもがあらまの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	27条		277	201	子ども文化センター（再掲）	<p>■目的・目標：自由に遊び、学びあひながら、児童の自主性・創造性・協働性を養います。</p> <p>■事業概要：児童厚生施設として地域住民等と連携しながら、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図ります。</p>	<p>各子ども文化センターにおいて、工作教室やその他体験事業等、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。（令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事業の実施回数は減少しています。）</p> <p>具体的には、スタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、子ども文化センターの行事において企画をめぐって子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、地域交流・多世代交流などで多くの高齢者をめめた大人と子どもが触れ合い、絵画や作品の展示会など自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。</p>	<p>各子ども文化センターにおいて、工作教室やその他体験事業等、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図りました。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施回数は減少していますが令和3年度に比べると回復傾向にあります。）</p> <p>具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、子ども運営会議を通してスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、子ども文化センターの行事において企画をめぐって子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者をめめた大人と子どもが触れ合い、絵画や作品の展示会など自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。</p>	<p>各子ども文化センターにおいて、地域住民や関係機関と連携した種々の事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。（令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施回数は減少していますが令和3年度に比べると回復傾向にあります。）</p> <p>具体的には、普段のコミュニケーション、意見箱、子ども運営会議を通してスタッフが子どものやりたいことに耳を傾け、子ども文化センターの行事において企画をめぐって子どもが担う機会を提供して、活動を支援しています。また、オンラインの活用など事業の実施方法を工夫しながら地域交流・多世代交流などで多くの高齢者をめめた大人と子どもが触れ合い、絵画や作品の展示会など自らを表現できる機会を提供して、活動を支援しています。</p>	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を行いました。（新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施回数は減少していますが回復傾向にあります。）	C	子ども未来局	青少年支援室
						冒険遊び場活動支援事業（再掲）	<p>■目的・目標：身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの自由な発想で遊びを創り出し、失敗などもしながら自由に遊ぶことのできる次世代育成の場づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：公園を活用し、与えられた道具だけではなく、思いきり遊ぶことのできる外遊びの環境を確保し、地域において定期的に遊ぶことのできる場を提供します。</p>	<p>区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、シンポジウム1回、ブラッシュアップ研修1回を開催するとともに、活動紹介リーフレットを4000部作成し、区内小学1年生等に配布することにより、子どもや保護者への広報を行いました。</p>	<p>区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、冒険遊び場活動の普及・啓発に向けて、講座2回、ブラッシュアップ研修1回を開催するとともに、活動紹介リーフレットを4000部作成し、区内小学1年生等に配布することにより、子どもや保護者への広報を行いました。</p>	<p>区内登録団体6か所の冒険遊び場活動が円滑に行われるよう支援し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる場の確保や、地域における子どもの育ちの場及び居場所の確保へつなげました。また、活動の担い手を増やすために、活動団体と連携して広報を行いました。</p> <p>今後、地域において定期的に遊ぶことのできる場の提供に取り組む必要があります。</p>	C	宮前区役所	地域ケア推進課	
						地域の寺子屋事業（再掲）	<p>■目的・目標：地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートする仕組みづくりと、シニア世代の知識と経験を活かして多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進め、子ども達の学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。</p> <p>■事業概要：地域の主体的な取組として、学校施設を活用しながら、放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	<p>市内65か所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。</p>	<p>市内76か所へ寺子屋を拡充しました。各寺子屋では、新放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。</p>	<p>市内89か所へ寺子屋を拡充しましたが、目標値である93か所を下回りました。各寺子屋では、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動の実施を通して、子どもたちと地域の大人、親子、異学年の子ども同士での世代間交流を進めました。</p>	寺子屋の設置箇所数の増等により、寺子屋事業を運営する寺子屋コーディネーターや寺子屋先生が増え、地域人材による当該事業を通じ、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ることができました。	D	教育委員会事務局	地域教育推進課
不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。	27条			280	90	子ども夢パーク事業（不登校児童生徒居場所事業）（再掲）	<p>■目的・目標：不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを目指します。</p> <p>■事業概要：学校や家庭・地域の中に居場所を見い出せない子ども一人ひとりが、安心して過ごせる居場所をつくり、多様に育ち学ぶことを支援します。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。</p>	<p>フリースペースえんにおいて、居場所を見い出せない子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、保護者とともに子どもたちの多様な学びを支援しました。子どもの参画の下、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりを実施しました。</p>	フリースペースえんにおいて、子どもの参画の下、様々な企画や講座を開催したほか、個別学習支援等をおして不登校となった児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりが実現できました。	C	子ども未来局	青少年支援室
						思春期問題対策事業（子どもサポート旭町）（再掲）	<p>■目的・目標：不登校等の子ども及びその保護者の孤立を防ぎ、社会参加を支援します。不登校等の子どもたちの孤立を防ぎ、社会参加を支援し、学校への復帰や進学等将来への展望につなげます。</p> <p>■事業概要：不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「子どもサポート旭町」を週4回開催し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会として、「不登校保護者の会」を懇談会、講演会、個別面談の形式で年3回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「子どもサポート旭町」を週4回開催し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会として、「不登校保護者の会」を懇談会、講演会、個別面談の形式で年3回行い、子どもへの理解や親子の孤立防止に貢献しました。</p>	<p>不登校、ひきこもりなどの子どもとその保護者が安心して利用できるフリースペース「子どもサポート旭町」を週4回開催し、子ども一人ひとりに適した社会参加を促すことができました。また、不登校等の子どもをもつ保護者のための学習会として、「不登校保護者の会」を懇談会や、保護者・支援者に子どもサポート旭町をより広く知ってもらうための施設見学会を2回開催し、保護者に対する支援や情報発信を行うことができました。</p>	<p>子どもサポート旭町」を週4回開催し、学校や家庭以外の居場所をつくることで、児童・生徒同士の交流や社会参加等の支援を行うことができました。また、「高校生との交流会」を計6回開催して不登校児童・生徒の不安の解消につなげるとともに、「不登校保護者の会」を計5回開催し、併せて個別面談や施設紹介の動画作成等を行うことで、保護者に対する支援や情報発信を行うことができました。</p> <p>地理的に子どもサポート旭町への通所が困難な子どもや課題を抱える高校生の居場所づくりについて、庁内の関係部署や地域相談支援センター等の関係機関と連携しながら、支援の充実を進める必要があります。</p>	C	川崎区役所	地域ケア推進課	
						不登校対策連携会議（再掲）	<p>■目的・目標：不登校対策に関わる施設や関係機関が連携することで、不登校の子どもへの支援の充実を図ります。</p> <p>■事業概要：不登校対策に関わる施設や関係機関との連携会議を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向け取組ます。また不登校相談会の実施や、進路情報説明会を実施し、不登校の子どもにも進路などの必要な情報が得られるよう支援を行います。</p>	<p>コロナウイルス感染拡大防止のため、第一回目の会議を中止し、第二回目の会議は書面開催としました。コロナ禍の不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換を通して、各機関・施設で行えることや連携して取組めることなどについて意見交換を行い、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。</p> <p>また、相談会・進路情報説明会では、コロナ禍での開催となったため、例年よりも少ない135名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。</p>	<p>コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回目の会議は開催しましたが、第2回目の会議は書面開催としました。コロナ禍の不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換を通して、各機関・施設で行えることや連携して取組めることなどについて意見交換を行い、不登校の子どもへの支援の充実を図りました。</p> <p>また、相談会・進路情報説明会では、コロナ禍での開催となったため、例年よりも少ない1100名の来場者があり、参加した子どもたち、保護者に必要な情報提供を行いました。</p>	<p>不登校対策連絡会議（旧連携会議）を6月と2月の年2回開催し、不登校にかかわる各関係機関・施設との情報交換や具体的な事例を通しての意見交換をすることで、不登校の子どもへの支援の充実を図ることができました。9月に行った相談会・進路情報説明会では、173名の来場者があり、子どもや保護者に連絡についてや居場所・学びの場についての情報提供を行い、成果を残すことができました。</p>	<p>コロナ禍もあり、対面での開催ができないこともありましたが、NPOも含めた、川崎市内の不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡会議を定期的に開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に向けた取組を進めることができました。また不登校相談会、進路情報説明会を開催し、学校に行けなくても、子どもたち一人ひとりのニーズに合った情報が得られるよう支援を行いました。</p> <p>今後関係機関で連携し、支援の充実を図ってまいります。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター
						適応指導教室（ゆうゆう広場）（再掲）	<p>■目的・目標：不登校の状態にある子どもの居場所として適応指導教室（ゆうゆう広場）を設置運営し、小集団による体験活動等を通して、学校復帰や社会的な自立を支援します。</p> <p>■事業概要：適応指導教室（ゆうゆう広場）において、通級する子どもたちの状態に応じた活動を展開するために、担当者による情報交換と研修を行うなど、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努めます。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和2年度は、191名が通級登録しました。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和3年度は、179名が通級登録しました。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や、自尊感情を高め、学校への復帰や社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。令和4年度は、202名が通級登録しました。</p>	<p>市内6箇所のゆうゆう広場を運営して、不登校児童生徒の社会的な自立につながるような支援を行いました。また、相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有と相談技能の向上を図りました。</p> <p>コロナ不安等もあり、不登校について、背景や要因はますます多様化複雑化することが考えられますが、どのような状況下でも、通級する子どもたちが安心・安全に過ごし、自己肯定感を高める活動を継続すると同時に、周知活動をさらに進め、ニーズのある子どもに支援が届くように努めていきます。</p>	C	教育委員会事務局	教育相談センター

推進施策	計画期間の取組内容	条例の条数	重点的取組	No.	再掲	①事業名	②事業概要等	③令和2年度実施状況	③令和3年度実施状況	④令和4年度実施状況	⑥3年間の成果・課題	⑦3年間の自己評価	⑧所管局	⑨所管課
(15)子どもの居場所の確保 地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。	子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施します。	27条		284		子どもの権利に関する条例のパンフレットやちらし等による広報（居場所）	<p>■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の児童生徒や子育て施設の児童及び職員が川崎市子どもの権利条例を知り、理解を深めるために事業を実施します。</p> <p>■事業概要：子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレット等を学校、施設や関係機関等で配布することにより、広く市民に子どもの居場所の大切さについて広報します。</p>	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校全児童に87,456部一斉配布しました。また、条例パンフレットを中学校、高等学校の全生徒及び保育園等、市内子育て関連施設に9,501部、春の新入学生保護者用として114校に84,950部配布し、子どもの権利の広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布時に校長会にて依頼しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校の全児童に142,330部一斉配布しました。市内小学校114校の新1年生向け学校説明会の際に17,570部配布しました。また、2種類あった条例パンフレットを統合し、学校及び保育園、子育て関連施設や市設に7,221部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。なお、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて資料配布し、依頼しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校の全児童及び保育園、子育て関連施設に14,186部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。また、パンフレット等の一斉配布にあたっては校長会にて資料配布し、依頼しました。そのほか、今年度は民生委員の改選に合わせて1,525部一斉配布しました。	子どもの権利条例のパンフレット・リーフレットの毎年配布をとおして、子どもの居場所について広報することができました。子どもの「居場所」としての施設をより多くの子どもやおとなに周知・活用してもらうためにも、引き続き条例パンフレット等を配布する必要があります。また講師派遣等も含め広く知らせるよう、配布方法等も検討する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
						子ども夢パーク事業（周知・広報）	<p>■目的・目標：子どもの居場所の考え方や役割等についての理解の促進を図ります。</p> <p>■事業概要：広報誌「夢パークつうしん」を企画、発行し、地域や公共施設に配布することなどにより、夢パークの理念や役割を周知して利用を促進します。</p>	スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎市内全小学校（近隣小学校は全家庭数を配布）、公共施設（市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等の青少年施設など）に隔月で8,500部を配布しました。また、子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配布し、広報の周知徹底を図りました。また、SNSを活用し、夢パークの様子を発信しました。	スタッフ、支援委員会を中心に編集委員会を組織し、「夢パークつうしん」を発行しました。地域住民、町内会、川崎市内全小学校（近隣小学校は全家庭数を配布）、公共施設（市役所、区役所、市民館、図書館、こども文化センター等の青少年施設など）に隔月で8,000部を配布しました。また、子育てイベントや講演会、視察・見学の際も積極的に配布し、広報の周知徹底を図りました。また、SNSを活用し、夢パークの様子を発信しました。映画「ゆめパークのじかん」やドキュメンタリー番組でも夢パークが取り上げられ話題になりました。	指定管理者による「夢パークつうしん」の配布やメディア・SNS等をおして、子どもの居場所についての考え方の普及を図ることができました。今後も、子どもの居場所の考え方や役割等についての理解の促進を図る必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室	
(16)地域における子どもの活動の支援 地域における子どもの自主的な活動を奨励し、その支援に努めます。	行政区、中学校区における子ども会議の取組を支援し、地域における子どもの自主的な活動を奨励します。	28条		286	254	地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）（再掲）	<p>■目的・目標：子どもの地域参加を促進します。</p> <p>■事業概要：行政区・中学校区地域教育会議において子ども会議を開催し、子どもの意見交流や社会参画を進める取組を実施します。</p>	例年、7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行っていますが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言が発出され、学校も臨時休業となるなど、事業の企画や実施に大きな困難を伴いました。そのような中でも、感染症対策を講じ、オンライン活用等の工夫により定例会等を開催するほか、オンラインによる子ども会議を実施した事例もありました。また、市と行政区の子ども会議は、権利の日のついでいかわさき子ども集会等の企画を通して連携を意図した取組を行いました。	例年、7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行っていますが、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴う緊急事態宣言の発出等を受け、事業の企画や実施に大きな困難を伴いました。そのような中でも、感染症対策を講じ、対面による開催のほか、オンライン活用等の工夫が見られました。また、11月に開催された「子どもの権利条約フォーラム2021inかわさき」にも参画するなど、交流や参画の視点で取組を行いました。	新型コロナウイルス感染症の大きな影響が残るなか、各地域の情報共有の機会を設けるなどの支援を行い、多くの地域で子ども会議が開催できました。	新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動の実施に深刻な影響ありましたが、地域での子どもの権利を担保するための検討が進みました。課題としては、地域交流の希薄化等で、地域活動自体が縮小化する地域があり、地域主体の活動への支援が挙げられます。	C	教育委員会事務局	地域教育推進課